

平成31年 2 月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
平成31年 3 月 6 日～ 8 日・12日

場 所 第 3 委員会室

平成31年 3月 6日 (水曜日)

午前 9 時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成31年度宮崎県一般会計予算
- 議案第15号 平成31年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成31年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成31年度宮崎県公営企業会計(電気事業) 予算
- 議案第18号 平成31年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 予算
- 議案第19号 平成31年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業) 予算
- 議案第29号 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第 6 号)
- 議案第63号 平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第 1 号)

- 議案第64号 平成30年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第65号 平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業) 補正予算(第 2 号)
- 議案第77号 宮崎県電気事業会計減債積立金の目的外使用について
- 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
  - ・平成30年中の交通事故の概要と取組について
  - ・緑のダム造成事業記念植樹祭について
  - ・五ヶ瀬中等教育学校における男女比の改善等に係る対応について
  - ・学校における働き方改革推進プラン(最終案)について
  - ・次期「宮崎県教育振興基本計画」の策定について
- 教育委員との意見交換
  - ・教職員の働き方改革について
  - ・開かれた学校づくりについて

出席委員(7人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	河 野 哲 也
委 員	冏 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	郷 治 知 道
警務部長	大 塚 祥 央
警務部参事官兼 首席監察官	時 任 和 博
生活安全部長	河 野 重 定
刑事部長	廣 澤 康 介
交通部長	谷 口 浩
警備部長	小 野 博
警務部参事官兼 会計課長	河 野 晃 央
警務部参事官兼 警務課長	福 永 光 宏
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	鍋 倉 幸 次
総務課長	上 平 賢 一
少年課長	宮 崎 俊 昭
生活環境課長	井 上 保 志
交通規制課長	日 高 靖 和
運転免許課長	日 高 好 章

企業局

企業局長	岡 師 雄 一
副局長 (総括)	佐 野 詔 藏
副局長 (技術)	土 屋 喜 弘
技 監	喜 田 勝 彦
総務課長	奥 浩 一
経営企画監	新 穂 浩 一
工務課長	平 松 信 一
電気課長	森 本 誠 二
施設管理課長	山 下 正 次
総合制御課長	上 石 浩

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
副 教 育 長	武 田 宗 仁
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 田 郷 志
教 育 次 長 (教育振興担当)	金 子 文 雄
教育政策課長	中 嶋 亮
財務福利課長	柚木崎 誠一朗
育英資金室長	重 盛 俊 郎
高校教育課長	川 越 淳 一
義務教育課長	黒 木 貴
特別支援教育課長	酒 井 裕 市
教 職 員 課 長	黒 木 健 一
生涯学習課長	後 藤 克 文
スポーツ振興課長	萩 尾 英 司
高校総体推進課長	米 丸 麻 貴 生
文化財課長	谷 口 武 範
人権同和教育課長	鎌 田 剛 史
図 書 館 長	金 子 洋 士
美術館副館長	加 塩 美 昭
総合博物館長	黒 木 義 博

事務局職員出席者

政策調査課主査	甲 斐 健 一
議事課主任主事	石 山 敬 祐

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしております日程案をごらんください。

本日は、補正予算関連議案等について審査を行い、あす以降、当初予算関連議案等について

審査を行うということにしておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付をしております委員会審査の進め方案をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業、新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて平成29年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算議案の審査についてであります。

当初予算の審査に当たっては、長くなることから、教育委員会については3グループに分けて審査を行い、最後に総括質疑の場を設けたいと存じますが、審査方法について御異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第34号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付をしております資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、御参考

にお配りをしております。ご確認をいただきたいと思っております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、本部長の説明を求めます。

○郷治警察本部長 警察本部でございます。

御審議いただきます案件の御説明の前に、おわびを申し上げたいと思っております。既に広報いたしまして、報道等されておりますが、去る1月25日に窃盗事案で本県の警察官に対しまして、停職6カ月、また、強制わいせつ事案で本県警察の事務職員に対しまして、停職3カ月の懲戒処分をそれぞれ行いました。これらの事案の発生はまことに遺憾ございまして、被害関係者の皆様及び常任委員会の常任委員の皆様を初めとして、県民の皆様には深くおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

県警といたしましては、今後の再発防止はもとより、組織の総力を挙げまして、県民の期待と信頼に応える、強くしなやかな警察活動を推進いたしまして、安全で安心して暮らせる宮崎県の実現に尽くしてまいりたいと考えております。

渡辺委員長を初め、常任委員の皆様には、今後とも御指導のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、春の人事異動に伴いまして、執行部の職員に変更がありましたので、私から御紹介申し上げました後に、議案として平成30年の宮崎県一般会計の補正予算と報告事項といたしま

して、損害賠償額を定めたこと、その他の報告事項といたしまして、平成30年中の交通事故の概要と取り組みの3項目につきまして、それぞれの担当部長から御報告をさせます。

それでは、執行部の職員を建制順に御紹介いたします。

警務部長の大塚警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の時任警視正でございます。

生活安全部長の河野重定警視正でございます。

刑事部長の廣澤警視正でございます。

交通部長の谷口警視正でございます。

警備部長の小野警視正でございます。

警務部参事官兼会計課長の河野晃央警視でございます。

警務部参事官兼警務課長の福永警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の鍋倉警視でございます。

総務課長の上平警視でございます。

少年課長の宮崎警視でございます。

生活環境課長の井上警視でございます。

交通規制課長の日高靖和警視でございます。

運転免許課長の日高好章警視でございます。

以上が、本日出席の警察本部執行部の職員でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私からは、以上でございます。

**○渡辺委員長** 本部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

**○大塚警務部長** それでは、平成31年2月定例県議会提出の議案第49号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の2枚目、資料1、平成30年度2月補正予算についてという題名の資料と平成30年度2月補正歳出予算説明資料の463ページ以降により、御説明させていただきます。

それでは、資料1の1、2月補正予算の概要をごらんください。

本議案に係る補正予算はマイナス4億5,854万1,000円の減額補正であります。その内訳は、人件費の執行残及び物件費の入札残等による減額などであります。

また、今回の補正によりまして、補正後の予算額は恩給及び退職年金費を除きまして、263億6,542万7,000円となります。

それでは、今回の補正の内容を科目別、事項別に御説明いたしますので、資料1の2、事項別補正予算額と主な補正事業をごらんください。

歳出予算説明資料につきましては、467ページからになります。

資料1の項目2の一覧表、最上段左側に記載しております会計、科目、事項の欄をごらんください。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬、補正額マイナス62万4,000円及びその下の(事項)委員会運営費、補正額マイナス53万4,000円でございますが、この減額は実績日数が見込みより少なかったことによる日額報酬の不用額と旅費等の執行残であります。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費、補正額マイナス2億5,450万1,000円でございますが、これは職員の人件費に係る補正であり、その主なものは、育児休業者、年度途中退職者及び退職者に係る給料等の不用額であります。

次に、(事項)運営費、補正額マイナス7,404

万円でございますが、その主な不用額または執行残としては、産休及び休職する職員が見込みより少なかったことから、代替臨時職員の採用が少なかったことによる、臨時職員雇用賃金等の減額マイナス1,252万円、駐在所に勤務する警察官の配偶者が警察官の不在時に駐在所に来所した住民等の応接を行うことに対する謝金等として、駐在所等協力家族報償費、駐在所等接遇費、交番等接遇費がありますが、家庭の事情等により配偶者が同居できなかったことによる不用額マイナス2,293万9,000円、改元に伴うシステム改修に要する経費の執行残マイナス1,000万6,000円でございます。

次に、(目) 装備費(事項) 装備費、補正額マイナス472万8,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備資機材に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、入札の結果、執行残が生じた警察車両の計画的更新整備事業費マイナス207万9,000円でございます。

次に、(目) 警察施設費(事項) 警察施設費、補正額マイナス1,195万8,000円でございますが、これは警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものとしては、移転により建てかえを予定していた小林警察署真方駐在所の現地建てかえに伴う用地購入費の不用額マイナス706万1,000円でございます。

次に、(事項) 警察署庁舎建設費、補正額マイナス400万円でございますが、これは、警察署庁舎建設に要する経費として、えびの警察署庁舎建設整備事業がありますが、入札の結果、執行残が生じた旧えびの警察署の解体工事費であります。

次に、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費、

補正額マイナス1,978万8,000円でございますが、これは運転免許試験及び各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、平成21年1月から導入されているICカード運転免許証を発行するための装置のリースや消耗品の購入等に要する経費として、運転免許証ICカード化導入事業がありますが、更新者数が当初見込んでいた人数よりも少なくなる見込みであることなどから、ICカードの購入費マイナス410万6,000円を減額するものであります。

次に、(項) 警察活動費(目) 警察活動費(事項) 一般活動費、補正額マイナス7,624万9,000円でございますが、これは、生活安全・刑事及び交通等警察活動全般に要する経費の執行残等に伴う補正でありまして、その主な不用額または執行残としては、警察本部や警察署で使用する電話回線使用料などの不用額による警察電話専用料等警察電話通信費の減額マイナス1,321万6,000円、現地調査、データ入力委託業務の入札の結果、現地調査に係る委託料の単価が安価になったことによる自動車保管場所証明事務に要する経費の減額マイナス1,134万7,000円、被留置者の給食数が年間延べ2万3,000人を下回る見込みとなったことによる被留置者経費の減額マイナス761万円、各事業に属さない警察活動全般における旅費の不用見込み額や各種委託料の執行残等によるその他警察活動経費等の減額マイナス1,631万4,000円でございます。

次に、(事項) 交通安全施設維持費、補正額マイナス3万2,000円でございますが、この減額は信号機、灯火標識、交通情報板等の交通安全施設の維持に係る業務の執行残等によるものであります。

次に、(事項) 交通安全施設整備事業費、補正

額マイナス1,208万7,000円でございますが、その主なものとしては、交通管制及び信号機改良等整備費、円滑化対策事業費及びコンクリート製信号機柱の鋼管柱化があります。

これらは、信号機を高度化し、車がスムーズに流れる仕組みを構築するため、国庫補助対象の事業となっておりますが、これらのいずれの事業についても、警察庁が財務省に対して要求した補助金の予算が財務省の査定により減額されたことに伴い、本県に対する補助金につきましても、交付決定額が減額されたものです。

その一方で、交通管制及び信号機改良等整備費につきましては、国の防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策による平成30年度二次補正に伴い、大規模な災害時における機能維持を図るための対策として、信号機電源付加装置の予算が認められ、減額分より増額分が上回ったことから、増額補正をお願いするものであります。

これらの結果として、交通管制及び信号機改良等整備費の増額プラス1,358万6,000円、円滑化対策事業費の減額マイナス1,278万4,000円、コンクリート製信号機柱の鋼管柱化の減額マイナス1,278万円となっております。

引き続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

お手元の平成31年2月定例県議会提出予算事項別明細書の345ページの一番下の段をごらんください。

警察本部の平成30年度の繰越明許費は、交通安全施設整備事業、予算額5,224万6,000円の1件でございます。

これは、先ほど御説明いたしました、国の防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策による平成30年度二次補正に伴う信号機電源付

加装置の整備事業であります。工期が不足しますことから、次年度に繰り越すものであります。

以上であります。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案に関する質疑はございませんでしょうか。

○函師委員 説明のありました、警察本部費の中の改元に伴うシステム改修に要する経費なんですけれども、この改元に伴うさまざまなシステム改修がされていると思うんですが、具体的には、どういう内容で、例えば、皆さん方の業務にはどういう影響がこの改元に伴って出てくるのか、主なものをちょっと教えていただきたいんですが。

○大塚警務部長 主なシステムを申し上げますと、警察安全相談管理システム、これは、警察に対して県民の方々からさまざまな相談が寄せられておりますけれども、それを一元的に管理するシステムでございます。

そのほか通信指令システム、これは110番の受理を行い、現場に対して指令を行うシステムでございます。

そのほか、交通事故事件捜査支援システム、という交通事故が発生した場合の事故捜査を効率的に行うためのシステムであったりとか、交通切符管理システムが主なものとしてございます。

○函師委員 元号が変わるということで、単なる表記のところを全て入れかえるような単純なシステムの改修ではなくて、やはり、それに伴って内容をある程度、また変えていくようなところも出てくるものなのではないでしょうか。

○大塚警務部長 もともとシステム改修が別途予定されているものについては、それに合わせ

て変更することができるんですけども、これらに関しましては、システムの更新のタイミングではなかったものですから、今回の変更分は、新たな元号を追加できるような形に、今のシステムを改修します。

○**凶師委員** では、続けて、今度は運転免許費の内容なんですけど、減額の理由が、更新者が減ったということなんですけれども、やはり、これは、私は質問でも取り上げさせていただいたんですが、認知症の方に対する指導と、あと、自主返納の数がふえているというのが、直結している理由でしょうか。

○**谷口交通部長** ICカードの関係なんですけど、これは購入予定を、一応20万人ということで積算しておりました。ところが、実際は、更新が1万1,000件、新規が1,500減等の原因が発生いたしました。かつ、免許の保有者数は、現在75万人いるんですけど、更新者数が毎年、変動するんですね。平均すると十五、六万ぐらいにはなると思うんですけど、5年更新とか3年更新とかによって変動が大きく、今回は少なかったということです。多いときで18万人ぐらいあるんですけど、今回は15万人ちょっとでしたので、そういうことが原因かと思えます。

○**凶師委員** はい、わかりました。認知症のところではなく、3年更新、5年更新というところの波があるということですね。

もう一つ、今度は説明資料の470ページの17番なんですけど、地域の安全を守る街頭活動強化事業が、やはり650万円ほど減額になっております。これは、街頭に立っていただく方々の数が減っているのか、回数が減っているのか、どういう活動内容なのかも含めて、ちょっと御説明いただければと思うんですけど。

○**河野会計課長** この件につきましては、主な

補正理由としましては、警察安全相談員と交番相談員及びスクールサポーターが、年休などをとりまして、通勤をしなかった日がありましたものですから、こうした日額通勤手当の不用額がありまして、事業費全体で652万5,000円を減額補正させていただくといったようなことでありまして、地域の安全を守る活動に支障が生じたというようなことではございません。

○**凶師委員** 街頭の活動強化ということでしたけれども、主には、交番の中での相談事業とか、そこに有給なんかを絡めたところで、こういう減額が生じたというような理解でよろしいですか。わかりました。

○**横田委員** 駐在所等接遇費とかが、家族の事情により減額との説明があったと思うんですけど、家族の事情で同居されていないことで、駐在所等が誰もいない時間帯があるということなんでしょうか。それとも、ほかの署員がカバーをされているか、そこら辺を、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○**河野生活安全部長** これについては、駐在所が不在になるということはありません。ただ、基本的に、駐在所は奥さんと同居ということを一応お願いしているんですけども、それぞれの家庭の事情で、奥さんがちょっと赴任をできないとか、そういった事情で減額になっているということでもあります。

ただ、宮崎県としては、ことしの3月11日に異動があるものですから、その時点での割合は、まだ判明していませんけれども、昨年度の赴任状況については、約75%は同居しております。全国的にも、そのくらいの平均だと記憶しております。

○**横田委員** 駐在員さんが外に出る場合、そのときのカバーはどんなふうに行っているんです



か。

○河野生活安全部長 基本的には、不在時の電話とか、あるいはパトカーの巡回とか、そういうものでカバーをしております。

要するに、不在時の対応については、そういう、有線あるいは連絡所関係で賄っているという状況であります。

○横田委員 はい、わかりました。

○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○大塚警務部長 それでは、平成31年2月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回、御報告させていただく警察官の損害賠償事案につきましては、公務中の交通事故が4件と公務中の損傷事案が2件の合計6件でございます。

それでは、お手元の報告書に基づいて御説明いたします。

警察官の損害賠償事案につきましては、報告書3ページに表記されている、3行目から7行目までの事案と、4ページに表記されている1行目と2行目の事案になります。

詳細を申し上げますと、3ページの3行目から7行目までの事案が警察官による公務中の交通事故、4ページの1行目と2行目の事案が警察官による公務中の損傷事案になります。

また、3ページの3行目の交通事故と4行目の交通事故は同じ交通事故であります。相手方の女性に人身損害と別の相手方の男性名義の車両に物損損害がそれぞれ生じたため、分けて記載しております。

それでは、3ページの3行目と4行目の交通

事故の概要について御説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が、平成30年2月25日の午後10時47分ごろ、宮崎市内の国道上において、相手方から車両が故障した旨の通報を受けて現場臨場し、公用車両を相手方の車両の後方に停車して現場活動を実施中、公用車両のギアがドライブ状態のままサイドブレーキもしっかりとかけていなかったことから、公用車両が前進してしまい、相手方車両の後部に追突したものです。

事故の際、相手方の車両には、相手方の女性が1名乗車しており、追突の衝撃で頸椎を傷めるなどのけがを負ってしまいました。

また、事故の原因につきましては、警察官が事案対応に焦燥し、安全に停車するための基本的な停車動作を失念したことによるものです。

過失割合につきましては、警察官の過失による追突事故ですので、相手方に過失はありません。

相手方の女性は、けがの治療のため、平成30年2月から同年8月までの間、整形外科関係の病院に通院されており、完治するまでの治療費と医療費等を合計した156万654円を警察の自賠責保険と任意保険から支払っております。

また、相手方の車両は、けがを負った女性のものではなく、女性の知人名義でした。車両名義人に対し、リアバンパーの修理費用や修理の間の代車の費用として、合計18万5,092円を、警察の任意保険から支払っております。

公用車両につきましても、フロントバンパー等の修理が必要となり、その費用として6万6,549円を県費から支出する結果となりました。

次に、2番目の事故について説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警

察官が、平成30年 8月17日の午後 4時 3分ごろ、宮崎市内の県道上において公用車両を走行中、県道に流入してきた相手方の車両と衝突したものです。

原因につきましては、警察官に前方不注視、相手方に左右安全不確認の過失がそれぞれあったものと思料されます。事故の過失割合については、県側が10%、相手方が90%となっております。

この事故により、相手方の車両については、フロントバンパー等の修理が必要となり、10万1,800円の損害額が生じました。そのうち相手方に対しては、過失割合に応じた損害賠償金として、県警の任意保険から1万180円を支払っています。公用車両につきましても、リアバンパー等の修理が必要となり、11万7,244円の損害額が生じておりますが、相手方の任意保険から過失割合に応じた損害賠償金として10万5,520円を受領しています。また、残りの1万180円については、県費で補填しております。

次に、3番目の事故について御説明いたします。

この事故は、日向警察署の警察官が、平成30年 8月31日の午後 1時20分ごろ、門川町内の国道において公用車両で警ら中、国道に流入する際、右方から進行してきた相手方車両が第2車線を走行していたことから、その後も進路変更はないものと軽信し、国道の第1車線に流入したところ、相手方車両が第1車線に進路変更し、相手方車両と接触したものです。

事故の過失割合については、県側が80%、相手方が20%となっております。

原因については、県側の右方の安全確認不足、相手方の前方不注視による過失が重なったものと思料されます。

相手方の車両はリアバンパー等の修理が必要となり、18万円の損害額が生じました。そのうち、相手方に対しては、過失割合に応じた損害賠償金として、県警の任意保険から14万4,000円を支払っています。

公用車両につきましては、フロントバンパー等の修理が必要となり、合計して13万3,390円の損害額が生じました。この修理費用につきましては、相手方の任意保険から過失割合に応じた2万6,678円を受領し、残額の10万6,712円を県費で補填しております。

次に、4番目の事故について御説明いたします。

この事故は、高千穂警察署の警察官が、平成30年 9月 2日の午後 2時10分ごろ、高千穂町内の駐車場において、公用車両を後退したところ、駐車中の相手方車両に衝突したものです。

事故の過失割合については、相手方が無人の状態で駐車中の車両でしたので、相手方に過失はありません。

事故の原因については、県側の後方安全不確認によるものです。相手方の車両はフロントバンパー等の修理や修理の間の代車が必要となり、17万3,000円の損害額が生じましたが、過失割合に応じて、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車両は修理を要する損傷の発生がありませんでした。

次に、公務中の警察官による損傷事案2件について御説明いたします。

1件目の損傷事案につきましては、宮崎北警察署の警察官が、平成30年10月 6日の午後 3時35分ごろ、宮崎市内の市道において、公用自転車で警ら中に、座席ベルト未装着の相手方を発見し、警告措置をする際に、相手方車両の助手席

側に駐輪していた公用自転車が強風にあおられて転倒したため、相手方車両に接触してしまったものです。

原因につきましては、警察官が公用自転車を駐輪する際、転倒などの可能性を考慮せず、相手方車両の直近に駐輪したために発生したものと判断しております。

公用自転車が転倒したことで、相手方の車両の後部座席のドア部分やリアバンパー部分に傷がつき、その損害額である7万5,100円を県費から全額支払っております。

公用自転車につきましては、修理を要する損傷の発生はありませんでした。

2件目の損傷事案につきましては、日向警察署の警察官が、平成30年10月11日の午前10時45分ごろ、日向市内の駐車場において、相手方の男性と面会した際に、捜査上の必要があったことから、携帯電話番号を尋ねたところ、相手方がわからない旨の返答をしてきたため、相手方の了承を得て相手方の携帯電話を操作し、番号を調べようとしたところ、誤って落下させてしまい、画面表示部分を損傷させたものです。

原因については、警察官が不用意に相手方の携帯電話機を預かり、操作してしまったこと、また、携帯電話を預かるのであれば、落下防止措置等の安全対策をとるべきところありますが、そのような対策をとっていなかったことが挙げられます。

相手方には、携帯電話機の修理に必要な3万6,936円を県費から支払っております。

以上の6件が警察官による損害賠償事案になります。

県警では、公用車を運転する全職員がさまざまな警察活動で求められる運転技能や知識を十分に有し、発揮できるよう、公用車運転適格審

査制度を設けるなど、諸対策を講じております。

また、交通違反取り締まりや所持品検査に当たっても、各種事故の発生を念頭に置き、なれを払拭し、基本どおりに実施するよう、繰り返し指導教養を実施しているところであります。しかしながら、今回の報告のとおり、損害賠償を伴う事案の発生が継続している現状がございます。

交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生や警察官の職務執行による損傷事案の発生につきましては、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますし、県警としては、一層、気を引き締めて、諸対策を推進し、職員による交通事故及び損傷事案の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○**渡辺委員長** 報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○**徳重委員** 公用車の事故が毎回報告されるわけですが、ことし1年は年間を通してどうだったのかなということと、過去何年か、3年ぐらいでも結構でございますが、公用車の事故が、特に県警の場合、どのような数になっているか、よかったら教えてください。

○**大塚警務部長** 最近、県議会に御報告させていただきました件数ですけれども、平成30年の6月議会ですが2件、それから同年9月議会におきまして5件、同年11月議会で6件、それから今回の4件になります。

最近の職員による交通事故の発生件数の状況ですけれども、28年、29年、30年を申し上げますと、第一頭、第二頭も両方含めた数字になりますが、平成28年中は103件、それから平成29年

中は104件、平成30年中は97件というような状況でございます。

○徳重委員 先ほど、今年度は17件ということでしたが、数字がこんなに違うのはどういう…。

○大塚警務部長 先ほどの、最初に御説明した数字は、県議会への御報告分でございます。事故の内容によりましては、特に、損傷も何も発生していないようなものもございますので、そういったものについては、県議会には、御報告させていただいておりませんので、先ほど冒頭に申し上げた、県議会報告以外のものも含めて、それだけあるというものでございます。

○徳重委員 今年度の17件の中で、警察官のほうで過失割合が大きいケースはどれぐらいなのか。

○渡辺委員長 先ほどの年度ごとの数字は公務中の交通事故と理解していいんですか。

○大塚警務部長 そのとおりでございます。

○渡辺委員長 多少時間がかかるようですかね。

○時任首席監察官 今、手元に資料がありませんので、後日、調べて、また御報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○徳重委員 いいですよ。

○中野委員 この事故のための年間保険料はどれぐらい。ちょっと参考に。わからなければ、後でいいです。

○河野会計課長 警察車両につきましては、全車両任意保険に入っております。予算額としては400万円程度を計上しております。

○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、今の積み残し分はわかり次第ということで、次に進みたいと思いま

す。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○谷口交通部長 それでは、平成30年中の交通事故の概要と取り組みについて、御報告いたします。

お手元の資料に基づき、第1項目で県内の交通事故の概要を、第2項目、第3項目で事故の分析を、最後の第4項目で県警の取り組みについて説明を申し上げます。

まず、昨年の本県における交通事故の概況です。

県内の交通事故発生件数、死者数、負傷者数は、いずれも前年より減少し、交通事故による死傷者数は、死者34人を含めた8,258人という結果となりました。これにより、第10次宮崎県交通安全計画に掲げております、平成32年までに24時間死者数を39人以下、死傷者数を9,000人以下という目標を2年前倒しで達成することができました。

この結果は、宮崎県交通安全対策会議を中心とした関係機関、団体や県民一人一人が交通事故の防止に向けて積極的に取り組んだ結果によるものと考えております。

それでは、本題に入ります。お手元の資料をごらんください。

第1項目の交通事故の発生状況について説明いたします。

(1)では、平成21年から昨年までの過去10年間の交通事故発生状況を棒グラフと折れ線グラフで示しております。

まず、折れ線グラフをごらんください。

黄色の折れ線は死者数の推移を、赤色の折れ線はそのうちの高齢者数を示しております。平成21年に73人の方が亡くなられて以降、増減を

繰り返し、ほぼ50人台で推移していましたが、平成28年から減少に転じ、昨年は34人という結果となりました。

交通事故で亡くなられた方だけを比較すれば、昨年の34人という数は、警察が統一の基準で統計を取り始めた昭和23年以降、2番目に少ない数で、九州管内では佐賀県に次ぐ2番目に少ない数でありました。

ところが、死亡事故のうち、高齢者の占める割合につきましても、黄色の折れ線と赤色の折れ線グラフの両者の間隔が狭まっているとおり、その占める割合が上昇傾向にあることがうかがえます。

昨年中、交通事故で亡くなられた方の67.6%、実に約7割の方が高齢者であったという結果でございます。

次に、棒グラフをごらんください。

青色の棒グラフは、県内の人身事故の発生件数を、内側の白色棒グラフは、その年の人身事故のうち、高齢運転者に起因する事故件数をあらわしております。

人身事故は、平成22年の1万1,000件以降、年々減少しており、昨年は平成14年以来、16年ぶりに8,000件を下回り、7,446件という結果でございます。しかしながら、白色の棒グラフに朱書した数字が示すとおり、高齢運転者による事故件数は、ほぼ2,000件程度で推移しているところでございます。

棒グラフ下段の表の上段に、高齢運転者率の推移を表記していますが、全人身事故中の高齢運転者事故率は、平成25年に20%を超えて以降、その後も増加していることがわかります。昨年はついに25.8%と、過去最高の割合になりました。つまり、4人に1人は高齢運転者による人身事故という結果でございます。

次に、(2)を説明いたします。

ここでは、平成26年から昨年までの5年間に、飲酒事故の発生状況を棒グラフと折れ線グラフで示しました。

青色の棒グラフは、飲酒運転による人身事故の発生件数、薄青の網掛け棒グラフは負傷者数をあらわし、赤の折れ線は死者数をあらわしております。

昨年、飲酒事故の発生件数は42件、負傷者数45人で、発生件数は、前年比、わずかに増加しておりますが、過去5年間で見ますと、ほぼ横ばいで推移しており、昨年は5人の死者数で、過去5年間では最も多くなっております。

ちなみに、警察庁が2月に公表した統計資料により見ますと、飲酒死亡事故率は、飲酒なしに比べて8.3倍高いそうです。

参考までに、昨年の本県の飲酒運転検挙者数は330件となっております。過去5年間で見ますと、ほぼ横ばいです。

それでは、第2項目に移ります。

ここでは、平成30年中の交通事故の特徴について説明いたします。

(1)は、人身事故7,446件の主な特徴を、原因別、類型別、道路形状別で分類した結果でございます。

アの原因別では、脇見や安全不確認などの漫然運転によるものが第1位で、5,367件です。これは、全人身事故の実に72.1%に当たり、いかに漫然運転による事故が多いかがわかります。

イの類型別では、どんな形態による事故なのかを抽出したものであります。追突事故が41.3%、出会い頭の事故が24.9%となり、両者の事故形態だけで、全人身事故の7割弱を占める結果となりました。

ウの道路形状別では、どこで事故が発生した

かを抽出したものでございます。結果は、交差点及びその付近での発生が3,518件で、全事故の47.2%、つまり、昨年的人身事故中、ほぼ半数が交差点付近で発生したという結果となりました。

(2)に移ります。

ここでは、交通事故、交通死亡事故の主な特徴を5つ挙げました。

アは、年代別の統計です。第1項目で説明しましたことの繰り返しの強調となりますが、亡くなられた34人中23人は高齢者で、その割合は67.6%に及ぶという結果となりました。

この本県の交通事故死者のうち、7割が高齢者という結果は、全国平均の55.7%を11.9ポイント上回る高い数値であるというのが特徴でございます。

イでは、事故の第1原因者を年齢別で比較しました。ここでも、高齢者に起因する死亡事故が最も多く、32件中12件、37.5%は、高齢運転者が第1原因者の事故でございます。

ウは、原因別に比較した結果です。人身事故と同じく、脇見や安全不確認などの漫然運転によるものが11件で、率に換算すると34.4%となり、漫然運転は死亡事故の最大原因という結果となりました。

エは、状態別です。つまり、死者がどのような状態のときに死亡事故が発生したかという結果です。四輪車に乗車中の死者と歩行中の死者が多く、この2つで全事故の94.2%を占めております。

注目すべき点は、歩行中に亡くなられた16人でございます。このうち、11人の方が道路横断中の歩行者です。その内訳は、4人が横断歩道を横断中に、7人は横断歩道以外の場所を横断中に亡くなられており、道路横断中の歩行者11

人は全て高齢者でありました。

オは、シートベルト装着の有無の結果です。本県のシートベルト着用率は、運転席99.5%で全国第7位、後部座席は33.5%で全国33位でございます。

四輪車に乗車中に亡くなられた16人のうち、6人はシートベルトの非着用者で、割合としては37.5%に当たります。

なお、本年2月公表の警察庁資料によりますと、後部座席非着用者の致死率は、着用者に比べて、高速道路で9.2倍、一般道で3.5倍高いそうです。

以上をまとめますと、ドライバーの目線では緊張感を持った運転、歩行者の目線では道路横断時の十分な安全確認など、交通ルール、マナーなど、基本的遵守事項を一層浸透させるべく、効果的施策や取り締まりを強力に推進していく必要があります。

第3項目に移ります。

第1、第2項目では、65歳以上の高齢者を交通事故のキーワードとして取り上げております。

ところで、平成29年3月12日に施行された改正道路交通法により、75歳以上の高齢運転者につきましては、免許更新時の高齢者講習または一定の違反をされた方に対する臨時高齢者講習に先立ち、記憶力・判断力の判定を内容とする認知機能検査、臨時認知機能検査を受けていただくことになっております。

そこで、資料記載の帯グラフを見てください。本県で発生しました過去5年間の死亡事故を人的要因で色分けしてみました。上段が75歳以上、下段が75歳未満で、左から割合が大きい順に並べてあります。人的要因とは、運転者に起因するもので、操作不適、内在的もしくは外在的前方不注意、安全不確認、判断の誤りなどに分類

されます。

操作不適とは、ブレーキとアクセルの踏み間違い、ハンドル操作の不適、ブレーキ踏みおくれのことを言い、内在的前方不注意とは、居眠り、考え事などの漫然運転、雑談、携帯電話での会話などです。

外在的前方不注意とは、物を落とした、とろうとした、脇見携帯電話、カーナビの操作などを言いまして、判断の誤りとは、相手が譲ってくれると思った、思い込んだ、速度、車幅、距離など、運転間隔を誤ったなどが、その典型的な事例でございます。

ここで注目していただきたい点は、帯グラフの赤色部分です。ここは、操作不適という人的要因の範疇に入った人の割合で、75歳以上の死亡事故原因第1位が操作不適であることがわかります。

他方、75歳未満の運転者の死亡事故、第1原因は外在的前方不注意となっている違いが出ております。ブレーキとアクセルの踏み間違い等の操作不適は加齢に伴う心身機能の衰えの代表例であると言われており、昨年2月に公表した警察庁の統計でも、75歳以上の高齢運転者に起因する死亡事故の原因の第1位が操作不適であることを指摘しております。75歳以上の運転者に対する操作不適対策も重要な課題でございます。

それでは、最後に、第4項目に移ります。

これまでの事故の現状分析結果を踏まえまして、高齢運転者対策、横断歩道における歩行者保護対策、反射材普及啓発活動の取り組みについて説明いたします。

まず、(1)では、高齢運転者対策として取り組み中の情報連絡同意書制度、動画KYTシステムの活用、安全運転サポート車の普及啓発の

3点を説明いたします。

まず、情報連絡同意書制度の運用です。これまで説明しました高齢者の交通事故実態を踏まえまして、本県では、昨年2月1日から情報連絡同意書制度を運用しております。

昨日の某新聞で紹介されておりましたが、滋賀県警が全国に先駆け、この制度を開始しました。この制度は、自主返納をした高齢者の同意を得て、住所や氏名等の情報を市町村に提供し、市町村担当者から連絡を受けた地域包括支援センターの職員が、返納後に生活環境が大きく変化する高齢者宅を訪問し、生活上のアドバイスを行っていただくという、異なる関係機関による連携制度でございます。

制度の狙いは、免許証返納に伴う不安を専門的立場から払拭していただくというところにあります。実際に、地域包括支援センターの職員が返納者宅を訪問して生活相談を行っていた結果、タクシー補助金の受給につながった、買い物・通院時における送迎サービスの利用につながったなどの事例を拝聴しておりますので、今後もこの制度を効果的に活用してまいります。

次に、イの動画KYTシステムの活用についてです。KYTとは、危険、予測、トレーニングの頭文字でございます。このシステムは、動画を見ながら潜在する危険、具体的危険をどれほど感知できるかを体感してもらう機材でございます。

昨年4月に1台を導入したことを皮切りに、これまで計8台を導入いたしました。活用実績としましては、昨年未まで高齢者、一般企業など、3,000人以上に体験をしていただいております。

この機材では、まず、受講者がスクリーンに映し出された運転状況の再現動画を見ながら、

危険を感じた場面で手元のボタンを押し、危険予測を行っていただきます。その後、どの場面が危険だったかなどを受講者全員で振り返りながら、確認してもらうことで、運転時の危険感受性を高めていただくというものでございます。

この体験は、判断能力の衰えを自覚していただくきっかけにもなりますので、今後も主に、高齢運転者を対象とした動画KYTシステムを効果的に活用してまいります。

次に、ウの安全運転サポート車の普及啓発等についてです。

第3項目でも触れましたが、警察庁が昨年2月に発表した事故統計によれば、75歳以上の高齢運転者による死亡事故第1原因は操作不適でございまして、418件中130件がそれに当たるという結果でございました。あわせて、高齢運転者の死亡事故の防止策として、運転免許証の自主返納の促進と安全運転サポート車の普及促進の支援の必要性を指摘しております。

そこで、本県は昨年2月、自販連（一般社団法人日本自動車販売協会連合会）宮崎県支部及びJAF宮崎支部と協定を締結し、県下全域で主に高齢者を対象とした安全運転サポート車の活用による合同の交通安全講習を実施し、さらに、この協定に基づき、昨年9月から本年2月までの間、運転免許センターの試験コース等でサポートカーの体験試乗会を計7回行うなど、安全運転サポート車の普及啓発を支援したところでございます。

続きまして、(2)の横断歩道における歩行者保護に入ります。

ここでは、意識啓発活動と取り締まりの二本立ての説明をいたします。

歩行者が横断歩道を渡ろうとしていても、車がなかなかとまらないという現状を踏まえ

て、横断歩道の歩行者優先をテーマにした交通安全動画コマーシャルを県警予算で制作いたしました。放映は、宮崎県交通安全対策推進本部予算で、昨年9月から年末にかけてテレビや宮崎市内の屋外ビジョンなどで放映しております。

この動画は、ユーチューブでも見ることができますので、検索画面で「交通安全 宮崎県」などと入力していただければ上位に表示され、視聴可能となります。

また、広告媒体として路線バスも活用いたしました。資料の写真にありますとおり、昨年11月から年末にかけ、宮崎交通の路線バス側面に「横断歩道は歩行者が優先 マナーではなくルールです」というシートバナーを掲示し、交通安全広報を実施いたしました。

シートバナーを取りつけた路線バスは合計10台で、宮崎市で6台、延岡市で2台、都城市で2台を運行していただきました。

また、これらの広報啓発活動に連動して、横断歩行者等妨害等違反の取り締まりを強化いたしました。

昨年秋の全国交通安全運動期間中、県下一斉で取り締まりを強化したところ、検挙件数は前年同期比で大幅に増加したのですが、いまだ歩行者の保護意識が定着するまでには至っておりません。

その実例として、昨年、JAFが全国各県で2カ所を抽出し、信号機のない横断歩道を抽出し、歩行者を置いて、車が停止するかどうかの実験を行ったところ、全国での対象者1万1,019台中、停止したのはわずか948台、8.6%だったという結果だそうです。残念ながら、本県での停車率は7.9%で、全国の平均を下回っております。

最後に、(3)の反射材普及啓発活動です。



一般的な交通事故の特徴として、薄暮時に高齢歩行者が車にはねられる重大事故が多発する傾向にあります。そこで、県警は、資料の写真にありますとおり、買い物帰りや散歩中の高齢歩行者に声をかけ、交通安全一口アドバイスを رفتたり、反射材の効果の説明し、了承を得た上で、履物に反射材シールを張らせていただいております。しかし、反射材の普及には、販売店の協力が不可欠です。

昨年、県内のホームセンターやショッピングモールに対し、反射材用品の販売コーナーの設置を依頼しましたところ、賛同を得た14店舗で特設コーナーを設置していただいたところです。

また、資料には記載しませんでした。昨年11月、宮崎大学の協力のもと、同校を反射材促進モデル校として指定しました。これは、陸上部員が夜間・薄暮時のトレーニング時に反射材用品を着用することで、地域住民がその効果を知り、やがては反射材の着用普及につながるだろうということを期待し、モデル校として指定したものでございます。

以上が主な取り組みとなりますが、県警としましては、引き続き、第10次宮崎県交通安全計画により、年間死者数39人以下、死傷者数9,000人以下の目標達成が単年で終わることのないよう、交通指導取り締まり、交通安全施設の整備、交通安全教育による啓発活動など、各種交通事故抑止対策を強力に推進してまいります。

報告は、以上でございます。

**○渡辺委員長** その他報告事項に関しての説明が終わりました。

質疑はございませんでしょうか。

**○凶師委員** 資料2の下のほう、交通事故の特徴のところの御説明で、特に死亡事故はやはり

高齢者の方が多いということなんですが、道路形状なりの説明はあったんですけども、例えば、死亡事故が起こった場所は市街地が多いのか、それとも中山間地が多いのか、そういう分類はされていないものですか。

**○谷口交通部長** 一件一件の詳細について、現在、手元に資料がございません。後ほど回答いたしたいと思っております。

**○凶師委員** そういう統計がとられていなければいいんですけども、やはり市街地ももちろんですが、中山間地の方々は、高齢でも車を運転しないと生活が困難になるという状況もありますので、私の考えでは、中山間地のほうの発生割合も高いんだろうなという気がしております。もう答弁はいいです。

もう一つ続けて。この死亡のカウントというか、抽出は、多分、事故発生から24時間以内に亡くなられた方が対象になるんだと思うんです。自殺のカウントの方法もそうで、自殺発生から24時間以内に亡くなられた方が死者数で上がってきます。

この数のほかにも、恐らく氷山の一角だと思うんですけども、死亡に至らず、例えば、その後、身体障がいが残られた方の数、その中でも、例えば、重度の障がいに当たる身体障害者手帳の1級とか2級とか、歩けなくなったとか、もう自立での生活ができなくなったとか、そういう方々の数なんかはカウントされていないものでしょうか。

**○谷口交通部長** その件につきましては、数としては、統計値としては残しておりません。ただし、日本の場合、全国の統計をとるために、24時間以内での死者でカウントを計上しているわけですが、世界では、大体、それ以降の数を計上しておりまして、統計値としまして、24時間

以降の死者の世界での比較は、警察庁で把握しております。

ただ、現在、手元にございませんで、わかりません。

○**図師委員** 障がい者のその後は調査していない、それも合わせてしていないんですね。

その統計をとられていなければ、もう答弁は求めないんですが、要は、死亡に至るのも、本当、悲惨な事故なんですけど、やはり、その後の障がいが残る方の数というのも、かなり膨大な数になっていると思います。

要は、その数も県民に周知していったほうが、さらに危機感を持ってといいますか、安全運転の意識も高まるんじゃないかなと。もっと言うと、よく死亡された方々の御家族、親御さんなどの講演会が時々あられますけれども、そういうのを聞くと、やはりこう身につまされるものもありますし、御協力が得られるのであれば、交通事故で障がいを負った方が、今、こんな生活をされているんですよというようなことも、県民に周知していくことも大切なんじゃないかなと思った次第です。

○**谷口交通部長** ありがとうございます。できるだけ、その方向で考えてはみますが、統計のとり方は非常に難しいものがありますので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

ただ、広報啓発に関しましては、委員御指摘のとおりだと思いますので、努めてまいりたいと思います。

先ほどの路線別、中山間地でどうのという質問に関しまして、これはちょっと切り口が違いかもしれませんが、国道・県道・市町村道・その他というところで、発生した場所の数値がございますので、参考までにお伝えいたします。

国道で8件、県道で10件、市町村道で11件、

その他で2件となっておりますので、そこからすると、市町村道が11件というのは、やはり中山間地に入るのかなという推測はできるかと思えます。

○**図師委員** ありがとうございます。

○**渡辺委員長** ほか、いかがでしょうか。

済みません。1件、お伺いしたいんですが、先日、テレビのニュースだったと思うんですけども、高齢者講習が厳しくなった関係で、愛知県の例だったと思いますが、自動車学校みたいなところに高齢者の方が行く事前講習というんでしょうか、その予約がとれなくて、それが済まないから免許を失効してしまうという方々がかなり出ていて、深刻だということをやっていたんですが、宮崎県でも、自動車学校とか、そういう講習やるところのキャパシティとかの関係で、そういうことが現実发生过いたり、また、起こり得るような状況が予測されているのか、それとも都市部の話ということなのか、その辺の見通しはいかがでしょう。

○**谷口交通部長** 今、御指摘の点につきまして、報道等で承知しております。ただ、本県に関しましては、同様の事例は発生しておりません。と申しますのが、高齢者講習に関しましては、23の教習所、それと5つの交通安全協会、それと3つのセンターでやっておりまして、約1万8,000のキャパシティを持っております。

その関係もございまして、本県では、待っても2カ月、長くて、2月、3月等の繁忙期が3カ月程度と聞いております。

○**横田委員** 今のと同じ質問をしようと思っていたんですけど、実は、きのう、ある会合で私の知り合いから聞いたんですが、期限が4月上旬ということだったんだけど、宮崎市内のどこの学校に行っても、連絡しても、4月中旬

ぐらいまであいていないということで、高岡とか、よその町でやっと受けることができたという話を聞いたんですよ。だから、宮崎でも起きているんじゃないかなと思って質問しようと思ったんですけど、宮崎県は起こっていないということなんですね。

○谷口交通部長 先ほどのとおりですが、実際、委員御指摘のとおり、宮崎市内で満杯になっている場合には、近場のところを紹介しているのが実情でございます。

○渡辺委員長 ほか、その他報告事項について、質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございませんでしょうか。

○中野委員 要望でいいですけど、いろいろ事故報告を見ますと、警察官、当事者もやっぱりうっかり事故があるじゃないですか。私は、これはしょうがないと思うんですよ。飲酒運転とかじゃなくて。私、去年2件、そういう相談を——もううっかり事故をした女性というのは、本当に震え上がるぐらい心配している中で、事故処理に来る警察官は、大体2人で来ますよね。警察官が横着だったとか、いやいや、本当ですよ。一方のほうは優しかったとかいう話を聞きました。

うっかりミスした人は、やっぱり、みんな、心境は一緒ですよ。警察官は警察官同士だからいいでしょうけれど、ぜひ、対応をしっかり指導していただきたい。これ、要望でいいです。

○時任首席監察官 先ほど事故の過失割合についての御質問がありましたけれども、平成30年度中、公用車の交通事故による損害賠償に係る県議会報告件数は、今回の4件を含めまして17

件であります。

このうち、相手方に過失のない事故は12件、相手方にも過失のある事故は5件となっております。

○徳重委員 相手方に過失のない事故が12件というのは多いなという感じを持つわけで、やはり、模範的な運転をしてほしいというのが県民の願いかなと思いますので、ぜひ、これが逆転するような管理運営というか、運転をしてほしいなと思います。

○大塚警務部長 今、委員から御指摘いただいたことを踏まえまして、警察職員の交通事故防止に、引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きの御指導、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 その他も含めてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして、警察本部を終了いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時14分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、企業局長の説明を求めます。

○凶師企業局長 企業局でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

昨年12月7日に日南市で開催いたしました緑のダム造成事業記念植樹祭におきまして、渡辺委員長におかれましては、大変御多忙中にもかかわらず御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。この場をお借りしまして御

礼を申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料(補正分)の目次をお開きください。

本日は、提出議案3件、その他報告事項1件の合計4件でございます。

まず、提出議案についてであります。

1件目、議案第65号「平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)」であります。災害により指定管理者が支出した費用について、地域振興事業会計の負担が生ずることから、事業費を増額するものであります。

2件目の議案第77号「宮崎県電気事業会計減債積立金の目的外使用について」であります。電気事業会計減債積立金の一部を地域貢献に資する地域振興積立金に積み立てるものであります。

3件目、議案第78号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に係る指定管理者の指定を行うものであります。

次に、その他報告事項といたしまして、緑のダム造成事業記念植樹祭について、御報告をいたします。

詳細については、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 局長の概要説明が終了しました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○奥総務課長 それでは、引き続き、お手元の資料により御説明をいたします。

資料の1ページをごらんください。

議案第65号「平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)」でありま

す。

まず、(1)の補正の理由であります。災害により指定管理者が支出した経費につきまして、指定管理者との基本協定により、地域振興事業会計の負担が生ずるため、その費用の増額をお願いするものであります。

次に、(2)の補正額であります。事業収益Aについては、補正予定額はございません。

なお、この事業収益は主に指定管理者からの納付金であります。納付金につきましては、3度の冠水によりまして、17日間のクローズを余儀なくされるなど、指定管理者の事業運営に大きな影響があったことから、減額を予定しております。

減額する納付金額につきましては、3月末までの利用者の状況等を見た上で、大雨や冠水被害による影響を総合的に判断するというようにしております。

続きまして、事業費Bにつきましては、太枠の補正予定額をごらんください。

上から2段目でございます。補正予定額は事業費612万円で、この結果、事業費Bの計のとおり、地域振興事業の事業費の合計は、2,952万9,000円となります。

この内訳といたしましては、下から3段目の特別損失612万円であります。台風によりコースに流入した土砂等の除去に係る重機や作業員の費用など、指定管理者が災害の復旧のために支出いたしました経費に関する負担金でございます。

また、表の一番下の事業収益Aから事業費Bを差し引きました収支残、これはCでございます。612万円の補正減によりまして、計にありますとおり、490万5,000円のマイナスとなります。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。

議案第77号「宮崎県電気事業会計減債積立金の目的外使用」についてであります。

まず、1の概要であります。

減債積立金は企業債の償還財源として積み立てているものでありまして、資本的収支に不足が生じた場合に、不足額のうち企業債償還分を補填する財源となるものであります。

平成29年度決算の結果、減債積立金の残高が企業債未償還額を上回り、減債積立金に余剰が生じたことから、この余剰額1億9,440万4,319円を取り崩し、地域貢献の財源となります。地方振興積立金に積みかえたいと考えております。

上の表の上から1段目をごらんください。

平成29年度におきまして、減債積立金Aが23億円余、2段目の企業債未償還額Bが21億円余でありまして、3段目のCがその差額であります。1億9,400万円余を減債積立金の取り崩し額としております。

次に、2の地方振興積立金の残高についてであります。平成30年度末の予定残高Dは12億4,200万円余、これに減債積立金からの積みかえ額Cの1億9,400万円余を加えまして、積みかえ後の予定残高Eは14億3,700万円余となります。

私からの説明は以上でございます。

**○新穂経営企画監** 私から、議案第78号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

委員会資料の3ページをごらんください。

まず、1の施設の概要であります。ゴルフコース、サービスセンター及び駐車場でありまして、現在の指定管理者は一般財団法人一ツ瀬

川県民スポーツセンター、現在の指定期間は平成26年度からの5年間となっております。

2の次期指定管理候補者であります。株式会社モリタゴルフを選定いたしました。宮崎市に本店を有し、事業内容はゴルフ用品の販売、ゴルフスクールの運営、飲食業などとなっております。

3の指定期間ですが、平成31年4月1日からの5年間です。

4の選定概要であります。

まず、(1)の公募の状況であります。今回、当初の募集においては申請者がなく、昨年11月に再公募を行い、受付順に、株式会社モリタゴルフ、やまいちオペレーションズ株式会社及び一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの3者より申請がありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法ですが、①の審査の流れにありますように、まず最初に、企業局総務課におきまして書類審査を行いました。

次に、外部委員で構成します指定管理候補者選定委員会において、申請者を対象に面接審査を実施いたしました。

最後に、企業局長等で構成いたします指定管理候補者選定会議で確認を行った上で、一番下の米印にありますように、県において指定管理候補者を選定いたしました。

4ページをお開きください。

②に指定管理候補者選定委員会委員の名簿を、③に指定管理候補者選定会議委員の名簿を記載しております。また、④には選定基準・審査項目・配点を記載しております。

5ページをごらんください。

(3)の審査結果及び選定理由であります。

①の指定管理候補者選定委員会における審査

結果は、1位が399点で、株式会社モリタゴルフ、②の指定管理候補者選定会議における確認結果は、1位が78点で、同じく株式会社モリタゴルフでありました。

この結果、③の選定理由にありますとおり、最低基準点を満たすとともに、最も高い得点を得たこと、また、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められること、以上の理由から株式会社モリタゴルフを選定したものであります。

5の指定管理候補者の提案内容であります、初めて利用する方や、しばらく来場していない利用者へのおためしチケットの発行や、ゴルフ場でのゴルフスクールやワンポイントレッスンの実施、自社のゴルフ用品販売の顧客に対するPRを通じたゴルフ場利用者の新規開拓を行うこととしております。

最後に、6の納付金額であります、昨年11月の閉会中常任委員会でも御説明しましたとおり、(1)の基本納付金額としましては、年額1,630万円としております。また、(2)の納付金の増額または減額としまして、(1)の場合の、指定管理者の一年度の利用料金収入及びカート料金収入の合計額、これを基準収入額7,590万円とし、この額と実際の指定管理者の年度収入額に差額が生じた場合は、納付金の増減を行うこととしております。

具体的には、①の年度収入額が基準収入額を上回った場合につきましては、基準収入額との差額の2分の1を基本納付金から増額いたします。

逆に、②の年度収入額が基準収入額を下回った場合につきましては、基準収入額との差額を基本納付金から減額することとしております。

私からの説明は、以上であります。

○渡辺委員長 説明が終了いたしました、議案についての質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 済みません、2ページについて教えてください。

減債積立金は、償還財源として積み立てると。この償還の金額は年間の返済金額ということではないわけですか。

○奥総務課長 はい、そのとおりでございます。

○中野委員 5年分ぐらい積み立ててもいいのかな。

○奥総務課長 企業債の積立金のトータルにつきましては、29年度末に23億円でございまして、毎年度一定額、例えば平成29年度につきましては4億7,800万円、30年度につきましては539万円ということで、年度で償還していくということでございます。

○徳重委員 ゴルフ場ですが、今まで経営されていた方、従業員もたくさんいらっしゃったわけですが、ここでモリタさんに代わったということで、従業員はそのままなのか、あるいはまた今の段階で増員があるのか、そこら辺のところはわかっているか。

○新穂経営企画監 現在の従業員につきましては、希望者は全て引き継ぐということになっております。

モリタゴルフからは、新しい支配人が1名常駐することになっております。

○徳重委員 辞められる人もいらっしゃったわけですかね。

○新穂経営企画監 現在、正社員は9名いるんですけども、そのうち1名が定年退職で辞めると、もう1名が、新しい就職先が見つかったということで希望退職されるので2名が辞められますけれども、そのほかは残ることを希望さ

れて、継続雇用されることになっております。

**○渡辺委員長** 今の指定管理の関係なんです、最初に公募をやった段階では一般財団法人一ツ瀬川民スポーツセンターは手を挙げなかったと聞いていましたけれど、今回、手を挙げたけれども残念な結果だったということで、この一般財団法人はこの経営がメインというか、それのみの財団だったと記憶をしていますが、今後、この仕事がないということであれば、一般財団法人としてのその存在の意義がということになるかと思うんですけれども、その整理等について見通しが立っているような部分があるようであれば、ちょっと御説明いただければと思います。

**○新穂経営企画監** 委員長のおっしゃるとおり、メインがこの一ツ瀬川民ゴルフ場の指定管理業務でしたので、従業員も来年モリタゴルフが引き継ぐということですので、解散する方向で検討していると聞いております。

来年度中に、解散の手続きを行うと聞いております。

**○渡辺委員長** ほか、よろしいですか。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○奥総務課長** それでは、資料の7ページをお開きください。

緑のダム造成事業記念植樹祭についてであります。

1の趣旨であります、企業局では発電事業を行うダム上流域の未植栽地を取得・植林し、水源涵養機能の高い森林として整備することによりまして、安定的な電力供給等に資する緑のダム造成事業を行っております。

この事業の一環といたしまして、山林の果たす役割や局事業への理解を深めてもらうことを

目的に、地元小学生等による記念植樹祭を実施してございまして、今回で11回目となったところであります。

2の開催日等ではありますが、今年度は昨年12月7日に日南市酒谷の山林で実施いたしました。

3の参加者でございますが、渡辺委員長を初めとする御来賓の方々や、地元の酒谷小学校、それから飫肥小学校の児童など、約160名の方々に御参加いただきました。

4の内容でございますが、当日は、来賓の方々や児童代表による記念植樹、参加者全員での山桜やクヌギなどの一般植樹を行った後、飫肥小学校の皆さんによる酒谷発電所の見学も行ったところであります。

参加した子供たちからは、「根が張っていて掘るのが大変だった」、あるいは「立派に育ってくれるとうれしい」などの感想をお聞きし、山林の果たす役割や、局事業への理解が深まったものと考えております。

私からの説明は以上でございます。

**○渡辺委員長** その他報告事項に関して、質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、その他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩し、午後1時再開といたします。

午前11時32分休憩

---

午後0時59分再開

**○渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、教育長の説明を求めます。

○**四本教育長** 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

まず御礼を申し上げます。1月31日に開催されました第23回若山牧水賞受賞式には、日高副委員長に御臨席いただき、まことにありがとうございました。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

ここから座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、裏の目次をごらんください。

今回御審議いただきます議案は、議案第49号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算」など3件でございます。次に、その他報告事項といたしまして、2件の御報告をさせていただきます。

まず、五ヶ瀬中等教育学校における男女比の改善等に係る対応について、次に、教職員の働き方改革推進プラン（最終案）について、御報告をさせていただきます。

それでは、資料右側の1ページをごらんください。

補正予算の概要でございますが、今回の教育委員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように、45億5,503万8,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額はその2つ右の欄にありますように、1,053億3,604万7,000円でございます。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように、6億5,428万9,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、19億3,876万5,000円

でございます。その結果、一番下の太線枠の補正額の欄にありますように、39億74万9,000円の減額補正をお願いするものであり、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、1,072億7,481万2,000円となります。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、引き続き、担当課長から説明させていただきます。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○**渡辺委員長** 教育長の概要説明が終了しました。

次に議案に関する説明を求めます。

○**中嶋教育政策課長** 平成30年度2月補正予算につきまして、教育政策課から御説明いたします。

お手元の平成30年度2月補正歳出予算説明資料の教育政策課のインデックスのところ、405ページをお願いいたします。

表の左から2列目、補正額の欄をごらんください。

今回の補正は、9,470万3,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、31億3,194万4,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

めくっていただきまして、407ページをお願いいたします。

真ん中あたり、(目)事務局費の(事項)職員費について、8,717万9,000円の減額でございます。これは、事務局職員の人件費の執行残などによるものであります。

次に、めくっていただきまして、408ページをお願いいたします。

真ん中より少し下あたり、(目)社会教育総務



費の(事項)職員費が5,786万6,000円の減額であります。これは、事務局職員のうち、社会教育に係る人件費の執行残であります。

次に、その下、(目)保健体育総務費の(事項)職員費が5,218万2,000円の増額であります。これは、事務局職員のうち、保健体育に係る職員の人件費でございますが、平成30年1月1日時点の職員の現給を算定基準として計算した予算額に対し、4月の組織改正等により人件費の変動が生じたことによる増額であります。

教育政策課は以上であります。

○**柚木崎財務福利課長** 財務福利課関係について、御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、409ページをお願いします。

財務福利課の補正予算額は、総額で5億4,555万円の増額補正でございます。

補正後の額は、同じ段の右から3列目、55億2,676万6,000円であります。

その内訳につきましては、一段下の一般会計の欄にあります1億873万9,000円の減額補正、3段下にあります特別会計が6億5,428万9,000円の増額補正であります。

それでは、補正をお願いします主な事項について御説明いたします。

資料の411ページをお願いいたします。

まず、一般会計についてであります。ページ中ほど、(事項)維持管理費につきまして、533万2,000円の減額補正をお願いしております。

なお、執行予定としております同じ段の右から3列目、10億9,023万4,000円のうち、ブロック塀改修工事のため、7,700万円を繰越明許費として御承認いただきたいと考えておまして、これにつきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、412ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、1,205万7,000円の減額補正をお願いしております。これは、県立高等学校における光熱水費などの節約等に伴う需用費等の執行残でございます。

次に、413ページをお願いいたします。

一番下の(事項)文教施設災害復旧費につきまして、6,313万円の減額補正をお願いしております。これは、今年度、大きな災害はありませんでしたが、台風24号などにより被害を受けた教育施設等の災害復旧に要する工事費等の執行残でございます。

次に、414ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。(事項)高等学校実習費につきまして、1,627万円の増額補正をお願いしております。これは、平成29年度の決算認定で繰越金が確定したものであります。

次に、415ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。(事項)育英事業費につきまして、6億3,801万9,000円の増額補正をお願いしております。これも、先ほどの実習事業と同様、平成29年度の決算認定で繰越金が確定したものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

資料かわりまして、お手元の平成31年2月定例県議会提出議案(平成30年度補正分)をお願いいたします。その資料の12ページをお願いいたします。

繰越明許費補正についてであります。財務福利課分は、上から3段目にあります教育費、教育総務費、事業名、老朽化対策事業につきまして、7,700万円の繰り越しをお願いするもので

あります。これにつきましては、県立学校の不適格ブロック塀及び転倒のおそれがあるブロック塀の改修に係るものでございますが、関係機関との調整等に日程を要したため、年度内の完了が困難となった工事につきまして、繰り越しものであります。

なお、工事につきましては、生徒たちの学校生活に支障を来すことのないよう速やかに完成させたいと考えております。

平成30年度一般会計及び特別会計に係る補正予算についての説明は以上であります。

**○川越高校教育課長** 高校教育課関係の補正予算について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の高校教育課のインデックスのところ、417ページをお開きください。

高校教育課の補正額といたしましては、3億1,354万2,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目でございますが、38億3,768万5,000円であります。

めくっていただきまして、419ページをお開きください。主な事項について説明いたします。

初めに、下から2段目の(事項)高等学校就学支援事業費1億9,987万2,000円の減額であります。これは、県立高校の生徒へ授業料相当額を支援する就学支援金及び低所得世帯の生徒へ給付する奨学のための給付金の対象者が、当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

一番下の(事項)県立高等学校再編整備費8,636万9,000円の減額であります。これは、新・妻高等学校の商業棟などの設置工事に係る入札等の執行残であります。

ページめくっていただきまして、420ページをお開きください。

一番上の(事項)学力向上推進費1,020万円の

減額であります。これは、教育用コンピュータの整備に係る入札残等による執行残であります。

ページ中ほどの(事項)学力向上推進費444万5,000円の減額であります。(事項)学力向上推進費が2つありますのは、今年度の組織改正により、同じ事項の教育のIT化が財務福利課から移管されたためであり、31年度からは統合して一つになっております。

このうち、説明欄の4、みやざきサイエンティスト育成事業296万4,000円の減額であります。科学技術振興機構の受託事業で、将来、社会を牽引する科学技術人材を育成するためのカリキュラムを研究するスーパーサイエンスハイスクール事業につきまして、事業の申請の見込みが立たなかったことによる減額であります。

続きまして、421ページをごらんください。

下から3段目の(事項)定時制及び通信制教育振興費519万1,000円の減額であります。このうち、説明欄の2、修学奨励費貸付金464万8,000円の減額であります。定時制課程及び通信制課程の勤労学生の経費負担軽減及び修学意欲の向上を図るための修学奨励資金の貸与者が、当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

資料かわりまして、お手元の平成31年2月定例県議会提出議案(平成30年度補正分)の12ページをごらんください。

繰越明許費補正についてでありますが、高校教育課分につきましては、上から4段目でございます。教育費、教育総務費、事業名、西都地区県立高等学校設置事業につきまして、1,844万4,000円の繰り越しをお願いするものであります。これは、妻高校と西都商業高校の統合に伴う妻高校の商業棟新設に係るものですが、年度

内の完了が困難となりました外構工事について繰り越すものであります。

なお、工事につきましては、生徒たちの学校生活に支障を来すことのないよう、速やかに完成させたいと考えております。

平成30年度一般会計に係る補正予算についての高校教育課の説明は以上であります。

**○黒木義務教育課長** 義務教育課の補正予算につきまして、御説明いたします。

資料戻りまして、歳出予算説明資料の義務教育課のインデックスのところ、423ページをお開きください。

義務教育課の補正額としましては、表の一番上、左から2番目の欄にありますように、447万2,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3番目でございますが、1億2,051万1,000円あります。

425ページをお開きください。

上から5段目の(事項)被災児童生徒就学支援等事業費136万3,000円の減額であります。これは、東日本大震災、またはその他大規模災害等による被災を起因とした経済的な理由により、就学困難となった幼児、児童または生徒に対する就学援助事業であり、国の交付決定に伴う減額であります。

次に、下から4段目の(事項)指導者養成費212万7,000円の減額であります。説明欄の2、主に教職10年経験者研修に係る旅費の執行残であります。

義務教育課は以上でございます。

**○酒井特別支援教育課長** 特別支援教育課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育課のインデックスのところ、427ページをお開きください。

特別支援教育課の補正額としましては、4,014

万1,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目の欄になりますが、4億9,293万2,000円になります。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

429ページをお開きください。

上から5段目の項目にあります(事項)特別支援教育振興費であります。1,984万1,000円の減額であります。

その下の説明の項目にあります4の特別支援学校医療的ケア実施事業の793万円の減額についてでございます。この事業は、たんの吸引や経管栄養などを必要とする児童生徒のために特別支援学校に看護師を配置するものであります。児童生徒の病気等による欠席により、看護を要しなくなった看護師の人件費等の執行残を減額するものであります。

次に、同じ欄の9の県立高等学校生活支援充実事業の994万6,000円の減額でございます。この事業は、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように、教室移動等の介助を行なう生活支援員を配置するものであります。対象生徒の進路変更等により介助を要しなくなった生活支援員の人件費等の執行残を減額するものであります。

さらに、3段下の項目にあります(事項)就学奨励費であります。2,000万円の減額であります。これは、特別支援学校に就学する幼児、児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るために、就学に必要な経費を補助するものであります。実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

そのほかについては、それぞれの事業における事務費等の執行残でございます。

特別支援教育課からは以上でございます。

○黒木教職員課長 教職員課関係の補正予算について、御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、431ページをお願いいたします。

一般会計39億2,346万5,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目の919億6,630万1,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

433ページをごらんください。

まず、上から5番目の(事項)教職員人事費であります。1億5,039万5,000円の減額をお願いしております。これは、主に、学校非常勤講師などの報酬等につきまして、勤務日数の実績が当初の見込みを下回ったために減額するものであります。

次に、下から2番目の(事項)退職手当費であります。8億594万7,000円の減額をお願いしております。これは、退職予定者数が当初の見込みより減ったことなどに伴いまして減額するものであります。

434ページをお開きください。

一番上の(項)小学校費であります。16億2,113万9,000円の減額を、(事項)職員費につきまして、450万9,000円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項)中学校費であります。6億2,309万4,000円の減額を、(事項)職員費につきまして、121万9,000円の減額をお願いしております。

次に、一番下の(項)高等学校費であります。3億8,033万円の減額を、435ページをごらんください、(事項)旅費につきまして、121万2,000円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項)特別支援学校費であります。3億2,941万2,000円の減額を、(事項)旅費につきまして、531万7,000円の減額をお願いしております。

以上の職員費につきましては、教職員の給料や職員手当、共済費であります。いずれも職員数の減少や退職者と新規採用教員等との給与差額などによる補正であります。

また、旅費につきましては、人事異動に伴う赴任旅費の実績減や経費節減等に伴う補正であります。

教職員課は以上であります。

○後藤生涯学習課長 生涯学習課関係の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、437ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で3,360万2,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目にありますように、7億149万円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。439ページをお開きください。

初めに、中ほどにあります(事項)成人青少年教育費が321万7,000円の減額であります。

主なものは、説明欄の3、みやざき地域学校パートナーシップ推進事業でありまして、国費と県費から市町村への補助を行っております。その交付額の決定に伴う減額等であります。

次に、一番下の(事項)生涯学習基盤整備事業費が4,969万8,000円の増額であります。

次のページをお願いいたします。

このうち、説明欄の4、宮崎県美術品等取得基金事業、(1)美術品等取得事業が5,090万円の増額であります。これにつきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、2段下の(事項)図書館費が283万4,000円の減額であります。主なものは、説明欄の1、管理運営費でありまして、図書館の管理運営に係る設備関係経費等の執行残によるものであります。

次に、1段下の(事項)図書館サービス推進費が、285万6,000円の減額であります。主なものは、説明欄の2、図書館サービス費でありまして、図書館の非常勤職員経費等の執行残によるものであります。

次に、441ページをお願いいたします。

中ほどにあります(事項)美術館普及活動事業費が、493万3,000円の減額であります。主なものは、説明欄の2、特別展費でありまして、展覧会開催に係る委託料等の執行残によるものであります。

続きまして、宮崎県美術品等取得基金事業による美術品の購入につきまして、御説明いたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

まず、目的であります。県立美術館の収集方針に沿う作品を、収集審査委員会の審査結果を踏まえまして、美術品等取得基金を活用し購入するものであります。

概要をごらんください。

購入作品は、(1)のアルゼンチン出身の画家、レオノール・フィニーの油彩画1点と、(2)の都城市出身の日本画家、山内多門の日本画2点の計3点であります。

なお、美術品等取得基金条例を平成27年に改正して、今回が2回目の購入となります。

予算額は5,090万円であり、財源は全額特定財源であります。

作品購入の理由ですが、右のページの購入予定作品とあわせてごらんください。

初めに、レオノール・フィニーですが、シュルレアリスムを代表する画家の一人で、数少ない女性シュルレアリストとして専門家からも高く評価されている作家です。

また、収集方針の一つである「海外のすぐれた作品」に合致しており、美術館のコレクションの特色であるシュルレアリスムの作品群をより充実させるとともに、調査研究をさらに深めていくべき作家です。

作品1の「四季」をごらんください。フィニーの「明るい絵画の時代」と称される時期の作品で、女性を重要なモチーフの一つとして取り組んだフィニーを象徴する作品です。

次に、山内多門ですが、本県を代表するとともに、中央画壇でも活躍し、明治から昭和初期にかけて日本美術界を牽引した作家の一人です。

また、収集方針の一つである「郷土出身作家及び本県にゆかりのある作品」に合致しており、美術館が重要な郷土作家として作品の収集を行い、調査研究をさらに深めていくべき作家です。

作品2の「雨三題」をごらんください。多門が40歳の作で、第12回文展に出品され、その中でも特に好評を博した作品で、多門の代表的な作品の一つとされています。

作品3の「西渡晩夏」であります。多門が帝展の審査員を務めていた40歳半ばの作で、当時、国内最大規模の平和記念東京博覧会に出品された作品です。

事業効果としましては、3点の作品を新たに収集し、既に収蔵している他の作品等とあわせて展示することで、各作家の表現の変容等が一層鮮明となり、県民がより理解を深めて鑑賞することが可能となります。また、同作家の作品を所蔵している県内外の美術館等と連携することで、広がりのある展覧会企画も立てやすくな

ります。

生涯学習課関係は以上でございます。

**○萩尾スポーツ振興課長** スポーツ振興課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、443ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で3,044万5,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目の9億105万9,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明をいたします。

445ページをお開きください。

ページの一番下の段をごらんください。(事項)健康教育指導費でございます。385万2,000円の減額をお願いしてあります。これにつきましては、次の446ページの一番上の段にあります、養護教諭等研修事業における初任者研修に係る非常勤職員の報酬や、研修等の講師謝金、旅費などの執行残でございます。

次に、その下の段でございます(事項)保健管理指導費でございます。240万7,000円の減額をお願いしております。これは、主に、1、県立学校児童生徒保健管理指導における児童生徒の各種健康診断や心臓検診に係る検診料等の執行残であります。

次に、その下の段をごらんください。(事項)体育大会費でございます。2,038万2,000円の減額をお願いしております。これは、主に、1、国民体育大会経費における国民体育大会に出場する選手の派遣に要する経費の執行残であります。

次に、その下の段の(事項)競技力向上推進事業でございます。146万9,000円の減額をお願いしております。これは、主に、1の(2)宮

崎から世界へ挑戦！ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトにおける専門委員会及び検討委員会等に係る旅費の執行残でございます。

スポーツ振興課は以上であります。

**○米丸高校総体推進課長** 高校総体推進課の平成30年度2月補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の高校総体推進課のインデックスのところ、449ページをお願いいたします。

表の左から2列目、補正額の欄をごらんください。

今回の補正は、554万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、5,016万4,000円となります。

続いて、451ページをお願いいたします。

中ほどにあります(事項)体育大会費について、554万9,000円の減額であります。これは、全国高校総体の開催準備のため、競技会場となる6市町の事務局に派遣している担当教員の後補充として、各県立学校に配置している非常勤講師の人件費などの執行残によるものであります。

高校総体推進課は以上であります。

**○谷口文化財課長** 文化財課の2月補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の文化財課のインデックスのところ、453ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計予算で、6,239万4,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、4億5,369万9,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

455ページをお開きください。

初めに、上から5段目の(事項)文化財保護頭彰費につきまして、390万9,000円の減額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の5の西都原古墳群調査整備活性化事業におきまして、国庫補助額が当初の予定より少なかったことにより事業経費が減額となったことや、同じ説明欄の7の神楽のユネスコ無形文化遺産!県民応援事業において、神楽の調査などに要する経費の執行残であります。

次に、456ページをお願いいたします。

一番上の(事項)埋蔵文化財保護対策費につきまして、4,621万9,000円の減額補正をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の2の埋蔵文化財発掘調査であります。主に国道建設に伴う事前の試掘調査の結果、当初予定しておりました本調査の対象面積が減少したことなどにより、発掘調査経費が減額となったものであります。

なお、当該経費につきましては、国土交通省などの事業者から県が委託を受けて実施しているものでありまして、経費は全額、各事業者の負担となっております。

次に、同じページの中ほどにあります(事項)博物館費につきまして、434万円の減額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の2の管理運営費でございますが、光熱水費等の執行残でございます。

続きまして、次のページの457ページをお開きください。

上から3段目の(事項)考古博物館費につきまして、412万9,000円の減額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の1の管理運営費でございますが、光熱水費等の執行残でございます。

文化財課は以上でございます。

○鎌田人権同和教育課長 人権同和教育課の補正予算について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育課のインデックスのところ、459ページをお開きください。

一般会計で519万円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、9,226万1,000円となります。

その主な内容について御説明いたします。

461ページをお開きください。

初めに、一番下の(事項)生徒健全育成費285万7,000円の減額であります。このうち、説明欄の3、学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用事業232万5,000円の減額であります。これは、国庫補助決定等に伴うものであります。

次に、462ページをお開きください。

上から3段目の(事項)学校安全推進費148万6,000円の減額であります。このうち、説明欄の3、子どもの未来を守る学校安全教育推進事業116万7,000円の減額であります。これは、防災士養成研修や、学校を中心とした安全教育に要する経費の執行残等であります。

人権同和教育課は以上でございます。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了しました。

議案に関する質疑はございませんでしょうか。

○河野委員 高校教育課の中で、420ページの学力向上推進費、みやざきサイエンティスト育成事業が事業化ができない状態であったと言われましたが、経過をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○川越高校教育課長 これは、スーパーサイエンスハイスクールに関する予算措置なのですが、平成29年度末の段階で、現在、スーパーサイエンスハイスクールの経過措置校であります宮崎

北高校は、経過措置中であるために申請できない状態でありました。その状態で、宮崎北高校以外の複数の学校のSSHの申請を検討していたところでありました。

それらの学校がSSHに採択されたときのために予算を計上していたのですが、実際には学校の準備体制が整わず、平成29年度末にSSHの申請をすることができませんでした。そのための減額補正となっております。

○河野委員 このサイエンティスト育成事業というのは単年度ですか。

○川越高校教育課長 \*単年度事業です。

○河野委員 ということは、もう北高は、この事業はできないということですか。

○川越高校教育課長 北高校につきましては、経過措置の2年間は申請することができませんでしたので、本年度、このSSHに改めて申請しております。現在、その結果待ちといえますか、状況を待っているところでありました。

以上です。

○河野委員 はい、わかりました。

次に、429ページの特別支援学校医療的ケア実施事業、これは必要とする子供さんが欠席になったため看護師の配置がなかったということですか。

○酒井特別支援教育課長 配置としてはしてあるわけなんですけれども、生徒が欠席した場合には、その日の必要な看護師数が少なくなりますので、その欠席分で報酬としては下がってくることになります。

○河野委員 それで、これだけの大きな減額ですか。

○酒井特別支援教育課長 一つは、十分に毎年度しっかりとつけられるようにというところがありますけれども、医療的ケアの児童生徒等の

場合には、特に冬場なんですけれども、病気等で欠席することが、1人当たりで、かなりの欠席日数を計上する部分がありまして、その関係で、例年は全部出席したような形で予算をとっていくわけなんですけれども、いつ欠席等が起こるかわからないということで、こうなっております。

○河野委員 私は、今年度、学校における医療的ケアの充実をということで質問させていただきましたんですが、そのときには、通常の小中学校に配置できていない状態で、特別支援学校のほうに、そういう環境をつくって対応していくという回答をもらった気がするんですけど、学校に、この医療的ケアを推進したい考えがあるんですが、やはり今のような理由等があると、なかなか配置は難しいことになるんでしょうか。

○酒井特別支援教育課長 小中学校への配置について、まだ県内では例が少ないわけなんですけれども、各市町村にそういったものをお知らせしまして、促進を呼びかけているというところがございますので、そういった該当児童生徒が出てきました場合には、当然、市町村のほうに国から補助が出ますので、そういった中で促進できればというふうに思っております。

○河野委員 県の考え方は、そういう考え方ですよね。だけれど、この前いただいた答えが、子供を通常の学校じゃなくて特別支援のほうへと言ったような気がするんですが。

○酒井特別支援教育課長 前回申し上げた分では、現在のところは、特別支援学校に実態が合っていて希望されているというところで、これまで来ています。

それとは別に、小中学校への医療的ケアの実施については、各市町村、教育長さんのほうに

※次ページに訂正発言あり



も呼びかけをいたしまして、該当する方がおられれば、またいろんな情報提供もいたしますということでお伝えをしています。

○河野委員 親が望めば、通常学校のほうに配置をしてくれるように、県は推進していただけるということですか。

○酒井特別支援教育課長 そのように促進をお願いしているところですが、具体的には、各市町村、教育委員会が諮問する就学指導委員会の場で市町村がそういった決定を下すことになっておりますので、そういったところに情報提供をしています。

○川越高校教育課長 先ほどの事業期間につきまして、訂正させていただきます。

みやざきサイエンティスト育成事業は\*2年間の事業でありまして、その中でSSHは国の事業でありますので期間が異なっております。前回、北高校が申請したのは24年から28年までの5年間でした。そのあと経過措置という形になりまして、30年度、改めて申請をしたというところがあります。

○横田委員 生涯学習課の美術品の購入についてちょっとお尋ねしますが、私は美術品を見る目がなくてその価値がよくわからないんですが、こういう美術品を買う場合の過程といいますか、例えば誰かの紹介があるのか、誰かから売り込みがあるのか、それとも担当者が探してくるのか、購入するまでに至る経緯をちょっと教えていただけないでしょうか。

○加塩美術館副館長 画商からの情報が主なものになります。

○横田委員 その紹介があつて、審査委員会に諮って購入を決定するという事なんですか。

○加塩美術館副館長 そのとおりです。

収集審査委員会というのを開きます。これは

県外の美術館長などの美術専門家、それから、県内の、宮大の教授などの専門家、この中で、まず、美術館に入れるべき美術品であるかという審査、それから、評価額、購入金額が適正であるかという審査をしていただきます。その上で、きょう、お諮りをしているというところでございます。

○横田委員 購入と逆に、今、収集している美術品を販売することもあるんですか。

○加塩美術館副館長 原則として、公立美術館で購入したものは販売はいたしません。

○横田委員 所蔵している美術品は、定期的に順送りでみんなに見てもらおうことになるんですか。

○加塩美術館副館長 今、無料でコレクション展というのを1年間4期にわたってやっています。これを100点ほど年4回変えてお見せしているというところがございます。

○横田委員 ちなみに、今、何点ぐらい所持されているのでしょうか。大体で。

○加塩美術館副館長 合計が4,249点です。

○横田委員 わかりました。

○徳重委員 同じくこの美術品の購入のことで、御案内のとおり、山内多門先生は都城の出身で、親戚等もまだいらっしゃると思うんですが、例えば個人が持っているらっしゃる美術品を買うということもあり得るんですか。あるいは寄附してもらおうというようなこともあるのでしょうか。

○加塩美術館副館長 まず、個人からの寄贈というのがございます。

それから、個人からの寄託というのがあります。寄託というのは、個人が所有権を残したまま美術館のほうにお預けになるということで

※40ページに訂正発言あり

ざいます。

○徳重委員 先ほど申し上げましたとおり、都城市出身である山内多門先生の銅像というか記念碑があるんですが、我々はしょっちゅう見ているんですけど、都城にも、この多門先生の書というか、絵はまだかなりあるものでしょうか。わかっているらっしゃれば教えてください。

○加塩美術館副館長 都城市立美術館に60点ほどございます。

県立美術館のほうに、今、33点ございます。

お互いに貸しあったりしながら展覧会を開いたりもいたしております。

○図師委員 説明はあったと思うんですが、419ページの高等学校就学支援事業の1の就学支援金と3の奨学のための給付金がそれぞれ9,000万円以上不用で出ているんですが、その理由が当初の数よりも下回ったということだったと思うんですが、何人分に当たるのかということと、どうしてこういう大きな不用になったのかをもう少し詳しく教えてください。

○川越高校教育課長 この授業料相当額を支援する就学支援金及び低所得世帯に対して授業料以外の教育費について寄附します就学給付金は、いずれもその年度の家族の収入状況、例えば生活保護の受給の有無や課税から非課税、その逆などや、世帯の状況で、例えば第1子と第2子の人数などによっても変動することがありますので、本課としましても、ある程度多めに算定するような形になっております。

今、御質問のありました就学支援金につきましては、当初、約2万1,000人で見込んでおりましたが、実績見込みとしまして、2万200人となっております。

また、奨学のための給付金につきましては、当初4,900人で見込んでおりましたが、実績見込

みとして4,100人となったというのが、この補正にあらわれております。

○渡辺委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案に関する質疑はここまでといたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○川越高校教育課長 それでは、資料の4ページをごらんください。

五ヶ瀬中等教育学校における男女比の改善等に係る対応についてというページをごらんください。

五ヶ瀬中等教育学校における男女比改善の検討状況につきましては、先般の代表質問で教育長が答弁いたしました。改めて御説明させていただきます。

まず、1の対応状況についてですが、11月議会での一般質問を受け、教育委員会において、五ヶ瀬中等教育学校に係る検討会を設置しました。そして、これまで作業部会を3回、検討会を1回、計4回の会議を実施いたしました。検討会の構成委員は、五ヶ瀬中等教育学校長、小・中学校の校長会の代表である宮崎県校長会長、教育次長、そして関係課長です。

次に、2の検討状況についてですが、1つ目としましては、男女別の定員を設ける方向で検討しております。これは全寮制教育という学校の特長を踏まえると、施設上の制約を受けざるを得ないからです。

2つ目としましては、男女別の募集人員を入学者選抜実施要項に記載する方向で検討しております。これは、入学を希望する児童や保護者に対し、正確な情報を提供するためであります。

最後に、3の当面のスケジュールですが、ま

ず、3月中旬に当該校の学校評議員会におきまして、地域やPTAの方に意見聴取を行います。また、第2回検討会におきましては、県PTA連合会から小学校の保護者に出会してもらい、意見をいただく予定であります。その後、来年度に計2回の会議を実施し、6月を目途に方向性を定め、7月の入学者選抜要綱に公表する予定であります。

また、今後につきましては、五ヶ瀬中等教育学校の魅力づくりや学校のあり方について、引き続き検討をしていく予定であります。

報告は以上です。

**○黒木教職員課長** 同じく常任委員会資料の5ページをごらんください。

学校における働き方改革推進プラン(最終案)についてであります。

2の実施までのスケジュールをごらんください。

12月19日に開催しました第3回学校における働き方改革推進協議会で取りまとめましたプラン案につきまして、1月8日から2月7日にかけてパブリックコメントを実施するとともに、1月24日の常任委員会におきまして、その概要について報告させていただいたところであります。

そこで、本日はパブリックコメントのプランへの反映状況等につきまして、報告させていただきます。

同じ資料の6ページをごらんください。

4、パブリックコメントの(1)提出者数及び件数にありますように、39名の方々から138件の御意見等をいただきました。

(2)パブリックコメントに基づく主な修正をごらんください。

いただいた御意見に対する主な修正箇所につ

いて記載をしております。その修正箇所について御説明をいたします。

別冊でお配りしております学校における働き方改革推進プラン(最終案)の冊子とあわせてごらんいただければと思います。

それでは説明させていただきます。

まず常任委員会資料の①は、「プランに示している当面の達成目標は早期に達成し、国のガイドラインにおける勤務時間の上限規定に近づけるよう、働き方改革を推進してほしい」という御意見であります。

別冊のプラン最終案の18ページから19ページになりますが、4、プランの達成目標をごらんください。

前回の案では、国の勤務時間ガイドラインの上限の目安時間、月当たりの時間外業務時間45時間を超えないということを示した上で、本県の目標としては、当面の達成目標として、月当たりの時間外業務時間80時間ゼロと設定しておりました。しかしながら、今回の御意見等を踏まえ、国が示した上限の目安である月当たり45時間未滿を本県の達成目標として設定し、特に早急に解決を図る必要がある当面の達成目標として、月当たりの時間外業務時間80時間以上ゼロを設定したところであります。

また、19ページの5、プランの計画期間の中で、当面の達成目標について、「最初の2年間で達成できるよう」と表記しておりましたが、「2年以内という見通しを持ちながら、できるだけ早急に達成できるよう」と、早急に達成する必要があるということで、表記を変更しております。

次に、御意見の②であります。「リフレッシュデイについては職員一斉の設定は難しいため、柔軟な設定を可能にしてほしい」という御意見

でありました。

これにつきましては、別冊プラン最終案の20ページの上段部分をごらんください。

1、リフレッシュデイ（定時退庁日）の設定の部分に、米印で、「全教職員が週1回以上、定時に退校できる環境を整えることを原則とし、学校の状況に応じて、一斉の設定や個別の設定など柔軟に対応することとします」という表記を追加しております。

次に、別冊の常任委員会資料の6ページであります。③の御意見についてであります。御意見③は、「部活動の活動時間や休養日の設定については、県の方針の中では細かな規定があることを明記してほしい」という御意見であります。

同じくプラン最終案の20ページの一番下の部分をごらんください。

御意見を踏まえ、四角囲みの下に米印として、参考資料として、本県の運動部活動の方針を巻末につけているということを示しました。実際の部活動の方針につきましては、40ページからあとの部分につけておりますので、後ほどごらんください。

次に、同じく常任委員会資料6ページの④についてです。④の御意見は、「勤務時間を客観的に把握したことに対して、支援、指導に生かすことを示してほしい」という御意見であります。

別冊のプラン最終案では、27ページになります。

これは、取り組み内容の2、勤務時間管理の徹底に関する取り組みの部分ですが、1、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築の四角囲みの下に、「なお、把握した勤務時間については、健康管理や業務改善等の支援に活用します」という表記を追加しております。

最後に、常任委員会資料の7ページをごらんください。

5番目の御意見、⑤についてです。⑤の御意見は、「管理職のリーダーシップのもと、思い切った学校独自の工夫を進めてほしい」という御意見であります。

別冊のプラン最終案では、29ページから30ページにかけてが該当箇所になります。29ページの2、学校全体の取り組みの推進の記述ですが、前回のプラン案では、ワン・トライ運動やワン・アクション運動という言葉を用い、丸の部分に4つの視点として示しておりました。しかしながら、この視点にとどまらず、学校の実態に応じてさまざまな改善の取り組みを進めてほしいという意味で、取組内容を例として示すよう表記を変更しております。

恐れ入ります。資料の7ページにお戻りください。

主な修正につきましては以上ですが、(3)にパブリックコメントで寄せられたその他の主な意見を載せております。

1番目に、行事、会議、提出書類等を精選し、本来の業務である授業やその準備、教材研究の時間を確保してほしい、部活動の活動時間、休養日の設定については、全ての地域、学校で確実に守られるよう指導を徹底してほしいなどの御意見をいただいております。

これらのいただいた御意見につきましては、今後、具体的な取り組みを進めていく上での参考とさせていただきたいと思っております。

それでは、恐れ入りますが資料の5ページの3、実施までのスケジュールにお戻りいただければと思います。

これらのパブリックコメントを踏まえ、2月19日に開催しました推進協議会において、配付し

ております働き方改革推進プランの最終案を取りまとめたとごさいます。このプラン最終案につきましては、3月開催の定例教育委員会に付議いたしまして、新年度よりプランに基づいた具体的な取り組みをスタートさせることとしております。

3、プランの周知についてであります。本プランにつきましては、年度当初に予定されております市町村教育委員会教育長会や校長会等で説明を行うとともに、保護者や地域の方々に対しても、学校を通じて周知を図っていきたくと考えております。

最後になります。本プランの県教育委員会の取り組みの中で示しております専門スタッフ等の配置など取り組みの一部につきましては、来年度の事業として予定しておりますので、当初予算の常任委員会の際に説明させていただきたいと思ひます。

説明は以上であります。

○渡辺委員長 説明が終了しました。その他報告事項に関して質疑がございませぬでしょうか。

○凶師委員 五ヶ瀬中等教育学校についてなんです。我々が現地を視察した際には、女子生徒の数も同じにして、少し校舎内を増改築するという話も出ておったような気もするんですが、そういう方向性はもうなくなったということでしょうか。

○川越高校教育課長 施設の改修等も含めまして、現在、検討中であります。

○凶師委員 一般質問等でも取り上げられておりましたが、男女別の募集人員は同数になる可能性もあるということですか。

○川越高校教育課長 まだ具体的な数は検討中ですのではつきりとは申し上げられませぬが、可能性の1つとしては考えられるところであり

ます。

○凶師委員 教職員の方々の働き方改革なんです。これは私学も対象となると理解してよろしいのでしょうか。

○黒木教職員課長 まず、この対象は公立の小中学校ということで考えております。

理由の1つとしましては、私学の場合が、教特法という時間外勤務の取り扱いが、労働法制上、公立小中学校と違うということもありますので、一応、対象は\*公立小中学校としておりますが、協議会の中でもそういう御意見がでましたので、情報提供をして、私学等でも推進していただくようには取り組みたいと思ひております。

○凶師委員 部活動の定義、内容についても御説明いただいたんですが、資料の44ページに詳しい内容も出ているんですけども、③の1つめの黒ポツなんです。県の競技力に関する指定校に関しても、やはり原則、1から3の基準に沿った活動をするということなんです。現状はそれに沿ってないと思われて。例えば、県内外の学校と練習試合をしたり、強化合宿をする際に、恐らく週末になるかと思うんですが、3時間の練習試合とか、午前とか、午後だけの練習ということは、まず行われていないと思うんですけども、そういうものも、今後、この規定に沿った形で対応していただくような感じになるのでしょうか。

○萩尾スポーツ振興課長 そこに活動時間等を書いておりますが、これは全体の考え方としては、とにかく勝利至上主義等もありますけれど、やみくもに、ただ長時間の練習、そういうのを全体としてはしっかり見直していこうと。もっと合理的で、いわゆる効率的な指導を、日本全体

※次ページに訂正発言あり

として見直す機会に来ているんじゃないかと。

そういう流れの中で、ここに書いていますけれども、全体でそういう方向に行くんですが、指定校等については、県から強化費も入れている関係で、そういう考え方にのっとって、合宿等も計画的にしっかりやってくださいと。ただし、40ページの①にありますけれども、週末等に大会参加等で活用した場合は、休養日をほかの日に振りかえるとありますし、45ページの一番上にありますとおり、エ、この設定については、地域、学校の実態を踏まえた工夫としてということで、年間スケジュールとか、あるいは月間スケジュール、週間スケジュール等、細かなスケジュール等を示していただきつつ、その全体の中で練習、少しねらいを持った活動をししっかりやっていくんだと。運動生理学上、休養したほうがパフォーマンスも上がりますということも含めた形でしっかり考えていってほしいとお願いをしておりますので、そこあたりはトップのほうも頑張ってください、あるいは同好会等も、生徒のニーズ、いわゆる生徒のスポーツ環境をしっかりと考えた部活動をしていきなさいという方針を出しておりますので、これはそういう形でそれぞれやっていただきたいと考えています。

○**図師委員** わかりました。

○**黒木教職員課長** 済みません。先ほどの発言の訂正をさせていただきたいと思います。

私、公立小中学校と申したと思いますが、この対象は公立学校全てでありますので、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校ということで、訂正させていただきます。

○**横田委員** 働き方改革の6ページ、②のリフレッシュデイについてですけど、環境を整えることを原則とし、学校の状況に応じで柔軟に

対応するということですが、これが設定されることで、この原則がなし崩しになるような懸念はないのでしょうか。

○**黒木教職員課長** これにつきましては、協議会の中でも同じような御主旨の発言がございました。

1つは、県教委のほうでしっかり設定をすることで取り組みやすいという御意見と、あと、各学校種とか、各地域等によっていろいろ実態の違いがあるために、それは、学校種である程度柔軟に対応できるようにしてほしいという両方の御意見がありましたので、その議論を重ねた結果、まず、基本的には、定時退校日、リフレッシュデイというものを設定をすることを1つの共通の目標とする。その上で、学校の実態によっては、そういったことが困難な部分もあるので、その場合は柔軟に対応してもいいということで、あくまで基本は週1回以上のリフレッシュデイ、定時退校日を設定することで共通理解をしたところであります。

○**横田委員** わかりました。

7ページのその他の主な意見、5つ例示してありますけれども、どれを見ても非常に大事なことだと思うんですけど、これはこのプランに何らかの形で反映されているのでしょうか。

○**黒木教職員課長** その他の意見については、それぞれ各プランの中に入れてある部分ではありますが、その中で、特に上から4つ目について、持ち帰りの仕事等についても、学校での業務時間が減っても、家への持ち帰りがふえてはどうにもなりませんので、その辺については貴重な御意見として承って、また、プランを推進していく中で検討していきたいと考えております。

その他の御意見につきましても、それぞれプ

ランの中に反映をさせたところではあります。

以上です。

○横田委員 わかりました。

○渡辺委員長 ほかはいかがでしょうか。

五ヶ瀬中等教育学校に関係して幾つかお伺いします。

意見は本会議で述べましたので、くどくは述べませんが、まず、県外の都道府県立学校で、全寮制を取っている中等教育学校はあるのでしょうか。もしくは、高校、中学校で。

○川越高校教育課長 県外の学校で全寮制をとっている学校は、今度開設予定ではあるんですが、広島県立の叡智学園というのがこの春に開校する予定であります。ただし、中等教育学校ではなく、併設型の中高一貫校と聞いておりますが、まだ詳細については把握しておりません。

ただ、全寮制の学校は、ほかの中等教育学校は把握していないところであります。

○渡辺委員長 その広島の叡智学園というところは、入学者選抜、この春から開校ということであれば既に選考されているんだと思いますが、定員についてはどういう設定になっているのでしょうか。

○川越高校教育課長 定員は40名で、男子20名、女子20名という形で発表されておりますが、ホームページを見ますと、原則という言葉がついておりました。ただ、そこに関しては、要綱上は20名、20名という形で、男女別の定員で発表されております。

○渡辺委員長 五ヶ瀬中等教育学校の入学選考についてお伺いしますが、入試という言い方をしてはいけないんでしょうけれども、応募者の中から入学する方を決める手続きというか、試験のようなもの等はどのようなものが行われて、

どういう形で進学できる方を決めているのでしょうか。具体的にちょっと御説明をお願いします。

○黒木義務教育課長 今、御質問のあった入試についてですけれども、五ヶ瀬中等教育学校の場合は、基本的には学力検査という形ではありませんが、これまでの小学校での学習を生かした算数的な問題であるとか、国語的な問題であるとか、社会的な問題、理科的な問題をミックスしたような形で適性検査を行っております。

また、全寮制ということで、集団での生活が発生してきますので、そういったところでコミュニケーションを取れるかといった集団面接的なものも行っております。

○渡辺委員長 その適性検査と面接は、それぞれ、例えば点数化をして、その合計点が出るんだとすれば、その点数が高いほうから、今までは22人と18人というふうになっていたわけでしょうが、点数が高い子から男子は22人、女子が18人というふうにするような形で選考を行っているのでしょうか。

それとも、例えばもっと多い枠の人数を取って、その中からくじ引きじゃないけれども抽選をして、ある種のならずような作業を図るようなことをしているのか、そこはどのような形で選考が行われているのでしょうか。

○黒木義務教育課長 今、委員長が前半でおっしゃられたように、男女別に点数の高い順にということになっております。

○渡辺委員長 わかりました。

もう1点。これまで男子22人、女子18人であるという事実を、11月の議会で聞いたときには、説明会に来られた方には口頭でそんなお話はしてきたけれども、22人、18人であるという事実を要綱の中で明記してこなかった、その理由は

どこにあるんですか。

**○川越高校教育課長** 実際、要綱上に明記しなかった理由というところははっきりとお答えできる内容が定かではないのですが、入学当初から、この男女別の定員の存在は、要綱上に明記しないながらも公表されたような形になっており、実際、宮崎県の教育という入学者を示している冊子にも、男子22名、女子18名で取っているということが明らかになっておりましたので、既成の事実と言いますか、そういうような形で具体的に書かれないままこのような時間が過ぎてしまったのではないかと推察しています。

**○渡辺委員長** 大前提の確認をしたいと思うのですが、教育の機会均等の面から言って課題があると教育委員会は11月もおっしゃられましたけれども、教育の機会均等という意味では、別に22人、20人になったから解決されるという問題ではなく、施設の制約があるという事実は認識した上で、さっき言ったような試験である以上は、当然、合格点という言い方はあれですが、学校に行けるようになる点数に男女別のばらつきがあることは容易に想像ができるわけなので、あるべき姿としては、男女別に分けて採用するのが望ましいやり方ではないという基本認識なのか、そのところをちょっとはっきり整理させていただけないかと思うんですが。

**○川越高校教育課長** 男女を分けずに、通常の、例えば県立学校等がやっているような形で生徒たちを学校に合格させていくことが理想的な形であるとは考えておりますが、1つの学校の、いわば个性的な教育をやるやり方として、五ヶ瀬中等教育学校のような生徒というものも存在するのではないかと考えているところでありませう。

**○渡辺委員長** 个性的な学校のあり方というこ

とでクリアできるような課題なのかというところに、若干、教育委員会との認識のずれを正直感じているところではありますが、その議論はしませんけれども、今いただいている御説明を聞く限りは、全寮制という方法をとる限り、永遠に五ヶ瀬中等教育学校は教育機会の平等という観点をクリアできないまま——今度25周年のようですが、50年に向かっていったり、それより長くやっていくということでオーケーなんだという基本認識に立っているのか、それとも、施設面の問題はお金のこともかかわるので急にとはいかないかもしれないけれども、中期的には少なくとも解決するための何らかの取り組みをしないといけないという認識でいるのか、そこがちょっと全く見えない気がするんですが、これはいかがでしょうか。

**○川越高校教育課長** その点につきましては、やはり検討を続けていかねばならないと考えています。

資料にもお示ししましたが、現在検討しているのは、当面のところ、この6月までの要綱発表までの1つの結論というところで考えておりました、このあとも五ヶ瀬中等の魅力づくりや、特に学校のあり方、今、御指摘のありましたようなことに関しましても、より幅広い御意見を伺いながら考えていかねばならないと考えているところであります。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

**○徳重委員** 同じく五ヶ瀬の選考基準というんですか、選考に当たっては成績だけが中心になるものか、成績順に22名、18名、そういう形で取られるものかどうか、ちょっとお尋ねします。

**○黒木義務教育課長** 基本的には先ほど述べました適性検査というものも含めて、全て一応点



数化したものの順でとっているということになります。

○徳重委員 適性とか、面接とか、身体的なものとか、そういったものも入れられると思うんですが、適性検査ってどういう項目になっているんですか。

○黒木義務教育課長 集団面接であるとか、あるテーマに沿って子供たちが話し合いをしていったり、その様子を観察したりといったようなところを見たりしております。

○徳重委員 やはり集団での寮生活もあるし、集団生活の中でうまくやっていけるかどうか、いろんなことがあると思うんです。

親は五ヶ瀬にやりたいと思っけていても、性格的に、その子供は俺は行きたくないだけれど受かったら行くわというような感覚の人もいるかと思ったりするんですが。本人の五ヶ瀬に行きたいという願望があつて受けたことは間違いないにしても、それだけ、もし落ちてもいいんだと、ほかの学校でもいいんだというような生徒がおるんじゃないかという気がしてならないもんですから。今までの例からしても、今後、ずっと五ヶ瀬を続けていく上でも、あそこを出た子供たちは立派に社会のために頑張っているんだという姿をずっと続けていくためには、立派な生徒を取っていただきたいと思うんですが、考え方としてはいかがでしょうか。

今、申し上げましたような本人の希望とか、本人の意思を先生方が吸い上げるということとはされていないのか。

○黒木義務教育課長 小学校6年生が受験をするわけですけれども、その時点でかなり、おまけに全寮制ですので、6年間、親元を離れて生活できるのかどうかといったようなところは、保護者の方と、やはり各御家庭でかなり議論を

された上で願書は出されていると私どもは理解しておりますし、入学後の子供たちの様子を見ても、あそこの学校で学びたいといったような強い意志を持って入学される子供さんの様子が、やはりよく見られると認識しております。

○徳重委員 小学6年生の後から行くことになるわけですから、親御さんも心配だろうし、また、子供さんの意見も、帰っているいろいろな休みの間に聞かれたりして、ここは無理だと、行きたくない、新しく普通の学校に入りたいという生徒も出てくるんじゃないかと思いますが、今までそういう例はないものでしょうか。

○黒木義務教育課長 これは年によっては、1名ぐらいですが、夏休みが終わったあたりで、最初は意欲を持っていったけれどもなじめなかったとか、ホームシックが非常に強かったとか、そういった原因で、地元のほかの学校に転校していくという例もございます。

○川越高校教育課長 先ほど河野委員からの御質問にありました、みやぎサイエンティスト育成事業の期間は平成29年から31年までの3年間でした。たび重なる訂正、申しわけありません。

○日高副委員長 1件だけ確認させていただきたいんですけれども、学校における働き方改革についてなんですけど、いろんな改革についてあるんですけれども、部活動の件なんですけど、何か罰則みたいなものはあるんでしょうか。例えばルールに従わなかったら罰則とかあるんでしょうか。

○萩尾スポーツ振興課長 これは、はっきり申し上げまして、罰則等はございません。

ただ、法的な拘束力はありませんが、国のガイドラインを受けての県の方針と、やはりこれを日本全国で広げていこうと、しっかりそこは

考えていこうということですから、そこは、ぜひこういう方針のもとにしっかりやっていただきたいと思っておりますし、公立の小中学校につきましては、県の方針を受けまして、今度は市町村教育委員会が方針を出していただくと。そして、それを学校のほうがまた方針をつくりまして公表していきますので、そこはしっかり、この方針がそれぞれの学校でしっかり守られるような形で、私たちもフォローアップや調査をしっかりやっていきたいと考えております。

**○日高副委員長** やっぱり今までずっと何十間やってきた形をかえていくのは本当に難しいことだと思いますし、僕らもちょっと少年野球に関わらせていただいておりますが、やっぱり週末は4時間だけの練習という規則が決まっても、なかなかうまく浸透していかないという部分もあります。今もう本当に部活動じゃなくてクラブ活動に流れているという話もたくさんありますので、いろんな部分をしっかりと対応していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○渡辺委員長** その他報告事項に関しては、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、その他で何かございますでしょうか。

**○河野委員** 学校施設の跡地利用について、ちょっとお伺いしたいんですが、延岡市の件ですけれど、延岡市との協議が進んでいると思っておりますが、わかあゆ支援学校跡地ですね。運動場側は子どもの城ですかね、延岡市が利用することになるので、事業が進んでいるんですけど、施設側（建物側）はどうなっているのでしょうか。

**○柚木崎財務福利課長** 建物があつたところにつきましては、現在まだ継続協議中となっております。

延岡市としては、活用したいということだったんですけども、現在ちょっと保留の状態になっているところではあります。

**○河野委員** その施設を利用するにも、限度とどうか、耐震とかを考えたときに、いつまでに……。

**○柚木崎財務福利課長** 基本的には地元自治体が、もう利用しないと言うまでは、私どもは一応協議を継続するというスタンスでやっております。

利用しないという結論が出ますと、一般的な売却というふうに進んでいきます。

**○河野委員** ということは、もう1つの土々呂にある支援学校のように、一角がコンビニになるとか、そういう状態もありうるということですね。

**○柚木崎財務福利課長** 自治体が利用しない場合は、そういった可能性もございます。

**○河野委員** わかりました。

**○渡辺委員長** ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩します。

午後2時32分休憩

---

午後2時35分再開

**○渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

明日の委員会は、午前10時に再開し、警察本部の当初予算案に関する審査から行う予定です。

その他で、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

平成31年 3月 6日(水)

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。

お疲れさまでした。

午後 2 時36分散会

平成31年 3月 7日 (木曜日)

午前 9 時56分再開

出席委員 (7人)

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	河 野 哲 也
委 員	関 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	郷 治 知 道
警 務 部 長	大 塚 祥 央
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	時 任 和 博
生 活 安 全 部 長	河 野 重 定
刑 事 部 長	廣 澤 康 介
交 通 部 長	谷 口 浩
警 備 部 長	小 野 博
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	河 野 晃 央
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	福 永 光 宏
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	鍋 倉 幸 次
総 務 課 長	上 平 賢 一
少 年 課 長	宮 崎 俊 昭
生 活 環 境 課 長	井 上 保 志
交 通 規 制 課 長	日 高 靖 和
運 転 免 許 課 長	日 高 好 章

企業局

企 業 局 長	関 師 雄 一
副 局 長 ( 総 括 )	佐 野 詔 藏
副 局 長 ( 技 術 )	土 屋 喜 弘
技 監	喜 田 勝 彦
総 務 課 長	奥 浩 一
経 営 企 画 監	新 穂 浩 一
工 務 課 長	平 松 信 一
電 気 課 長	森 本 誠 二
施 設 管 理 課 長	山 下 正 次
総 合 制 御 課 長	上 石 浩

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 査	甲 斐 健 一
議 事 課 主 任 主 事	石 山 敬 祐

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは当委員会に付託をされました当初予算関連議案等について、本部長の説明を求めます。

○郷治警察本部長 おはようございます。昨日は、補正予算関係議案を御審議いただきましてありがとうございました。

本日、御審査をお願いいたします案件は、まず、「平成31年宮崎県一般会計予算」であります。

当初予算案は、平成31年の宮崎県警察運営方針及び運営重点に沿った各施策を具体的に実現するものとして編成したところでありまして、歳出予算額として恩給及び退職年金を除きまして270億4,968万7,000円をお願いするものであり

ます。

次に、昨年10月の決算特別委員会での指摘要望事項に係る対応状況につきまして御報告いたします。さらに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきまして御審査をお願いします。

詳細につきましては、それぞれの担当部長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

**○渡辺委員長** 本部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き議案の審査を行いますが、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても御説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

**○大塚警務部長** それでは、平成31年2月定例県議会提出の議案第1号「平成31年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の2枚目、資料1、平成31年度歳出予算についてという題名の資料と、議会資料の平成31年度歳出予算説明資料の515ページ以降により御説明いたします。

それでは、資料1の1、平成31年度歳出予算の概要をごらんください。

警察本部の歳出予算要求の基本的な考え方は、「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」という平成31年の宮崎県警察の運営方針のもと、総合的な犯罪抑止対策と子供、女性、高齢者を守る活動の推進等、5項目の運営重点を中心とする治安維持に必要な経費を措置し、警

察力を確保しようとするものであります。

この基本的な考え方をもとに、公安委員会関係の平成31年度歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、270億4,968万7,000円をお願いするものであります。

この予算額は、昨年度と比べますと、人件費につきましては、給与条例改正に伴い、給料等がふえたことなどにより2億2,363万8,000円の増額、人件費以外の物件費につきましては、信号機等のデザインポール共架整備費がふえたことなどにより、1億1,267万9,000円の増額となり、総額では3億3,631万7,000円の増額、率にしますと、対前年度比1.3%の増となっております。

それでは、平成31年度の公安委員会関係の歳出予算の内容を科目、事項別に説明いたしますので、資料1の2、事項別歳出予算額と主な事業をごらんください。歳出予算説明資料につきましては519ページからになります。

まず、資料1の項目2の一覧表最上段左側に記載しております会計、科目、事項の欄をごらんください。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬681万6,000円でございますが、これは公安委員3名の報酬であります。

次に、(事項)委員会運営費714万7,000円でございますが、これは公安委員会運営に要する経費であります。この中で主な事業につきましては、警察署協議会運営費341万7,000円ですが、これは県下13警察署に置かれております地域住民の意向を警察業務に反映させるための警察署協議会の運営に要する経費で、委員の報酬や旅費などに要する経費であります。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費187

億1,273万4,000円でございますが、これは職員の人件費であります。

次に、(事項) 運営費29億6,784万4,000円でございますが、これは警察業務を行う上で、その基盤となります通信指令システムやOA機器、そのほか職員が警察業務を処理するために必要な事務費等のいわゆる職員を設置することにより必要となる経費であります。

この中で主な事業につきましては、退職手当13億6,211万1,000円、警察業務電算化推進事業3億5,166万7,000円、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業2億8,489万7,000円です。

退職手当は、本年1月1日現在での、平成31年度末の定年退職予定者数を53名と見込み、予想される希望退職者等を含む合計76名を計上しており、平成30年度と比較しますと1,837万1,000円の増額となっております。

警察業務電算化推進事業は、現在の高度情報化社会の広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守るため、情報技術を活用した警察業務の電算化を推進するための経費であります。

新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業は、110番の受理に当たり、多様化・スピード化する犯罪等に的確に対応するためのシステムのリース料であります。

次に、(目) 装備費(事項) 装備費3億7,696万2,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備・充実強化と装備活動に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、警察活動用車両維持費2億6,446万6,000円ですが、これは警察が保有しております全車両に係る修繕料、燃料費、自賠責保険料、重量税及びその

他維持に係る消耗品費等に要する経費であります。

次に、(目) 警察施設費(事項) 警察施設費9億1,249万4,000円でございますが、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費であります。

この中で主な事業につきましては、交番、駐在所庁舎新築費1億4,273万1,000円、その他警察庁舎及び宿舍維持管理費3億3,915万5,000円です。交番、駐在所庁舎新築費につきましては、交番、駐在所の建設に係る設計費や建設費等です。

平成31年度は、小林警察署の真方駐在所を木造により新築し、延岡警察署の島浦駐在所を大規模リフォームする予定です。

交番や駐在所は、地域住民の安全と安心の拠点である生活安全センターとして、地域住民の日常生活に密着した警察活動を行っておりますが、先ほどの交番につきましては、老朽化に加えまして、来訪者と対応するためのコミュニティスペースや駐車スペースが狭いため、県民が利用しやすい場所への移転新築や、利用しやすい配置とする計画とされているところであります。

その他警察庁舎及び宿舍維持等管理費は、警察施設の機能を維持していくために必要な電気設備・空調・清掃等の委託費や施設の修繕、維持に要する消耗品の購入等に係る経費です。

次に、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費7億2,219万5,000円でございますが、これは、運転免許試験及び各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費です。

この中で主な事業につきましては、道路交通法に伴う講習体制整備事業費2億8,275万8,000円、運転免許証ICカード化運営事業1億2,131

万4,000円であります。

道路交通法に伴う講習体制整備事業費は、70歳以上の高齢者に対する免許証更新時の高齢者講習や認知機能検査及び行政処分を受けた停止処分者や軽微違反者に対して行う違反者・処分者講習の2つの事業を合わせたものであります。

運転免許ICカード化運営事業につきましては、ICカード免許証を作成する装置のリース料や運転免許の台紙の購入等に要する経費であります。

次に、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費17億300万3,000円でございますが、これは、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費であります。

この中で、主な新規事業につきましては、「航空隊運行体制強化事業」865万9,000円、「犯罪情報分析システム更新整備事業」244万2,000円、「ヘリコプターテレビ受信設備整備事業」3,107万5,000円であります。

まず、航空隊運行体制強化事業につきましては、お手元の資料1の1をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、警察航空隊では、隊長以下操縦士3名、整備士3名の体制により、遭難者の捜索救助及び捜査活動等の支援のほか、初動警察活動への積極的な対応を行っております。

長野県や群馬県の防災ヘリ墜落事故を踏まえて、現在、安全性確保のため、操縦士2名が搭乗して運行していますが、今後、操縦士の高齢化等に備えて計画的に操縦士を育成し、航空隊の体制を確立していく必要があるため、現職警察官の中から操縦士として適格な人材の選考を行い、操縦士として必要な資格を取得させ、計画的な操縦士の育成を図ることを目的として

おります。

警察用航空機の操縦士が、多様化する警察航空業務を迅速、的確に遂行するためには、単に航空機の操縦技能のみを有すれば足りるものではなく、警察官としての十分な知識と技能等を有することも要求されていることから、操縦適正のある優秀な警察官の選考を考えております。

事業の概要としましては、平成31年度から平成32年度の2カ年の事業で、警察用航空機の操縦に必要な自家用操縦士免許、事業用操縦士免許及び陸上多発タービン等級の取得を国内及び海外で受講し、免許の取得を行います。

自家用操縦士の実技講習や陸上多発タービン等級の免許取得については、国内よりも費用を抑えることができる海外の訓練期間で取得し、事業用免許につきましては、海外で取得した免許を国内の免許に書きかえることができないことから、国内での取得を予定しています。

事業の効果としましては、航空事業者の年齢構成等を踏まえ、中・長期的展望に立った後継操縦士を計画的に育成することにより、常時2名体制での運行が確立され、警察用航空機の安全運航の確保を図ることが期待できます。

次に、犯罪情報分析システム更新整備事業につきましては、お手元の資料1の2をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、聞き込み捜査等の従来の捜査方法と犯行の状況、手段、被害者等に関する情報や資料を活用した犯罪情報分析システムによるプロファイリングの双方から犯行予測や犯人像の推定等を行っているところです。

プロファイリングは、連続して発生している性犯罪、窃盗、放火等の犯行状況に関する情報

量の多い事件や、犯行の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待されます。

現システムは、導入後7年以上が経過し、地図ソフトが道路形状の変化により、現状と合わなくなる等、分析業務に支障が出ている状況にありますことから、システムを更新して、迅速かつ高度な分析を行い、犯罪捜査を積極的に支援することを目的とするものです。

事業の概要としましては、犯罪情報分析システム及び地図ソフトを更新し、道路形状や建築物等の最新の地図データの活用等を図り、犯人像の推定、捜査方法の提案、次回犯行の予測等の分析を迅速に行い、事件の早期解決に向けた支援を行います。

事業の効果としましては、これらシステムや地図ソフトの更新などにより、犯行経路を探索するスピードの向上や、建築物等の立地状況の変化に対応が可能となり、適格性を有している人物を早期に浮上させ、捜査の効率化・適正化を図ることが期待できます。

次の、ヘリコプターテレビ受信設備整備事業につきましても、同じくお手元の資料1の3をあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、ヘリコプターテレビ用の受信設備を整備して受信可能エリアを拡大するとともに、広域性や緊急性の高い南海トラフ地震や霧島連山の火山災害など、大規模災害発生時に情報収集活動を行うヘリコプターテレビからの映像を有効に活用し、本県防災対策の強靱化を図ることを目的としています。

また、本整備によりデジタル対応となるため、ヘリコプターテレビから得られる情報が、広視界・広詳細のデジタルハイビジョン映像となり、逃走車両のナンバー判読や人相着衣・現場の状況を正確かつ容易に把握することが可能となる

ことも期待されます。

事業の概要としましては、平成31年度から平成32年度の2カ年の事業で、ヘリコプターテレビ受信設備の整備を行います。

平成31年度に、設計及び受信用の鉄塔の建設を行い、翌年度にアンテナ等の機器の設置や中継設備等の機器の整備を行います。

事業の効果としましては、ヘリコプターテレビ受信設備を整備することにより、受信可能エリアの拡大、警察本部や県庁等へのデジタル映像の伝送等が可能となり、大規模災害発生時の情報収集力の強化や防災対策に高い効果が期待できます。

再び、資料1にお戻りください。

(事項)交通安全施設維持費4億5,933万9,000円でございますが、これは、交通安全施設の維持管理及び電気・通信料等に要する経費であります。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業費11億8,115万3,000円でございますが、お手元の資料1の4をごらんください。

事業の目的につきましては、交通事故が多発している道路や、特に交通の安全を確保する必要がある道路におきまして、総合的な計画のもとに交通安全施設を整備することにより、交通環境の改善、交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑を図るものであります。

事業の概要としましては、国庫補助事業と県単独事業の2つに分かれます。

まず、国庫補助事業としましては、資料の2(4)ア、ウ及びエになります。

アは、警察本部等に設置されている交通管制センターの整備や信号灯器のLED化をはじめとした信号機等の改良、整備を行う交通管制及び信号機改良等整備費。



ウは、交通渋滞を解消するために信号機新設や道路標示等の整備を行う円滑化対策事業費。

エは、コンクリート製である信号機柱を災害等に強い鋼製の鋼管柱に移行するコンクリート製信号機柱の鋼管柱化であります。

これらの国庫補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則で定められた交通量が多く事故が多発している道路、市街地における歩行者の事故が多い道路、交通事故が多発するおそれのある道路として指定された特定の道路区管内、または交通の円滑を図ることにより効果的に交通事故を防止することができる場所として指定された地区の中で整備を行う事業であります。

次に、県単独事業としましては、イの信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費があります。

この事業につきましては、さきに御説明いたしました特定の路線や地区を除く県内一円で信号機や標識表示などの整備を行う事業であります。

また、オのその他として、交通安全施設の災害対策強化事業費、信号機等のデザインポール共架整備費を計上しております。各事業費の内訳としましては、資料のとおりでありまして、総額で11億8,115万3,000円となります。

これらの事業によりまして、平成31年度は信号機13基を新設するほか、信号制御機134基の更新や、コンクリート製信号機柱の鋼管柱化100本、信号機のLED化50式等の整備を予定しております。

事業の効果としましては、交通事故や交通量等の実体に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の生命の保護と交通環境の向上につ

ながる効果が期待できます。

以上であります。

○谷口交通部長 それでは、昨年10月の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明いたします。

冊子、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の14ページをお開きください。

警察本部に対する指摘要望事項は、「信号機の整備について、道路管理者とも連携して、安全対策も図りながら、県民の要望を踏まえた効率的な整備を進めること」というものでありましたことから、その対応につきまして御説明いたします。

まず、30年12月末における本県の信号機の設置数は2,383基であり、30年度の新設信号機は15基となっております。

信号機を整備する際には、県民の要望や交通環境を勘案しながら道路管理者と緊密な連携をとるとともに、信号機設置の指針に基づいて道路における交通の安全と円滑を図ることを目的として設置しております。

県民からの設置要望に対しましては、要望者などから十分に意見を聴取した上で、管轄警察署と合同での現場調査を行い、交通量や道路形状などを確認し、個別に検討しております。そして、要望者に対しては、現場において管轄警察署の警察官等が詳細な説明を行うなど、御理解をいただけるように対応しているところでございます。

本年度に新設する信号機は、15基のうち13基が県民からの設置要望をもとに、その必要性や緊急性を判断して設置しております。

また、見通しの悪いカーブや信号機が近接した道路形状となっている場合や、交通量が極めて少ないなどの理由により、信号機の設置が困

難な場所につきましては、道路管理者と協議を行い、交差点のカラー化や路面表示などの安全対策をお願いしているところであります。

今後も道路における安全と円滑を図るために県民からの要望を可能な限り反映させながら、施設の老朽化対策なども踏まえ、総合的な視野に立って効率的な整備を進めてまいりたいと考えております。

**○河野生活安全部長** それでは、議案第41号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」について、お手元の資料に基づいて御説明させていただきます。

まず、項目2に条例の改正概要を記載しておりますけれども、今回の改正は4点あります。

まず、1点目が、条例第2条第2項の「用語の意義」、2つ目が条例第4条第1項第1号の「風俗営業の営業所の設置を制限する規制」、3つ目が、条例第7条第1項の「風俗営業にかかわる騒音及び振動の規制」、最後に、条例第30条の「酒類提供飲食店営業の禁止地域」の部分に、「田園住居地域」の語句を追加するものであります。

項目3の条例を改正する理由についてでありますけれども、(1)に記載しておりますとおり、計画された都市をつくるために規制の内容等を示した法律である都市計画法が改正され、同法に「田園住居地域」と「用途地域」が追加されております。

条例は、この風俗営業等の設置制限地域などについて、この都市計画法の用途地域を引用し規制しておりますので、当然、都市計画法が改正されたことにより、必然的に条例も改正することとなり、田園住居地域の語句を条例の関係する部分に追加したものであります。

次に、田園住居地域についてでありますけれ

ども、A3版の添付資料をごらんください。

田園住居地域の概要のとおり、田園住居地域というのは、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅のかかわる良好な住居の環境の保護を目的とする地域であり、簡単に言いますと、住居と農地が混在している地域において、住居環境と営農環境の共存、あるいは調和を図ることを目的に創設されたものであります。

また、資料の都市計画法の用途地域の改正前と改正後の表にあるとおり、田園住居地域は住居系の用途地域に分類されております。その位置づけとしましては、第一種低層住居専用地域と同様で、都市計画法による土地の開発規制や、建築基準法による建築規制を受ける地域であります。

条例の施行日につきましては、本年4月1日を予定しております。

私からは以上であります。

**○渡辺委員長** 議案に関する説明が終了いたしました。議案の質疑はございませんでしょうか。

**○中野委員** 4ページの信号機等のデザインポール共架整備、これちょっと中身がわからないのですけれど。

**○谷口交通部長** 信号機のデザインポール化というのは、景観を含めまして、今ある信号柱をちょっと想像してもらおうとわかるんですが、何本か交差点に立っていると思います。それを1本にまとめまして、照明と信号、電線等、ライフライン等が1カ所にまとめられて地中に埋められるようになります。こういうことで災害にも強いということでこういう事業をやっております。

**○中野委員** 現在、それがあるところは何本かあるんですか。

○谷口交通部長 ラインで大体設置するんですが、現在、宮崎市内に1カ所、都城地区に6カ所、日向地区に1カ所になっております。

○日高交通規制課長 デザインポールについて、ちょっと補足なんですけれど、部長が言われましたデザインポール化を進める7カ所でありますが、一番わかりやすいのは県庁前とか橘通りとかに茶色い大きいポールが立っていますよね。上に道路を照らす照明灯がある、茶色い大きいやつ、これをデザインポールというんですけれど、これにまとめて信号の灯器を共架するという事業で、部長言われましたように信号柱も少なくなるということで、非常に効率的だと考えております。

○徳重委員 信号機が今年度も15基設置されるということではありますが、要望は非常に多いと思うんですけれど、私が心配するのは更新しなければならぬような信号機も相当あるんじゃないかなと気がしているんですよ。今、コンクリートを鉄骨柱にしていくというような流れもあるようでありますが、そういう危険な信号機が、皆さん方の調査の中でどの程度あるものかなと、ちょっと気になっておるものですから、教えてください。

○谷口交通部長 一応、コンクリート柱の耐用年数が40年となっております、それを本県では25年という基準で更新しております。

それと、あと一つの新しいタイプの鋼管柱については耐用年数が50年ということで、現在のところ危険な場所は把握しておりません。

○徳重委員 25年でというような考え方でいくと、相当金額がかさんでくるのかなと。これからその予算要求もされていかなくってはならないのかなと思うんですよね。南海トラフを考えたときに、かなり急がなければならないというこ

とですが、年々金額がふえているんですか。今、信号機の設置の総体的なものはわかるんですけれど、信号機は絶対必要なものだと思っているものですから、予算要求をしていただきたいなと思っているものですから、年々ふえているかどうか、そこ辺をちょっと教えてください。

○谷口交通部長 先日の補正予算のときにも若干出ましたが、国の予算のほうでも、災害対策の強化事業ということで額はふえております。緊急に工事をやりなさいということでふえておりますので、近年は増加傾向でございます。

○横田委員 資料1の2の犯罪情報分析システムなんですけれど、今、あちこちに公も私も含めてたくさんの監視カメラがありますが、そういった監視カメラとの連動とかはしているんでしょうか。例えば、犯罪者がどの道を今逃走しているとか、あんなのが分析されて検挙につながるとか、テレビでよく見るものですから、監視カメラとこういうシステムの連動はどうなっているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれど。

○廣澤刑事部長 例えばコンビニに設置されている防犯カメラとか街頭の防犯カメラとの連動ということで御理解すればよろしいですか。

○横田委員 はい。

○廣澤刑事部長 例えば事件等が発生いたしまして、犯人の現場に向かう動線であるとか、犯行後の逃走経路、そういったところが分かれば、その路線に含まれております防犯カメラ等の解析をさせていただきながら、犯人を追いかける捜査手法は取っています。

○横田委員 民間の分はなかなか難しいかもしれませんが、例えば路線にある監視カメラとこういうシステムの連動で、依頼をしなくても、すぐ見れるという状況にはならないんですか。

○**廣澤刑事部長** 先ほども申しましたように、街頭の防犯カメラとか店舗のカメラとうちのいわゆる犯罪情報分析システムは当然、連動させまして、事件の解決等を図る。

いわゆる心理学とか統計学や、さまざまなカメラからの情報、犯罪情報等をうまく重ね合わせまして犯人像を浮かび上がらせるとか、事件犯行現場を想定するとか、そういった手法をプロファイリングと言っておりますので、そういったプロファイリング捜査をする中におきましても、こういったカメラの活用は有効ではないかと考えています。

○**横田委員** ヘリコプターテレビ受信設備整備事業ですが、昨年、委員会の調査で県警ヘリの高性能さを見せていただいてびっくりしたんですけれど、本当にいろんな意味で活躍してくれるんじゃないかなと思うんですけれど。

ヘリコプターとはちょっと全然違うんですけれど、例えば今ドローンによる災害時の捜索とか、避難路を探すとか、いろんな活用法が今言われていますけれど、警察本部としてドローンを活用していこうといった考えは今のところないんでしょうか。

○**大塚警務部長** 本日の御説明の中では、特に主要なものとして御説明はさせていただいておりますけれども、平成31年度にドローンを調達する予定で数百万円予算を計上しておりますので、できる限り早く運用できるように、既に運用している他県警察に調査に行ったりとか、必要な情報収集を既に始めているところでございます。

○**中野委員** 今のヘリコプターテレビ、当然必要だと思うんです。ただ、私、東北地震を見ていて、実は自衛隊機が津波の情報をどんどん流しているんですね。結局はその津波が来てい

るというのはわかって、逃げ遅れとかあったじゃないですか。要は津波のときなんかには、このテレビ受信機でどういう使い方ができるかっていうのは、当然検討されていると思うんですよ。これは警察本部だけにモニターがあるのか。簡単でいいですので、南海トラフの使い方としてはどんな検討をされているのか。

○**小野警備部長** 南海トラフが発生しまして、津波が本県の沿岸部に打ち寄せられる想定につきましても、最短で14分から21分の間に到達すると想定されているところでありまして、緊急時にヘリテレが活用できるものであれば、ヘリテレにより津波の伝達状況を各警察官に無線で知らせて、津波に対する避難誘導を呼びかけていきたいと感じています。

○**中野委員** まあ、余り簡単すぎたけれど……。

○**函師委員** 説明もあつたわけなんですけど、資料の警察本部費の中の警察業務電算化推進事業ですが、これは、何カ年事業で総体費がどれくらいで、またその事業効果がどういった効果が期待できるのか。実際、どのような運用がされているのか、概要を教えてください。

○**大塚警務部長** 警察業務電算化推進事業についてですけれども、これは主に県警本部、警察署、交番駐在所で使っておりますIT関係の、我々の中で、みやけいネットと呼んでおります県警本部内で情報を共有したり、各種、このシステムの上でさまざまなシステム、アプリケーションを動かして、情報共有や業務の効率化等に活用しておりますので、全ての県警の情報共有、情報業務の効率化の基盤となるものとしてフルに活用しておりますので、かなり効果が出ているものと考えております。

○**函師委員** これは、毎年このくらいの維持費がかかるのか、それとも何カ年かの事業で、も

うそのシステムの運用が完結するのか、そのあたりを伺います。

○大塚警務部長 これはリースで整備していることもありまして、若干再リースする端末とか出てくると、費用が減額されますので、金額の減少はございますけれども、ほぼこれぐらいの規模で予算措置をお願いしているところがございます。

○凶師委員 次に、説明にはなかったんですが、予算説明資料の522ページの警察活動費の16番なんですけど、指紋情報高度化利用システム整備事業とあるんですけども、事業内容を少し詳しく説明いただきたいと思うんですが。

○大塚警務部長 警察庁の回線と接続されました指紋照合処理装置等を使用しまして、指紋に関する照会業務を迅速・的確に行って、各種犯罪の検挙に貢献する機器のリースに要する経費でございます。

○凶師委員 警察庁と直結で、全国のそういう指紋の照合ができるようなシステムということですね。

それともう一つ、同じく警察活動費の中の47番、523ページなんですけど、ワンストップサービスシステム運営事業の概要も教えてください。

○日高交通規制課長 いわゆる自動車を購入した場合に、車庫証明とナンバー登録と県税事務所に税金納付という3つの申請者の義務がありますけれども、この申請を自宅のパソコンで1回でできるというのが、ワンストップサービスにあります。

○凶師委員 これは新規事業ではありませんが、もう前から運用されている事業でしょうか。

○日高交通規制課長 ワンストップサービスは、平成30年に本格運用を始めまして、まだ半年という状況であります。

○凶師委員 非常に便利なサービスだと思いますが、県民の方にどれくらい周知されているのかということもありますので、今後の事業の拡大を期待しております。

○中野委員 もう一件、犯罪情報分析システム。例えばサイバー攻撃とか、いろいろそういう高度な犯罪が起きているじゃないですか。本県は、大都市は別ですけど、普通の県と比べてこういう設備、システムというのは、大体、同程度導入されていると判断していいんですか。なんかやっぱり遅れているのか。そこら辺等を比較した場合。

○大塚警務部長 各都道府県警察ともに、当県と同様のシステムやアプリケーションを導入しているんですけども、当県も各県の整備状況とかを全国会議や各県から送られてくる申報と言われる報告資料みたいなものがあるんですけど、そういったものを見ながら、当県の犯罪情勢や警察の部内の業務の効率化に活用できるというふうに判断されるものは積極的に導入するようにしております。先ほど申し上げました、みやけいネット上で動作しておりシステムは他県と見劣りしないような数のシステムを稼働させておりまして、決して劣ることがないようなものと認識しております。

○中野委員 予算査定のときに、こういう情報システムとか、それらの要望については大体100%ついたんですか。

○大塚警務部長 大規模な予算措置が必要なものについては、必要な予算は確保いたしております。先ほど申し上げた、みやけいネット上でさまざまなアプリケーションシステムを動作させていると申しましたけども、各県警にも、当県にも情報管理課がありまして、そこに技術職員がおりますが、その技術職員がそのアプリ

ケーションの開発を——警察事象はいわゆる日々変わってくるものですから、日々の情勢の変化に合わせて、アプリケーションを予算措置とは関係なく、どんどん変更できるように自主開発を進めるようにしております。

○中野委員 ぜひ、人命は大事ですから頑張ってください。

○横田委員 警察本部費の退職手当についてですけど、先ほどの説明では、53名が退職予定で、あと希望退職を入れて76名という説明だったと思うんですが、23名を希望退職の見込みということで考えておられると思うんですが、毎年これぐらいの希望退職があるのですか。

○大塚警務部長 平成30年度の状況ですけれども、早期退職者数は合計20名おります。

○横田委員 一般的によく新卒者の半分ぐらいが3年以内に退職するというふうに言われているんですが、やっぱり若い人の退職は多いんですか。

○大塚警務部長 年齢構成について、詳細はちょっと持ち合わせていないんですが、階級別で見ますと、巡査、巡査長クラスが大半を占めているような状況でございます。

○横田委員 高い志を持って警察官になってくれたんだろうと思うんですよ。いろんな諸事情があって、途中で退職することになると思うんですが、できればやっぱり最後まで勤め上げてほしいなという思いもあるものですから、退職の理由はよくわかりませんが、できるだけ希望退職、途中退職がなくなるように御努力をしていただければと思います。

○中野委員 一般的に定年の2年前にやめる人とかを早期退職者と私はイメージで捉えていたんです。そうすると、入って5年で辞めるとか、早期退職者に入るのかなと。やっぱりわかるよ

うにしたほうが私はいいいんじゃないかなと思います。だって早期退職だって定年前に何人やめるかという話で。要望でいいです。説明を聞かないとわからないですから。

○渡辺委員長 今のは、入って1年目でもやめられた方は早期退職のカウントになるという理解でよろしいんですね。わかりました。

ほか、議案に関してよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案に関する質疑はここまでといたします。

その他で、何かございませんでしょうか。

先ほどヘリコプターの話が出ていて、ちょっと思い付きで申しわけないんですが、ことし、常任委員会の中で横田委員からもあったように、見学させていただいたんですが、よく考えるとあそこは空港の隣で、恐らく大きな津波の時には浸水域になると想像しますけれども、先ほどお話があったように、発災してすぐ飛び立ちました。警戒活動等のため、という場合は、ヘリコプター自体は飛び上がっていくかもしれませんが、何らかの理由で飛び上がるのがおくれたとか、もしくは飛び上がった方がいいが、基地自体が浸水している状況になっているとか、そういう場合、あそこ以外にも代替の県警のヘリコプター、県の防災ヘリも一緒かもしれませんが、内外の用地というか、緊急避難的に使えるようなものは何らかの県が持っていたり県警が持っているのか、またそういうところの想定はどんなふうにして対処、何らかの計画がされているんだろうと想像しますが。それはどうなっているのでしょうか。

○河野生活安全部長 緊急の場合は、ヘリが飛んだ場合の着陸というのは、基本的に規制がかりませんので、安全な地域であれば、どこで

も降りられると。ただ、一般的に我々が想定している着陸地点というのは、60数カ所ありまして、そこに離陸、着陸できるようなところを確保しております。

○渡辺委員長 あそこのヘリの基地自体は、今の研究で見通されている想定のもので来たときには、浸水被害があるというような位置づけで運用されているのですか。

○河野生活安全部長 東北大震災クラスが来ても全部が浸かることはないと思います。水が浸水するという想定は入っております。

○渡辺委員長 わかりました。ありがとうございました。

○中野委員 警察ヘリは、緊急の場合で、どうしても助けたいとかっていうときは、人命救助はできるんですか。

○河野生活安全部長 基本的に救助という作業にあっては、自衛隊とか防災ヘリを想定します。というのは、警察ヘリ自体は小型ヘリですから、操縦士2名を入れて最大8名の定員になります。一応ロープで人命救助をする訓練はしております。ただ、安定に欠けるところがありますので、できれば防災ヘリとか自衛隊にお願いするんですけども、緊急の場合を想定して何名か、1名、2名とかは救助できるような対策というか訓練はやっております。

○中野委員 ちなみに警察ヘリにテレビを今回つけるじゃないですか。よその県の警察ヘリはテレビはどうなんですか。もう既についているんでしょうか。

○河野生活安全部長 ほとんどの県に、ヘリテレはついております。宮崎県のヘリも宮崎県内だけの運用ではなくて、他県からの要請があれば、そこに行って、そこで警察活動すると。その際、映像をその本部に送信するというシス

テムはあります。

○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で警察本部を終了いたします。ありがとうございました。お疲れさまでございました。

暫時休憩します。

午前10時51分休憩

---

午前10時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました当初予算関連議案等について、企業局長の説明を求めます。

○函師企業局長 企業局でございます。よろしくお願いたします。

それでは、提出議案について御説明いたします。座って説明をさせていただきます。

お手元に配布しております文教警察企業常任委員会資料、当初分の表紙をめぐっていただきまして、目次をごらんください。今回まず、予算議案といたしまして、議案第17号「平成31年度宮崎県公営企業会計電気事業予算」、議案第18号「平成31年度宮崎県公営企業会計工業用水道事業予算」、議案第19号「平成31年度宮崎県公営企業会計地域振興事業予算」の3件を提出しております。また、特別議案といたしまして、条例改正案1件を提出しております。議案第29号「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例」であります。これは、消費税率が今年10月から10%に引き上げられることなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、予算議案の概要について御説明いたします。なお、目次に議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては、当

該資料により行わせていただきます。

資料の1ページをお開きください。1の平成31年度宮崎県公営企業会計当初予算案のポイントであります。平成31年度当初予算については、産業経済の振興と住民福祉の増進という企業局の設置理念に基づき、将来にわたって健全経営を維持し、地域貢献を続けていくため、3つの方針に基づき編成しております。1つ目は、電力システム改革への的確な対応であります。これは、引き続き健全な経営を維持するため、固定価格買い取り制度に対応した施設改良や設備投資を行うなど、電力システム改革に的確に対応するものであります。

2つ目は、老朽化した施設設備の計画的な更新改修でありまして、電力や工業用水の安定的な供給を図るため、老朽化した施設設備の計画的な更新改修を行うものであります。

3つ目は、地域貢献に資する取り組みの推進といたしまして、局の設置理念に基づき各種の取り組みを行うものであります。

なお、主な事業については、後ほど御説明いたします。

2ページをごらんください。

2の平成31年度宮崎県公営企業会計当初予算案の概要であります。(1)の電気事業につきましては、業務の予定量であります年間供給電力量は5億3万6,000キロワットアワーで、収益的収支の収支残は、黒い太枠で囲んでおります2億827万9,000円としております。

(2)の工業用水道事業につきましては、年間総給水量は3,741万5,580立方メートルで、収支残は2,791万2,000円としております。

(3)の地域振興事業につきましては、年間施設利用者数は3万1,500人で、収支残は84万7,000円としております。なお、詳細について

は担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 局長の概要説明が終了しました。それでは、引き続き議案の審査を行います。歳出予算については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に説明をお願いいたします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○奥総務課長 それでは、引き続き御説明いたします。資料の3ページをお開きください。

議案第17号「平成31年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算」であります。まず、(1)の業務の予定量であります。年間供給電力料は、過去30年間の平均をもとに5億3万6,000キロワットアワーとしております。

次に(2)の収益的収入及び支出であります。表の左から2列目、平成31年度当初予算の列を縦にごらんください。事業収益は54億7,152万2,000円としております。このうち、営業収益は47億7,390万3,000円で、主なものは九州電力株式会社との基本契約に基づく売電による電力料であります。附帯事業収益は8,284万円で、主なものは固定価格買い取り制度を活用した小水力発電と太陽光発電の電力料であります。財務収益は2億4,929万8,000円で、受取配当金や受取利息などであります。

営業外収益は、9,303万7,000円で長期前受け金戻入等であります。特別収益は2億7,244万4,000円で、大規模修繕のために引き当てております引当金を取り崩すことによる引当金の戻入であります。

次に、事業費であります。事業費は52億6,324万3,000円としております。このうち、営業費用は48億8,784万4,000円で、主なものは職員給与や減価償却費であります。附帯事業費用



は7,501万3,000円で、小水力発電や太陽光発電に係る費用であります。財務費用は4,437万5,000円で、企業債等の支払利息であります。営業外費用は、2億601万1,000円で、消費税及び地方消費税納付額等であります。2つ下の予備費は5,000万円で、この結果、表の一番下、収支残であります。事業収益から事業費を差し引いた収支残は2億827万9,000円となり、30年度に比べ1億2,137万6,000円の増となっております。

4ページをごらんください。(3)の資本的収入及び支出であります。これは、施設の建設改良工事のように支出の効果が長期間にわたるものなどについての収支を表しております。表の左から2列目、平成31年度当初予算の列を縦にごらんいただきたいと思っております。資本的収入は7,261万4,000円としております。

このうち、3つ下の買い付け金返還金は6,996万7,000円で工業用水道事業会計、及び地域振興事業会計からの返還金であります。

次に、資本的支出は、16億1,794万5,000円としております。このうち、建設改良費は、11億1,019万3,000円、企業債償還金は4億775万2,000円であります。繰出金につきましては、30年度までの一般会計への繰り出しが終わりまししたことから、前年度に比べ10億円減のゼロ円となっております。予備費は1億円としております。この結果、表の一番下、収支残であります。資本的収入から資本的支出を引いた収支残は15億4,533万1,000円の収支不足となりますが、表の下の米印にありますとおり、不足につきましては減災積立金や過年度分損益勘定留保資金などを財源といたしまして、補填することといたします。

次に、(4)の継続費であります。継続費は、単一の工事で、工期が1年を超えることが明ら

かなものについて、設定しておりますが、改良工事に伴い、固定資産の除却費等が発生する場合、除却費用は営業費用となるため、アの営業費用とイの建設改良費に分けて計上しております。表の事業名にありますとおり、渡川発電所改良工事、土木建築分では、平成31年度から33年度の3カ年事業で、アの営業費用といたしまして、表の計のところになります。総額3億3,275万1,000円、イの建設改良といたしまして、同じく表の計のところになります。総額1億5,180万円の継続費の設定をお願いをいたしております。

次に、議案第18号「平成31年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。

給水事業者数は、14社としております。これは、前年度までの13社に一時的に給水する日向市を加えた数であります。年間給水量は3,741万5,580立方メートルとしております。

次に、(2)の収益的収入及び支出であります。表の左から2列目、平成31年度当初予算の列を縦にごらんください。事業収益は、3億9,097万4,000円といたしております。このうち、営業収益は3億5,115万2,000円で、主なものは給水収益であります。営業外収益は3,982万2,000円で、受取利息等であります。

次に事業費は3億6,306万2,000円といたしております。このうち、営業費用は3億5,241万8,000円で、主なものは減価償却費や委託費であります。

営業外費用は、64万4,000円で、主なものは支払利息であります。

2つ下の予備費は1,000万円で、この結果、表の一番下の収支残であります。事業収益から事業費を差し引いた収支残は2,791万2,000円と

なり、30年度に比べて938万円の増となっております。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思ひます。

(3)の資本的収入及び支出であります。表の左から2列目、平成31年度当初予算の列をごらんください。資本的収入はございません。資本的支出は4億6,068万1,000円としております。このうち、建設改良費は3億8,644万8,000円で、30年度に比べ1億4,316万2,000円の増となっておりますが、これは高速凝集沈殿池設備更新工事費の増等によるものであります。企業債償還金は423万3,000円で、借入金償還金が6,000万円、電気事業会計への元金償還であります。予備費は1,000万円で、この結果、表の一番下の収支残であります。資本的収入から資本的支出を引いた収支残は、4億6,068万1,000円の収支不足となりますが、表の下の米印のとおり、積立金や過年度分損益勘定留保資金などを財源といたしまして、補填することといたしております。

それでは、7ページをお願いいたします。

議案第19号「平成31年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算」であります。

まず、(1)の業務の予定量であります。年間施設利用者数は第4期指定管理期間の設定目標であります3万1,500人としております。

次に、(2)の収益的収入及び支出であります。表の左から2列目、平成31年度当初予算の列を縦にごらんください。事業収益は2,227万2,000円といたしております。このうち、営業収益は1,998万4,000円で、主なものは、指定管理者からの納付金である施設利用料であります。営業外収益は228万8,000円で、主なものは受取利息であります。

次に事業費であります。2,142万5,000円と

いたしております。このうち、営業外費用は1,975万5,000円で、主なものは減価償却費であります。営業費用は87万円で、主なものは消費税であります。2つ下の予備費は80万円で、この結果、表の一番下、収支残であります。事業収益から事業費を引きました収支残は84万7,000円となり、30年度に比べ37万4,000円の減となっております。

8ページをごらんください。

次に(3)の資本的収入及び支出であります。表の左から2列目、平成31年度当初予算の列をごらんください。資本的収入は、出資金、返還金の70万円で一ツ瀬川県民スポーツセンターの一般財団法人移行による返還金であります。資本的支出は2,293万2,000円といたしております。このうち、建設改良費は995万7,000円、借入金償還金は996万8,000円で、電気事業会計への元金償還であります。予備費は300万円で、この結果、表の一番下、収支残であります。資本的収入から資本的支出を引いた収支残は、2,223万2,000円の収支不足となりますが、表の下の米印のとおり、積立金や過年度分損益勘定留保資金などを財源として補填することといたしております。

それでは、9ページをお願いいたします。

4の主な新規・重点事業であります。

まず、渡川発電所大規模改良事業であります。

(1)の事業の目的ですが、運用開始から60年以上が経過し、使用機器及び基礎部に老朽化が見られますことから、最新機器の導入等を行うものであります。

(2)の事業の概要ですが、アの予算額は6億5,042万8,000円、ウの事業期間は平成27年度か33年度までを予定いたしております。31年度につきましては、エの事業内容にありますよ

うに、水車発電機一括更新工事と土木建築工事を進めるものであります。

(3)の事業効果であります。最新機器の導入によりまして、発電所の総合的な運転信頼性が向上し、発生電力量が増加するとともに、固定価格買取制度の活用による収入の増加も見込まれるものであります。

それでは、10ページをごらんください。

工業用水道施設高速凝集沈殿池設備更新工事であります。

(1)の事業の目的ですが、この設備は、工業用水道施設におきまして、水の濁りを取り除くための設備であり、運用開始から50年以上が経過し老朽化が見られますことから、更新を行うものであります。

(2)の事業の概要ですが、アの予算額は3億6,926万3,000円、ウの事業期間は平成30年度から32年度で、エの事業内容にありますように、設備4基を順次更新していく予定としております。

(3)の事業効果ですが、設備更新により、運用面で信頼性が向上するとともに、工業用水の安定供給が図られ、県北地区の産業振興に資するものであります。

それでは、11ページをお開きください。

庁舎改修工事実施設計業務であります。

(1)の事業の目的ですが、竣工から25年以上が経過しております企業局庁舎につきまして、災害時に対応するための非常用発電設備や耐用年数が経過している空調設備などの設備更新工事、それに伴う天井、間仕切壁改修工事等を計画しておりまして、それら各工事の実施設計を行うものであります。

(2)の事業の概要ですが、アの予算額は3,685万円、ウの事業期間のとおり、平成31

年度に実施設計を行いまして、エの事業内容にありますように、32年度から33年度に改修工事を計画いたしております。

(3)の事業効果ですが、設備機器の更新によりまして、庁舎機能の維持や防災対策の向上が図られますとともに、省エネルギー機器の採用により、電力消費量の削減が見込まれるものであります。

次に、12ページをごらんください。

企業局地域防災力向上支援事業であります。

(1)の事業の目的ですが、地域貢献の一環といたしまして、企業局の水力発電所が立地する市町に対しまして、防災用品を提供することにより、当該市町の防災力向上を支援するものであります。

(2)の事業の概要ですが、アの予算額は450万円、ウの事業期間は平成30年度と31年度の2年間でありまして、エの事業内容にありますように、対象6市4町が必要とする防災用品を80万円を上限に提供することといたしております。

(3)の事業効果ですが、発電所立地市町の防災力の向上が図られますとともに、地域貢献を通じた企業局のPR、知名度の向上につながるものと考えております。

それでは、13ページをお願いいたします。

5のその他の主要事業といたしまして、(1)の上祝子発電所、1号、2号水車発電機精密点検工事など、8つの事業を掲げております。また、参考といたしまして、下の表に知事部局等への県費支出予定額を掲載しております。多目的ダム管理費用等支出予定額の合計は、13億4,734万2,000円としております。

最後に、14ページ以降に、企業局の各会計における財務状況をお示しするため、平成30年10

月末までの実績をもとに平成30年度の予定損益計算書と予定貸借対照表を参考としてつけております。

平成31年度当初予算案についての説明は以上であります。

**○新穂経営企画監** 委員会資料の18ページをお開きください。私から、議案第29号「宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正理由であります。消費税率が平成31年10月1日より8%から10%に改定されることなどに伴い所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。まず、(1)の使用料及び利用料金の上限額の改正であります。一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の使用料及び利用料金の上限額につきまして、表のように改正するものであります。具体的には、参考の欄に記載してありますとおり、改正前の税抜き金額に消費税率10%の金額を加えた額を新たな上限額としております。なお、実際のゴルフ場の料金につきましては、指定管理者がこの上限を超えない範囲内で企業局の承認を得て決めることとなります。

また、(2)のその他の所要の改正といたしまして、引用する条例の条例番号の整理を行うものであります。

3の施行期日ですが、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行することとしております。

私からの説明は以上であります。

**○渡辺委員長** 執行部から議案についての説明が終了しました。質疑はございませんか。

**○中野委員** 企業局の中身は非常に複雑だから、

委員会ごと聞いても全体が把握できんのですよ。だから私が興味があるのは、公営企業法にのっとった独立採算でやるのが目的になってくると、14ページの損益計算書だけ私は見ればいいわけですよ、極端な言い方すると。それとこの損益計算書のスタイルは、普通の何かに乗っているスタイルと全然違うわけ。大体左に売り上げが来て、諸経費が来て、最終利益がどっちという話で。このスタイルが法律か何かしっかり決まっているわけ。

**○奥総務課長** この様式につきましては、公営企業法の規定に基づきまして処理をしております。

**○中野委員** じゃあ、しょうがないね。それで、私が知りたいのは、最終的には企業局の運営がどうなってるかという、この下のほうの貸借対照表の固定資産は別として、その他資産、株式とか、長期投資とか、その他の流動資産、ここが知りたいんだよ。この金額が例えば去年と比較してどうなのか、保留財源がどうなっているかというのも私は一番興味があるわけですよ。ここについて今説明できますか。やっぱり企業局としてどういう運営状態にあるかというのは、そこの部分を見れば大体。企業局として安定した運営をしているということであれば、そこの保留金が動かなければいいわけで、そこをしっかりと説明してくださいってお願いしてるんですけど。今、わからなければいいですよ。

**○奥総務課長** 今、お伺いされたのは、企業局の運営資金のことだと思いますが、うちの運営資金全体におきましては、30年度の見込みで大体225億円くらいの余剰資金といたしますか、いろんな債券であったり、定期預金であったりというようなものがございます。去年に比べると大体10億円程度は増加しているんじゃないかと思

いますが、うちの会計におきましては、損益勘定留保資金ということで一定の設備改良投資の資金も持っているわけでありましてけれども、基本的に昨年と今年度で大きな違いはないというふうに思っています。

○中野委員 前回の質問で株式を売却したとか、最終的にはトータルでどうなっているか、そこら辺、もうちょっと今後よろしくをお願いします。

それともう一つ、指定管理者。この条例で例えば料金まで決めて、指定管理者に投げるといのが、ほかの分野もそうなっているのかなと思う。例えば研修施設1泊いくらですよとか、逆に指定管理者が決めることによって、値段を下げて。例えば、えびの高原なんかは、指定管理者が決めることによって、値段を下げて客をふやしたり。ここまで決めたら、指定管理者の経営手腕というのは出ないじゃないですか。ここまで決める根拠は何かあるわけ。

○新穂経営企画監 この表で定めております使用料及び利用料金は、上限額を定めたものでありまして、これ以下であれば、指定管理者が独自に決めていただいて、我々は承認するという段取りをとるものでございます。

○中野委員 上限額を決めるというのは、何か法律にのっているわけ。

○新穂経営企画監 公の施設でございますので、基本的にはそれを一般の県民に使わせる場合には全て使用料が決められておりますので、それにならってこれが取り決められているものと考えております。

○中野委員 ほかの施設もそういうところがいっぱいあるわけ。えびの高原だって1泊いくらとか。我々は、そこまでは知る必要はないわけ。要は、指定管理者に出して、県の予定どおり運営がなされているか。要はもともとこの指定管

理者というのは、県がやっていた分を民間に出して、いかに効率的にやって、サービスがふえて、県の出費がなくなるかというのがそもそも目的でやっているわけで、ちょっとそこら辺も含めて、今後検討してください。金額まで決めるというやり方。ほかのどこ、いっぱいあるはずよ。使用料の問題なんか。要望でいいです。

○函師委員 渡川発電所の改良事業なんですけど、現地を見せていただいたときにも説明を受けていると思うんですけど、総工費が約40億円ぐらいということなんですけども、この事業をすることにより、発電効率がどのくらい上がって、今後の収益がどの程度変化していくのかをもう一度御説明いただければと思います。

○森本電気課長 今回のこの渡川発電所の改良工事に伴って、発電の効率につきましては、大体3%ぐらいの効率アップをまず想定しておるところでございます。それで、ここはFITを想定して、認定を受けておりますので、14円というFITの金額が確定しておるわけございまして、現在の一般のそのほかの発電単価が、換算単価で8円64銭でございまして、その差が5円36銭ということでございます。この渡川発電所は年間の発電電力量が約4,000万キロワットアワーでございますので、5.36円と4,000万キロワットアワーを掛け合わせると、大体約2億円ほどが年間の増収になると今想定しているところでございます。

○函師委員 ざっとした感じですが、20年程度で償却というか、償還できるような感覚でいんでしょうか。今回の大規模改良に係る経費が20年程度で回収できるというわけではない。費用対効果を考えたときに、その程度で。

○森本電気課長 もちろん20年以内では十分に回収できるということで考えています。

○横田委員 工業用水道についてですけど、沈殿池に沈殿した汚泥は販売をしているのか、それとも産廃として費用をかけて処理をしているのか。

○平松工務課長 工業用水道施設で、発生した汚泥は、産業廃棄物として処分しております。

○横田委員 以前、のり面工事する業者さんとかが、あれがすごくいいという話を聞いて、販売をされているのかなと思ったものですから、売れるという状況にはならないですね。

○平松工務課長 私たちもそういう販売する取り組みをやったことがございますけれども、なかなか需要がないということもありまして、今現在はやれておりません。

○中野委員 最近、〇〇電気とかよく電話か何か来て、電気料の契約の話が来るんですよ。そこで思うのは、企業局は、単価契約だったですよ。そうすると、発電量ですよ。この契約はどうなっているんだったですか。年間どのくらいとか、それ以上とか。

○新穂経営企画監 一応目標の電力量がありまして、この30年の実績をもとに平均で取り決めております。

○中野委員 それじゃあ、九電としては、電気が余るから、宮崎の発電所をちょっとストップするとか、そういうことはないわけね。

○新穂経営企画監 基本的には水力は抑制をしないということですので、目標を決めているんですけども、それ以上に発電しても九電は全量買い取るということになっております。

○中野委員 経営安定やな、わかりました。

○新穂経営企画監 先ほどの公の施設に関する使用料の件ですけども、他の知事部局でも同様に上限額を定めているところもあると。例えばえびの高原荘は上限を定めているということだ

そうです。指定管理者がこちらが要望する以上の額を決めるとやはり県民に対してまずいということで、一応上限を定めて、その下であればその営業努力で下げて営業してもらってもいいということではないかと想像しています。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案に関する質疑は以上といたします。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で企業局を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

---

午前11時36分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は午前10時に再開し、教育委員会の当初予算関連議案の審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時36分散会

平成31年 3 月 8 日 (金曜日)

午前 9 時59分再開

図 書 館 長 金 子 洋 士  
美 術 館 副 館 長 加 塩 美 昭  
総 合 博 物 館 長 黒 木 義 博

出席委員 (6 人)

委 員 長 渡 辺 創  
副 委 員 長 日 高 陽 一  
委 員 徳 重 忠 夫  
委 員 中 野 廣 明  
委 員 横 田 照 夫  
委 員 河 野 哲 也

欠席委員 (1 人)

委 員 図 師 博 規

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長 四 本 孝  
副 教 育 長 武 田 宗 仁  
教 育 次 長 吉 田 郷 志  
(教育政策担当)  
教 育 次 長 金 子 文 雄  
(教育振興担当)  
教 育 政 策 課 長 中 嶋 亮  
財 務 福 利 課 長 柚 木 崎 誠 一 朗  
育 英 資 金 室 長 重 盛 俊 郎  
高 校 教 育 課 長 川 越 淳 一  
義 務 教 育 課 長 黒 木 貴  
特 別 支 援 教 育 課 長 酒 井 裕 市  
教 職 員 課 長 黒 木 健 一  
生 涯 学 習 課 長 後 藤 克 文  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 萩 尾 英 司  
高 校 総 体 推 進 課 長 米 丸 麻 貴 生  
文 化 財 課 長 谷 口 武 範  
人 権 同 和 教 育 課 長 鎌 田 剛 史

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 査 甲 斐 健 一  
議 事 課 主 任 主 事 石 山 敬 祐

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、教育長の説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

平成31年度当初予算案等につきまして、御説明させていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、裏の目次をごらんいただきたいと思います。

今回御審議いただく議案は、議案第1号「平成31年度宮崎県一般会計予算」など6件であります。また、その他の報告事項といたしまして、次期「宮崎県教育振興基本計画」の策定について報告させていただきます。

それでは、資料右側の1ページをごらんください。教育委員会に係る「平成31年度宮崎県一般会計予算」、「平成31年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」並びに「平成31年度宮崎県育英資金特別会計予算」につきまして、各課別に一覧にしております。

平成31年度の当初予算額でございますが、表の下から5段目の太線枠の合計の欄をごらんください。

一般会計の合計は1,082億3,851万7,000円であります。

次に、下から2段目の太線枠の合計の欄をごらんください。特別会計の合計は12億2,385万9,000円でございます、総計は、一番下の欄に記載しております1,094億6,237万6,000円であります。

2つ右の欄に、平成30年度当初予算額からの増減額を示しておりますが、12億7,068万3,000円の減、率にしまして対前年比98.9%となっております。

次に、2ページと3ページをお開きいただき、縦にしてごらんいただきたいと思っております。平成31年度の県教育委員会の主な事業を第二次宮崎県教育振興基本計画の施策体系によって整理し、お示ししております。

まず、資料の上のほうをごらんください。第二次宮崎県教育振興基本計画は、宮崎県総合計画、未来みやざき創造プランの分野別施策、人づくりの部門別計画として位置づけております。この計画は、5つの施策の目標で構成しております、資料の中ほどを縦にごらんいただきますと、施策の目標の1から5までが記載されております。

ここで、各目標に沿って平成31年度の重点事業を御説明いたします。

まず、施策の目標1、県民総ぐるみによる教育の推進につきましては、右側に示しております事業の一番上、新規事業「県立学校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業」や、2番目の改善事業「みやざき家庭教育サポート推進事業」などに取り組んでまいります。

次に、施策の目標2、社会を生き抜く基盤を育む教育の推進につきましては、右側の事業の一番上、新規事業「未来を切り拓く資質・能力を育成する高校授業改革推進事業」や、7番目の改善事業「チーム学校の実現に向けた教育相

談体制支援事業」などに取り組んでまいります。

次に、施策の目標3、宮崎や日本、世界の将来を担う人財を育む教育の推進につきましては、右側の事業の一番上、新規事業「高校生ひなた暮らし促進事業」や、3番目の新規事業「夢×人×地域「社会とつながる特別支援学校」推進事業」などに取り組んでまいります。

次に、施策の目標4、魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実につきましては、右側の事業の2番目、新規事業「スクール・サポート・スタッフ配置事業」や、3番目の新規事業「部活動改革推進事業」などに取り組んでまいります。

最後に、施策の目標5、生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進につきましては、右側の事業の一番上、新規事業「チームみやざき強化アドバイザー招へい事業」や、3番目のインバウンド対応のための博物館魅力アップ事業、また5番目の改善事業、旅する美術館・わくわくアート(タビビ)事業などに取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございますが、平成31年度当初予算における新規・改善重点事業等の詳細につきましては、この後、引き続き担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○渡辺委員長** 教育長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いいたしますが、3班に分けて議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況につ



いても御説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに、教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課の議案に関する説明を求めます。

○中嶋教育政策課長 それでは、教育政策課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、教育政策課のインデックスのところ451ページをお願いいたします。

教育政策課の当初予算額は、一般会計32億122万3,000円を計上しております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

453ページをお願いいたします。

まず、上から5段目、(事項) 委員報酬の939万円であります。これは、教育委員の報酬に要する経費であります。

次に、真ん中より少し下あたり(目) 事務局費、(事項) 職員費の15億9,210万5,000円です。これは、教育委員会事務局職員の人件費であります。

次に、下から2段目、(事項) 一般運営費の5,635万3,000円です。これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

次にめくっていただいて454ページをお願いいたします。

中ほどにあります、(事項) 教育広報費の2,537万5,000円です。これは、テレビ教育広報などに要する経費であります。

下から2段目、(事項) 教育研修センター費の9,117万5,000円です。これは、教育研修センターの管理運営等に要する経費であります。

次の455ページをお願いいたします。

上から3段目、(目) 社会教育総務費(事項)

職員費の11億648万9,000円です。これは、事務局職員のうち生涯学習課などの社会教育関係職員の人件費です。

次に、その下の(目) 保健体育総務費(事項) 職員費の3億1,279万5,000円です。これは、事務局職員のうちスポーツ振興課などの保健体育関係職員の人件費です。

当初予算につきましては以上です。

続きまして、2件の提出議案について御説明いたします。

常任委員会資料の15ページをお開きいただきたいと存じます。あわせて提出議案のインデックスの議案第30号のところもごらんいただきたいと思います。

まず、議案第30号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

1の改正理由ですが、これは、ことし10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正概要にありますように、別表の体育館使用料などの額の改定を行うものであります。

条例の施行期日につきましては、平成31年10月1日としております。

次に、めくっていただいて常任委員会資料の16ページ及び提出議案のインデックス、議案第32号のところをお願いいたします。

議案第32号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

1の改正理由ですが、こちらも消費税の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正概要にありますように、教育関係施設の指定管理者が定める体育館の利用料金などの上限額の改定等を行うものであります。

条例の施行期日につきましては、平成31年10

月1日としております。ただし、別表第1の改正規定につきましては、公布の日としております。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたしますので、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の資料の13ページをお開きいただきたいと思っております。

その下の段になりますけれども、⑮です。「県教育委員会の広報テレビ番組について、より多くの県民に視聴してもらうための取り組みを推進すること」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

多くの県民に視聴してもらうための取り組みは、これまで、翌月の放送内容をお知らせする文書を、毎月、全市町村などに電子メールで送付するとともに、県教育委員会のホームページやフェイスブックで、次回の放送内容について周知してまいりました。

また、放送データの二次利用につきましては、県ホームページ内の楠並木ちゃんねるにおいて、放送後の動画ファイルを掲載し、放送を見逃した方などが、再度、視聴できるようにしております。

今回、この御指摘を受けまして、各県立学校など、関係機関が個別に運営しているホームページやSNSにおいても、テレビ番組の視聴について、積極的に広報を図るよう協力を依頼するとともに、SNSによる楠並木ちゃんねるの周知を強化したところです。

今後、より多くの県民に視聴してもらえよう、ホームページやSNS等を活用した広報の効果を高める取り組みについて、テレビ局との協議も含め、その方策を検討してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○**柚木崎財務福利課長** 財務福利課関係について御説明申し上げます。

資料戻りまして、歳出予算説明資料をお願いします。財務福利課のインデックスのところ457ページをお願いいたします。

平成31年度の当初予算としまして、総額51億168万5,000円をお願いしております。

その内訳につきましては、1段下にあります一般会計が38億7,782万6,000円、ページ中ほどにあります特別会計が12億2,385万9,000円であります。

以下、その主なものにつきまして御説明いたします。

次のページ、459ページをお開きください。

まず、一般会計であります。ページ中ほどの(事項)維持管理費につきましては、12億6,551万4,000円を計上しております。これは、県立学校の施設改修や修繕、防災対策等に要する経費でございます。

説明欄の1の(3)のエ、県立学校普通教室等空調設備整備事業につきましては、1億5,114万円を計上しています。これは、県立学校普通教室等の空調公費化に伴うリース料及び電気料、保守点検料等に要する経費でございます。

その下、説明欄の6、県立学校老朽化対策事業につきましては、7億6,000万円を計上しております。これは、県立学校施設の約6割が築30年以上経過している状況で老朽化対策が喫緊の課題となっておりますので、建物の保護及び劣化を抑制するために、外壁や屋根防水等の改修工事を行うものであります。

次に、460ページをお開きください。

ページ中ほどにあります(事項)教職員住宅費につきましては、1億3,933万2,000円を計上し

ております。これは、説明欄にありますように、教職員住宅の維持修繕に要する経費及び建設費用の償還等に要する経費でございます。

次の(事項) 教職員福祉厚生費につきまして、6,939万7,000円を計上しております。これは、教職員の定期健康診断やストレスチェック、各種研修、相談事業などを実施するものであります。

次に、461ページをお願いします。

上から6段目、(事項) 一般運営費(高等学校)につきまして、14億5,358万9,000円を計上しております。これは、高等学校などにおける光熱水費、警備等各種業務委託及び教材教具の整備などの運営等の経費でございます。

次の(事項) 海洋高校実習船費につきまして、2億4,794万円を計上しております。これは、宮崎海洋高校の実習船、進洋丸の実習航海や船体の検査等に要する経費であります。

次に、462ページをお開きください。

上から4段目、(事項) 一般運営費(特別支援学校)につきまして、2億4,462万4,000円を計上しております。これは、特別支援学校における光熱水費、警備等各種業務委託及び教材教具の整備などの運営に要する経費であります。

次の(事項) 学校給食運営管理費につきまして、1億6,291万8,000円を計上しております。これは、特別支援学校等14校分の給食調理業務委託に要する経費や給食調理施設の整備に要する経費であります。

次に、463ページをお願いいたします。

(事項) 文教施設災害復旧費につきまして、9,270万円を計上しております。これは、県立学校施設等の災害復旧に備えるための経費であります。

一般会計の主な事項につきましては、以上で

あります。

続きまして、特別会計であります。

464ページをお開きください。

県立学校実習事業特別会計であります。(事項) 高等学校実習費につきまして、2億3,047万8,000円を計上しております。これは、農業系の学科を有する高校7校における農業実習に要する経費で、生産実習に必要な備品や材料の購入等に要する経費であります。

なお、財源内訳につきましては、生産物売払収入などの財産収入や繰越金になります。

次に、465ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。(事項) 育英事業費につきまして、9億9,338万1,000円を計上しております。これは、高校生や大学生等に対する育英資金の貸与や、その後の返還業務を行うための経費であります。

財源内訳につきましては、一般会計からの繰入金、繰越金のほか、返還金などの諸収入になります。

説明欄の4、改善事業「宮崎県育英資金滞納整理推進事業」につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

資料変わりました、常任委員会資料5ページをお願いいたします。

改善事業、宮崎県育英資金滞納整理推進事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。宮崎県育英資金返還金の滞納案件のうち、複数年にわたって滞納しているなどの回収が困難なものについて、財産調査の権限を有する弁護士に滞納金回収業務を委託することで滞納額の縮減と返還意識の向上を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は409万3,000円、財源は全額一般財源、事業期間は平成31年度からの3年間となっております。事業内容でございますが、弁護士へ業務委託を行い、滞納者への催告、居所等調査、納付交渉、集金のほか、法的措置により債務名義を取得している滞納者への財産調査及び強制執行を行うものであります。

3の事業効果であります。滞納者への催告や強制執行を実施することで、滞納額の縮減とともに返還意識の向上が図られるものと考えております。

資料変わりました。決算特別委員会の指摘要望事項にかかる対応状況の13ページをお願いいたします。

⑭、上のほうです。「育英資金貸付金の償還について、回収率の高い他県の事例も参考にするなど、徴収に係る費用対効果も勘案しながら、徴収強化に努めること」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

育英資金貸与事業におきましては、新たな滞納を防止するため、貸与申請の段階から貸与者本人や保護者等への償還に対する意識づけの徹底を図るとともに、口座振替収納やコンビニエンスストアでの収納を導入するなど、償還に関する利便性向上を図ってきたところであります。

一方で、滞納者に対しましては、債権管理員による文書や電話等の催告及び法的措置を強化しつつ、債権回収に実績のある弁護士へ滞納金回収業務を委託するなど、回収強化に努めているところであります。

平成31年度当初予算案におきましては、回収率の高い他県の事例も参考にしながら、先ほどの改善事業において御説明しましたとおり、これまで実施してきました長期滞納者への催告に

加えまして、財産調査及び強制執行につきましても弁護士へ委託をし、実施することとしております。今後も、次世代の育英資金を必要とする者が確実に利用できるよう、費用対効果を勘案しながら返還金の徴収強化に努めてまいります。

財務福利課からは、以上であります。

○川越高校教育課長 高校教育課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

資料戻りまして、歳出予算説明資料の高校教育課のインデックスのところ467ページをお開きください。

高校教育課の当初予算額は36億7,062万7,000円を計上しております。

それでは、主な内容について御説明します。ページをめくっていただきまして、469ページをお開きください。

下から2段目の(事項)高等学校就学支援事業費28億3,117万1,000円であります。これは、高校生等の教育費負担軽減のため、授業料相当額の就学支援金等を支給する経費であります。

説明欄1の就学支援金23億8,133万1,000円ありますが、これは、保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額が50万7,000円未満、年収にいたしますと約910万円程度未満の生徒に対して、授業料相当額を支給するものであります。

ページをめくっていただきまして470ページをお開きください。

一番上の(事項)学力向上推進費3億5,653万2,000円あります。

このうち、説明欄の2の新規事業「県立高校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業」、4の新規事業「未来を切り拓く資質・能力を育成する高校授業改革推進事業」につきましては、

後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

5の新規事業「高等学校における道德教育充実支援事業」159万9,000円ですが、2019年度から新学習指導要領の先行実施として新たに位置づけられる道德教育推進教師の役割についての理解を図り、教諭等を対象とした研修会や講演会等を通じて、深刻ないじめの本質的な問題解決に向けた取り組みや、道德教育の円滑な実施及びその充実を目指すものであります。

6の新規事業「地域連携による探究型学習開発モデル事業」1,605万3,000円ですが、これからの時代に求められる資質・能力を育む学びとして、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取り組みを推進するため、地域魅力型及びグローバル型の研究校を指定し、県立高等学校における地域振興の核として機能強化を図るものであります。

同じページ、一番下の(事項)就職支援活動促進費3,028万2,000円でございます。

471ページをごらんください。

一番上の新規事業「高校生ひなた暮らし促進事業」3,028万2,000円ですが、将来、地元で活躍できる人材の育成と確保のため、地域と高校のネットワークを強化し、生徒・保護者・教職員に対し、県内で暮らし、働くことへの魅力を伝えることで、若年層の地元定着や地域振興人材の育成を図るものであります。

次にページをめくっていただきまして、472ページをごらんください。

一番上の(事項)産業教育振興費6,392万5,000円です。

このうち、説明欄の4、宮崎海洋高等学校食品製造実習棟改修事業5,563万3,000円ですが、現在使用している宮崎海洋高校の食品製造実習棟につきまして、昭和40年5月に設置さ

れており、施設の老朽化が著しいことから、今回施設改修を行うものであります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

続きまして、常任委員会資料をごらんください。新規・改善事業の主な事業を御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをお開きください。新規事業、未来を切り拓く資質・能力を育成する高校授業改革推進事業でございます。

まず、事業目的・背景であります。国が現在進めている高大接続改革では、平成30年に学習指導要領の改訂、平成32年に大学入学共通テストの導入など、これまでの高校教育のあり方を大きく見直そうとしています。この改革に対応できる教育を行えるようにするのが本事業の目的であります。

次に、事業の概要であります。予算額が260万7,000円であり、財源は全額一般財源であります。

事業期間は、平成31年度から平成33年度の3カ年です。

事業内容であります。若手や中堅、ベテランの教員と指導主事、大学教員で、資質・能力育成研究会を組織し、授業、探究学習、マネジメント、評価問題の4部門の研究会で実践研究を進め、その成果を県内に発信するものです。

まず、授業研究部門であります。これは、主体的・対話的で深い学び、生徒同士の対話を通して課題解決をしていく授業について、実践研究を行うものです。本事業では、その実践研究を行う若手・中堅の教員を、パイロット教員として任命し、指導主事や大学教員と協働で実施します。

次に、探究学習研究部門では、総合的な探究

の時間の実践研究を進めるものです。

続いて、マネジメント研究部門です。高校では、教科指導のほかに生徒指導や多くの行事等が錯綜し、組織的・計画的な学校運営が十分にされていないところもございます。学校の働き方改革を進める上でも、マネジメントは大事な視点になりますので、多面的・総合的な評価を含めた形で実践研究を実施します。

最後に、評価問題研究部門であります。大学入学共通テストの試行という形で、昨年11月に試行調査（プレテスト）が実施されました。これまでとは異なる新しいタイプのテストが実施され、多くの高校で、不安や戸惑いが広がっております。そこで、県全体で、資質・能力を評価できる問題について、実際に評価問題の作成を行いながら研究を進めてまいります。

事業効果については、まず、高校教育改革を踏まえた事業で、生徒たちに、これからの時代に求められる資質・能力を育成できるということ。また、経験年数の違う教員で研究会を組織するため、協働性や同僚性を構築しながら、人材育成ができるということ。最後に、学校・教育委員会・大学が連携・協働して実践研究を行うことで、質の高い研修プログラムが確保できるということが上げられます。

次に、7ページをお開きください。

新規事業、県立学校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業でございます。

事業の目的・背景であります。本県で初となります県立高校のコミュニティ・スクールを設置することで、地域との連携を深め、地域振興に結びつく実践的な活動を展開し、郷土に対する誇りの醸成と、若年層の定着、人財の充実、産業活性化の好循環の創出により、学校を核とした地方創生を推進していくものであります。

地域住民が、直接、学校運営に参画することができるコミュニティ・スクールでは、学校と地域、地元企業等がパートナーとなって、地域のニーズに応じた学校教育を行います。

例えば、高校生が地域課題に積極的にかかわりながら、地域とともに魅力あるまちづくりを行うことなどにより、いわゆる、地域とともにある学校づくりが期待されるところです。

コミュニティ・スクールのモデル校として、来る4月1日付で、国富町の本庄高等学校、串間市の福島高等学校、えびの市の飯野高等学校、門川町の門川高等学校、高千穂町の高千穂高等学校の5地域・5校に学校運営協議会を設置します。

事業の概要であります。予算額は3,051万2,000円であり、財源にありますとおり、国の地方創生推進交付金等を活用するものであります。

事業期間は、地方創生推進交付金の活用事業として平成31年度としております。

事業内容であります。①のコミュニティ・スクールを中心とした取り組みでは、コミュニティ・スクールで地域と連携して行う地域課題解決学習モデルの研究を実施します。また、各学校と地元自治体等をつなぎ、地域の魅力向上を支援するスタッフの配置や学校をICTまちづくりの拠点とするために、学校の情報化を推進・強化してまいります。

次に、②の県全体へ波及させるための取り組みであります。各学校で行われる地域課題解決学習の成果等を披露するイベントや、大学と連携して行う地域の魅力発信セミナー、本県の特徴ある教育の魅力や体験活動の魅力などを県内外の多くの皆さんに伝えるイベント等を実施します。

事業効果であります。コミュニティ・スクールでのさまざまな教育活動により、地域に誇りを持った地域創生の担い手の育成が期待されます。また、地域の高等学校が、単に高校生の学び舎としての存在だけでなく、地域素材を生かした商品の開発・販売や高校生目線の観光コンテンツの開発など、地域の皆さんとともに学校を核とした地方創生の取り組みを推進していくことが期待されます。

以上でございます。

○黒木義務教育課長 義務教育課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

資料戻っていただきまして、歳出予算説明資料の義務教育課のインデックスのところ475ページをお開きください。

義務教育課の当初予算額は、表の左から2つ目の欄にありますように、1億205万円を計上しております。

それでは、主な内容について御説明いたします。477ページをお開きください。

中ほどの(目)教育指導費の(事項)学力向上推進費1,773万4,000円であります。これは、主に、本県の学力向上の事業に要する経費と、説明欄の3、新規事業「宮崎県統合型校務支援システム共同調達導入のための調査研究事業」に係る経費であります。本事業は、教員が授業を中心とした子供と向き合う時間を確保することを目的の1つとして、県内の公立小中学校に統一した校務支援システムを構築するために必要な調査研究を行う事業であります。

その下の(事項)指導者養成費6,884万2,000円あります。これは、教職員の研修等に係る経費であります。

次に、一番下の(事項)教科書指導研究費484万7,000円あります。次のページをお願いいた

します。これは、学習指導要領の全面実施に伴い、小学校の全ての教科書が2020年度に新しいものになるため、来年度、各発行会社から出された教科書の調査研究を行うための経費であります。

義務教育課につきましては以上でございます。

○渡辺委員長 それぞれ議案の説明が終了いたしました。今の御説明に関しまして、質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 459ページの空調整備、私はみんなリースでいいんですけど、現金で買ってやった場合とか、かなり差があるんです。これ、例えば、リース方式と、起債で買ってつける方式、そういう違いは計算されたんですか。

○柚木崎財務福利課長 今回、9校に新たに設置するんですけども、財源の関係で、どうしてもリース方式ということで考えているところです。一括しての工事費は、なかなか困難なところがございます。

○中野委員 だから、リースだって1年で払うとか、起債で借りて払う、それは、中身は一緒です。要は、車はリースでしょう。政務活動費はリースでいいというんで。本体の価格は120~130万ぐらいかかっているんです。いろいろ方式はあるんです。公用車のリースはまだ安いけど。今度、こういうのは、借り入れ、起債で買った場合とか、私なんか、冬は1日中つけっ放しだけど、今のクーラーはそんなに故障なんかしません。ただ単にリースで簡単だから、修理もしてくれるとか、これはやっぱり1回、ちゃんとどっちが得かという話じゃないと、無責任だと思うんです。ここまで上がってればどうしようもないけれど。

○柚木崎財務福利課長 一応、耐用年数15年と考慮しておりますが、今後、学校全体で方針がど

んどん出てきますので、そういったことも含めながら検討していきたいと思います。

○中野委員 自分がクーラーつける場合、絶対、比較して検討する。みんな、車買う際も検討するじゃないですか。税金だから、そんな計算もせず、短絡的というか。やっぱり、俺は、それは昔から無責任やなど。この辺は今後、税金ですから、安い方法で。

○河野委員 今の中野委員がおっしゃったところなんですけど、この空調施設の整備事業については、この9校でもう完備というか、県立学校の普通教室についてはどの程度完備された。もうこれでオーケーなんですか。

○柚木崎財務福利課長 これまで、PTA等で設置しているといったものもございまして、普通教室で全然設置がないのが9校ございました。一応、この9校で普通教室の整備は100%になるものであります。

○徳重委員 教職員の住宅費で、1億3,000万円、ここで修繕費も7,000万円という数字が上がっているようですが、教職員住宅って、今現在、何戸あるんですか。

○柚木崎財務福利課長 校長住宅等も含めまして、全住宅で411戸ございます。

○徳重委員 411戸の中で空き家はないんですか。稼働率というか。

○柚木崎財務福利課長 今年度、入居者として237戸、率にしますと57.7%の入居率であります。

○徳重委員 ここ四、五年の流れの中で、この入居率は、大体この流れで来ているものではないか。

○柚木崎財務福利課長 詳しい数字はあれですけど、ほぼこの程度で推移をしております。

○徳重委員 57%というのは、余りに低いと思

うんです。いろいろ考え方があると思うんだけど、かなり民間の住宅も整備されてきつつあるわけで、その割には入居率が低いと考えるわけで、70%、80%程度は生かされるべきだと思うんです。公金を使う、そして、修繕も当然かかってくるし、建てかえ等も当然出てくるわけですから、そう考えると、大体が耐用年数は決まっているから、入っていないから長く用いるということでは、建てかえがおくれるということにならないわけです。それで、入っても入らないでも建てかえをしなきゃいけないということになってくるかなと思うんですが、その辺の考え方はどうなんですか。

○柚木崎財務福利課長 教職員住宅につきましては、平成15年度を最後に、もう新しい建築はいたしておりません。おっしゃるとおり、民間との差が余りなくなってきたということもございまして。

入居率でございまして、ここ5年で見ますと、平成25年度に70%ございました。これからすると下がっております。私どもも、入居率の悪いところは、もう用途廃止を考えております。今年度、来年度で7棟、90戸について、一応廃止を予定しております。状況を見ながら、入居率の悪いところは、今後もそういったことを検討していきたいと思っております。

○横田委員 育英資金の償還についてお尋ねしますが、これまでも債権回収に実績のある弁護士へ債権回収業務を委託してこられたと思うんですけれど、それで、なかなか効果が出なかったから、今回、財産調査とか、強制執行についても弁護士に委託するということですね。

○重盛育英資金室長 委員おっしゃるとおりでございまして、長期滞納者につきましては、これまでも弁護士のほうに3年間委託してきたと



ころなんですけれど、今回は、それに加えて、法的措置ということで、既に債務名義を取得しているもので、ただ、財産調査まで権限を持っていませんでしたので、そこを弁護士に委託して、さらに強制執行までしていただくことによって、回収率を上げたいと考えております。

○横田委員 これまでも弁護士に委託をされてきたわけなんですけれど、そこまでは全然考えもされなかったんですか。

○重盛育英資金室長 今年度までの3カ年事業におきましては、初の試みというのもありましたし、まだ、回収も高くなるかなという思いもあったんですけれど、滞納額がふえてきているので、法的措置の一部分、財産調査、それから強制執行まで委託することによって、さらに収入未済額を減らしていけるんじゃないかなということで、今回の予算をお願いしているところでございます。

○横田委員 これまでの委託をしていた弁護士さんからは、そういった提案とか、なかったんでしょうか。

○重盛育英資金室長 当時のことは、ちょっと掌握しておりませんが、今回、この予算を編成するに当たって、弁護士事務所にも相談しましたところ、財産調査、それから強制執行までできるということでしたので、今回、予算を計上をお願いしているところでございます。

○横田委員 わかりました。ぜひ効果が上がるような取り組みを頑張っていたいただきたいと思います。

○中野委員 余り質問しないように考えていたけれど、中身見るとしたくなる。義務教育課、私は、どんな中身が出てくるか非常に興味を持っていたんです。何か、これ見ると、今までやっ

てきたものを、義務教育課と書いて、そこに事業を移した感じなんです。それ以上はいいです。初任者研修費というのは、研修センターで受ける経費ですか。

○黒木義務教育課長 今、委員がおっしゃられたとおり、初任者を研修するに当たって、校内でも行いますけれども、研修センター等の校外でも行っています。そのときの日数が約13日ぐらい、校外での研修があるわけですが、その際に、子供たちが自習になってしまいますので、非常勤講師を措置すると。その給与、それから旅費等に当たります。

○中野委員 ぜひ、義務教育課ができたわけですから、上位県と比較しながら、しっかり頑張ってください。

○徳重委員 469ページの高等学校の支援事業で、28億3,111万7,000円というお金が支出されるわけですが、これは、就学支援金ということで、所得制限等もあると思うんですけれど、何人の生徒に支援されているか、支援されていないのは何人ぐらいか、わかるようであればちょっと教えてください。

○川越高校教育課長 就学支援金につきましては、平成29年度のデータで、支給人数が2万933人でございます。これは、全生徒の在学90%に支給しております。就学のための給付金につきましては、平成29年度の支給人数が4,273名であります。これは、約20%ぐらいの生徒に当たります。

○日高副委員長 常任委員会資料の県立高校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業についてなんですけれども、この事業は誰が中心となって動いていく事業なんですか。

○川越高校教育課長 コミュニティ・スクールに学校運営協議会というのを設置いたしますの

で、学校運営協議会が中心となりまして、活動を進めていくということになります。

○日高副委員長 この協議会は、こういった方が、地域の方がメインとなってということなんですか。

○川越高校教育課長 地域の方々や、例えば、その地域の行政の代表者、保護者の代表、学識経験者等、さまざまなその地域に関連する立場の人を考慮しておるところであります。

○日高副委員長 ちなみに、学生さんはどれくらい参加されるのか。学校全体か、それとも一部の学生さんか。

○川越高校教育課長 学校運営協議会自体につきましては、生徒の参加はございません。これは、いわゆる大人といいますか、一般の方々が、学校の運営のあり方について議論をしまして、このような学校であってほしいとか、このようなことをやってほしいということを学校に提言するものであります。

○横田委員 済みません。今の関連ですけれど、運営協議会は生徒がかかわってないかもしれないけれども、結局、いろんな行事等に生徒が出ていくわけでしょう。

○川越高校教育課長 コミュニティ・スクールに関する意見を言う運営協議会と、生徒自体がその地域でさまざまな地域の方々に関連しながらやっていくということで、その活動の主体は生徒になります。

○横田委員 本庄、福島、飯野、門川、高千穂5校ということでしたけれど、そういう行事に参加する生徒は、職業系の学科の生徒になりますか。

○川越高校教育課長 今回、職業系の学科に限定したわけではございません。今回の選定は、1市町に1つの高校という視点で選定をしてお

ります。それは、やはり、最初のモデルケースでありますので、地元自治体との連携を密にしていくという視点から、5校を選定させていただきました。

○横田委員 済みません。何となく普通科の生徒たちが参加しづらいところが出てくるんじゃないかなという気がしたもんですから。

○川越高校教育課長 今の学校群の中に、例えば、小さな学校ではありますが、串間市の福島高校は普通科だけの学校であります。また、飯野高校も3クラスですが、2クラスは普通科の学校であります。また、現在、普通科が、やはり昔の普通科とかなり変わってきてまして、普通科の生徒が地元の課題を研究して、地元の人々からさまざまな教をいただき、そしてまた進学なり就職に結びつけていくという新しい学習指導への推進が変わってきておりますので、ぜひ、こういった活動は、これから普通科でも推進していきたいと考えているところであります。

○横田委員 例えば、延岡市とか、商店街で高校生がお店を出して、実際、販売したりとかやるじゃないですか。あれはすごくいいなと思うんです。ああいうことを経験して、地元に対する愛着というか、そんな部分も育まれていったら、それこそ学校を核とした地方創生の推進につながるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、効果のある事業にしてください。

○中野委員 さっきのクーラー設置のリースは、機種によっていろいろ難しいけれど、随契、一般競争、どちらでするわけ。

○柚木崎財務福利課長 競争入札になります。随契ではございません。

○徳重委員 私もさっきの質問に関連して、もう一回お尋ねしますが、国が10分の10、もう100%支出するということですから、直接関係する

ことではないかもしれませんが、この支援金の内容はどういう形になっているのか、もしわかっていたら教えてください。

**○川越高校教育課長** 就学支援金に関しましては、年収が910万円未満程度の家庭の生徒に対して、授業料に相当する額を支給するわけですが、授業料相当額ですので、年額が11万8,800円となっております。

また、就学給付金の場合は、家庭の状況によりまして給付額がかなり複雑に変わっておりますが、例えば、生活保護世帯の場合、国公立の場合ですが、3万2,300円、非課税世帯の場合で、第1子だった場合8万800円、この非課税世帯でも第2子以降は12万9,700円というぐあいに支給額が変動しております。

**○徳重委員** 1人当たり100万以上の支給を受けるということになるわけで、ありがたいことなんですけど、直接関係ないと思うんですけど、これは私立学校も同じような形になってもらいたいですか。

**○川越高校教育課長** 本課の担当ではありませんが、私立学校にも支給されております。

**○渡辺委員長** よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

歳出予算説明資料の471ページの県立高校の入学選抜の経費についてのところなんですけど、その点の説明はなかったかと思うんですけども、不勉強で申しわけないんですけど、教えていただきたいのは、予算額が1,966万円強で、財源は全て使用料及び手数料となっておりますが、高校入試に関する費用は、全て受験生が払う受験料というのかわかりませんが、それで賄われているという理解でいいんでしょうか。

**○川越高校教育課長** この県立学校入学選抜試験費に関しましては、入学選抜に要する経費で

すが、問題の作成費及び事務費、推薦入学に関する事務費を計上しているところでもあります。

財源につきましては、高校入試の証紙収入の手数料が財源となっております。

**○渡辺委員長** 今、幾つか、これとこれに使いますというお話をいただきましたが、それで全部受験が完結するものなのか、ちょっとまだ、もう一つイメージがわいてないんですけども、基本的には、受験料のようなもので、全て、高校受験に関する費用は大体賄われているんだという理解をしていいのかなと思いますけど、間違っていたら教えてください。

あと、30年度の予算額2,100万円と比べて、減っていますけれども、これは定員が変わることからくるのか、それとも、適齢期の年齢のお子さんの数が減っていつているので、それを見越して、新年度の予算は下がっているという状況と理解をすればいいのか、その辺、いかがなんでしょうか。

**○川越高校教育課長** 金額が減少しているのは、生徒の数、受験生の数、それに応じて計算をしておりますので、そのために減少しております。

**○渡辺委員長** もう少しだけ教えてください。今、県立高校を受験する受験料、手数料がお幾らなのかということが1つと、もう一つは、例えば、数日前、きのう、おとといまで試験で、きのうとかは採点日でお休みになっているかと思うんですけど、県立高校に勤務されている先生方が入試の、いわゆる丸つけをするのかなど。その事務費というのは、別個に入学試験のものとして何らかの措置があるのか、それとも先生方が学校の日々の業務の中で、お仕事の一環としてその採点をされるのか、それとも、一部は、例えば外に出して採点業務をするとか、そういうことがあったりするのか、それを教えていた

だけですか。

○川越高校教育課長 受験料に関しては、2,200円になっております。

採点業務に関しましては、全て県立高校の職員が担当しておりますが、特別に、例えば、それに関して手当があるとかいうことではなく、通常の業務の1つとして行っておりますので、外部に委託するような採点は行っておりません。

○渡辺委員長 ありがとうございます。ほかはございませんでしょうか。

○黒木教職員課長 県立高校の入学試験の採点業務についてなんですが、基本的には、今、高校教育課長が言ったとおりなんですけれども、特殊勤務手当というのがございまして、入学試験における受験生の監督、採点、または、合否判定の業務を週休日等に行った場合は、日額900円程度の措置がされているというのが手当としてはあります。

○渡辺委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で教育政策課、財務福利課、高校教育課、義務教育課の審査を終了いたします。

入れかえのため暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時 1分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

特別支援教育課、教職員課、生涯学習課の議案に関する説明を求めます。

○酒井特別支援教育課長 それでは、特別支援教育課の当初予算につきまして、御説明をいたします。

歳出予算説明資料の特別支援教育課のインデックス、479ページをお聞きください。予算額

は、一般会計4億8,003万6,000円を計上しております。

それでは、主なものを御説明いたします。481ページをお聞きください。

まず、上から5段目の(事項)県立特別支援学校整備費に、7,934万4,000円を計上しておりますが、このうち、説明欄1の特別支援学校教育環境整備事業に、7,540万5,000円を計上しております。

これは、教室不足等の状況がみられるみなみのかぜ支援学校に校舎を増築するため、今年度は設計委託を行ったところですが、次年度は、その工事を行う予定ですので、その工事請負費となっております。

次に、説明欄2の新規事業「都城きりしま支援学校小林校本校化事業」に393万9,000円を計上しておりますが、これは、都城きりしま支援学校小林校におきまして、平成32年度の本校化に向けた準備を行うものであります。

次に、その2段下であります(事項)特別支援教育振興費に1億618万6,000円を計上しております。

このうち、説明欄4の特別支援学校医療的ケア実施事業に5,742万8,000円を計上しておりますが、これは、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が、安全で安心な学校生活を送るために、看護師を配置するものであります。

次に、説明欄9の県立高等学校生活支援充実事業に2,285万4,000円を計上しておりますが、これは、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように、教室移動等の介助を行う生活支援員の配置等を行うものであります。

次に、説明欄13の新規事業「夢×人×地域」社

会とつながる特別支援学校」推進事業」に223万4,000円を計上しておりますが、これは、地域産業を担う人材の育成や、地域生活を充実するための自立支援に取り組むことで、障がいのある幼児児童生徒の自立を促し、地域の一員としての社会参加を推進するものであります。

続いて、説明欄14の新規事業「高等学校段階における長期入院生徒支援体制構築事業」に417万4,000円を計上しております。これは、国の委託事業でありまして、がん等の疾病により長期入院が必要な高等学校段階の生徒が、入院前・入院中・退院・自宅療養期間中も継続して在籍校とかかわれるようにするため、ICT環境を導入し、在籍校での支援体制づくりを行うものであります。

続きまして、482ページをお開きください。

上から3段目の(事項)一般運営費(特別支援学校)に、1億1,566万1,000円を計上しております。

これは、特別支援学校に就学する児童生徒の通学において、保護者の負担軽減を図るためにバスの運行を委託するものであります。

次に、その2段下であります(事項)就学奨励費(特別支援学校)に1億7,730万4,000円を計上しておりますが、これは、特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るために就学に必要な経費を補助するものであります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

それでは続きまして、常任委員会資料のほうで御説明をいたします。常任委員会資料の8ページをお開きください。

新規事業、夢×人×地域「社会とつながる特別支援学校」推進事業でございます。

1の事業の目的・背景であります(1)が、特別支援学校の生徒の就労支援を強化するためには、企業の障がい者に対する支援体制や軽度知的障がいのある生徒に対する教育内容等の充実が必要であります。

また、医療的ケアや発達障がい等をあわせ有するなど、多様化する児童生徒のニーズに対応した自立支援の充実も一層必要となっております。

本事業は、それらに対応するため、地域産業を担う人材の育成や地域生活を充実するための自立支援に取り組むことで、障がいのある幼児児童生徒の自立を促し、地域の一員としての社会参加を推進するものであります。

2の事業の概要ですが、(1)の予算額は、223万4,000円でございます。

(2)の財源は、全額一般財源でございます。

(3)の事業期間は、平成31年度から平成33年度までの3年間です。

(4)の事業内容ですが、①の地域産業を担う人材の育成では、職場での障がいに応じた働きやすい環境づくりや、支援の方法等をまとめた「ともにたたくガイドブック」の作成や、企業等と連携して作業学習の共同開発を行います。

また、軽度知的障がいのある生徒を対象とした職業コース等の研究や、進路指導の成功事例等のデータベース化を行います。

次に、②の地域生活を充実するための自立支援では、将来の自立に向けて、早期から活用できる基本的な生活習慣の評価表の作成や、重度・重複障がい児の自立した生活につながる力を育むための自立活動の実践研究を行います。

また、臨床心理士や理学療法士等の外部専門家を活用した教育の充実や、地域の学校で支え

てくれる人とのつながりをつくる新たな交流の取り組み、地域の学校で学ぶ子供たちへの自立を支援する活動を行います。

3の事業効果であります。まず、就労に向けた教育内容の拡充や働くモデルづくりを行うことで、特別支援学校の生徒が地域産業を担う人材として、将来、活躍することが期待できるということ、また、自立を支援する教育活動を充実させることで、幼児児童生徒が質の高い地域生活を送るための力を身につけることが期待できるものと考えております。

説明は以上です。

**○黒木教職員課長** 教職員課関係について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、483ページをお願いいたします。一般会計943億5,808万1,000円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。485ページをお聞きください。

まず、上から5番目の(事項)教職員人事費であります。11億152万2,000円を計上しております。

説明欄をごらんください。

1の教職員人事管理に要する経費として、2,668万6,000円を計上しております。これは、教職員の採用試験や職員表彰、資質向上等に必要な経費であります。

次に、2の学校非常勤職員・賃金職員・学校医等の配置に要する経費に、10億4,933万5,000円を計上しております。これは、非常勤職員及び講師、賃金職員、学校医等の配置に必要な報酬や賃金等の経費であります。

次に、3の新規事業「スクール・サポート・スタッフ配置事業」につきましては、後ほど、

常任委員会資料で御説明をいたします。

486ページをお願いいたします。

一番上の(事項)退職手当費についてであります。退職手当の支給に要する経費といたしまして、93億1,775万2,000円を計上しております。

次に、学校種ごとの教職員の職員費及び旅費についてであります。

まず、中ほどの(項)の欄の小学校費であります。が、(事項)職員費に、340億3,256万円を計上しております。これは、教職員の給料や職員手当等、及び共済費であります。

また、その下の段の(事項)旅費に、1億4,688万円を計上しております。

下から2番目の(項)の中学校費であります。が、487ページをごらんください。

(事項)職員費に、224億9,289万3,000円を、(事項)旅費に、1億4,934万4,000円を、中ほどの(項)の欄の高等学校費であります。が、(事項)職員費に、183億1,190万4,000円を、(事項)旅費に、1億8,485万6,000円を、下から3番目の(項)の特別支援学校費につきましては、一番下の(事項)職員費に、85億5,876万1,000円を、1ページめくっていただき、488ページをお聞きください。(事項)旅費に、5,135万9,000円を計上しております。

続きまして、新規事業について御説明いたします。

資料変わりました。お手元の常任委員会資料の9ページをお願いいたします。

新規事業、スクール・サポート・スタッフ配置事業であります。

1の事業の目的・背景にありますように、小中学校において、教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できない現状を踏まえ、教員の事務負担を軽減するスクール・サポート・ス

タッフを配置し、その効果を検証するものであります。

2の事業の概要であります。 (1)の予算額は2,550万1,000円であります。

(4)の事業内容であります。 文部科学省の補助事業を活用し、授業準備の補助や学習プリント等の印刷、配布準備等を行うスクール・サポート・スタッフを、1日4時間、年間200日を上限に、小学校15校、中学校15校に配置し、勤務実態調査の結果をもとに、その効果を検証いたします。

3の事業効果であります。 スクール・サポート・スタッフ配置による課題・効果の検証を通して教員の事務負担の軽減を図り、授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を整えることができると考えます。

続きまして、提出議案について御説明いたします。 お手元の常任委員会資料17ページをお願いいたします。

議案第34号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について」についてであります。

1の改正の理由にありますように、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、長時間労働の是正を図ることを目的として、民間労働法制において、時間外労働の上限規制が導入されました。

この民間労働法制の改正を踏まえ、国においても、国家公務員について、時間外勤務の上限等が定められたところであり、このようなことから、本県においても、職員について、同様の措置を講じるものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。 時間外勤務の上限など、時間外勤務に関し必要

な事項について、人事委員会規則で定める旨を条例に追加するものであります。

なお、参考として、国の人事院規則において定められた概要を記載しておりますが、国においては、超過勤務の上限を、原則、月45時間以下・年360時間以下、例外として認められる場合には、月100時間未満・年720時間以下等とし、大規模災害への対処等の重要性・緊急性が高い業務に従事する場合には、上限を適用しないこととされております。

最後に、3の施行期日については、平成31年4月1日から施行することとしております。

説明は以上であります。

○後藤生涯学習課長 生涯学習課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ489ページをお開きください。

一般会計予算で、5億8,123万7,000円を計上しております。

それでは、主なものについて御説明いたします。 491ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)成人青少年教育費に、7,012万7,000円を計上しております。

主なものとしては、説明欄の5、「日本一の読書県」を目指した総合推進事業に、1,377万6,000円を計上しております。

この事業は、県立図書館や学校、家庭、地域等との連携により、子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進するものであります。

次に、その下の6、みやざき地域学校パートナーシップ推進事業に、4,780万6,000円を計上しております。

この事業は、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、次世代を担う子供たちの成長を

支える活動を推進する体制整備や、それらの取り組みを担う人材育成、さらに普及啓発を一体的に行うことで、県民総ぐるみによる教育の推進を図るものであります。

続きまして、下の段（事項）家庭教育振興費に、245万7,000円を計上しております。

説明欄の1、改善事業「みやざき家庭教育サポート推進事業」であります。子育て世代が抱える悩み、地域社会や家庭における教育力低下に対応するため、みやざき家庭教育サポートプログラム、略称でサポ・プロと言っておりますが、このサポ・プロの普及を進めるとともに、家庭教育サポートチームの設置や市町村・企業等との連携を通して、全県的な家庭教育支援の機運の醸成と、子供が伸びやかに育つ家庭教育の充実を図るものであります。

事業内容ですが、（1）家庭教育サポートチームの設置では、国庫補助を活用し、県内1カ所にモデル市町村を指定し、補助事業を行います。家庭教育支援員を委嘱し、地域資源やサポ・プロを活用した親子参加型講座等を行います。

（2）サポ・プロの普及では、サポ・プロを実施する家庭教育学級や小・中・高等学校の講座等へのトレーナーの派遣や、トレーナーの育成研修を行います。

（3）全県的な家庭教育支援の機運の醸成では、市町村や企業、各教育事務所との連携を図り、事業推進のための課題や方向性を検討する、みやざき家庭教育サポート推進会議等を実施します。

次に、492ページをお開きください。

上から4段目、(事項) 図書館費に、1億2,866万4,000円を計上しております。

このうち、説明欄の1管理運営費は、県立図書館の光熱水費や施設・設備の保守管理委託費

など維持管理に要する経費であります。

また、同じ欄の3、県立図書館老朽化対策事業は、老朽化対策として屋上の防水工事を行うものであります。

続きまして、下の段、(事項) 図書館サービス推進費に、1億2,271万6,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の1県民の読書を支える図書館づくり事業に、4,175万5,000円を計上しております。

これは、県立図書館の利便性向上や、知の拠点としての蔵書を充実させることで、全県的な読書環境の向上を図るものであります。

その下の、説明欄の2の図書館サービス費に、7,524万1,000円を計上しております。

これは、主に、図書の貸し出し、返却、整理など、館内サービス等に要するコンピュータシステムの保守・リース代や図書館カウンタースタッフの人件費などであります。

また、同じ説明欄の9の改善事業「神話の源流みやざき「語り部」養成・活用推進事業」に、44万円を計上しております。

この事業は、これまで養成した神話・伝承等の語り部の資質向上を図り、国文祭・芸文祭に向けた語りの場を拡充することで、多くの県民に神話の源流みやざきの価値ある言語文化に関心を持っていただくとともに、未来への継承に向けて「語り部」の活用を推進するものであります。

次に、493ページをごらんください。

上から4段目、(事項) 美術館費に、1億6,738万5,000円を計上しております。

このうち、説明欄の2の管理運営費は、県立美術館の光熱水費や施設・設備の保守管理委託費など維持管理に要する経費であります。



続きまして、下の段、(事項) 美術館普及活動事業費に、6,744万4,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の3の特別展費に、2,748万円を計上しております。

これは、県民の皆様に、質の高い多様な芸術作品に親しんでいただくことを目的として特別展を開催するものでありまして、平成31年度は3回の開催を計画しております。

また、同じ説明欄の8の改善事業「旅する美術館・わくわくアート(タビビ)事業」につきましても、この後、委員会資料にて御説明いたします。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

それでは委員会資料によりまして、改善事業を御説明いたします。常任委員会資料の10ページをお開きください。

改善事業、旅する美術館・わくわくアート(タビビ)事業であります。

1の事業の目的・背景であります。多くの県民が気軽に本物の美術作品に触れ、創作体験や美術作家との交流等を行う移動型展覧会や、作家による公開制作等を実施し、多様な美術・文化に親しむ機会の充実と地域の文化振興を図るものです。

今年度まで実施しております「旅する美術館・みんなでアート」と「わくわくアートアーティストがやってきた！」の2つの事業を再構築したものであります。

2の事業の概要をごらんください。

予算額は403万7,000円、財源は全額一般財源で、事業期間は、平成31年度から平成33年度までの3年間です。

事業の内容は、大きく二つがあります。

一つ目は、旅する美術館です。

県立美術館の所蔵作品を地域の公共施設等を利用して展示・紹介する移動展覧会で、会場規模にもよりますが、30点程度の作品を展示し、美術館の学芸員が作品解説等を行います。

また、観覧者の方々に展示作品の理解と関心を高めていただくために、版画等の制作技法が体験できる実技講座を新たに実施します。

二つ目は、わくわくアートです。

近年注目されているメディアアート等に焦点を当て、現代美術作家が、本県の自然・文化や展示・所蔵作品等から着想を得て制作した映像作品等を公開するもので、旅する美術館と同じ会場または近隣の会場で実施します。制作した作品は、事業終了後も県立美術館や地域で活用できるように作家と検討していきます。

また、作家と地域の人たちが直接触れ合い、交流しながら現代アートの魅力を体感できるワークショップや、県立美術館において作家によるトークイベント等を実施します。

事業効果といたしましては、中山間地を初め県内各地域において、県民の文化的ニーズに細やかに応えることができること、現代アートやメディア芸術を学ぶ若い人たちに大きな刺激を与え、人材育成に貢献できること、地域や世代を超えてアートに親しむことで、国文祭・芸文祭に向けて、文化振興の機運の醸成が図られることなどが期待できると考えております。

生涯学習課関係の説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。3課の議案に関する説明が終了いたしました。質疑はいかがでしょうか。

○中野委員 スクール・サポート・スタッフ配置事業を聞く前に、さっきの義務教育課の初任者研修事業は高校教諭も入るんですか。義務教育の先生たちも、みんな入るわけ。

○黒木義務教育課長 先ほどの予算書上で出てきている数字は、あくまでも義務教育、小中学校の初任者研修に係る経費です。高校は高校で、また同じように初任者研修は実施しております。

○中野委員 わかりました。それと、教育研修センターの主管課はどこになるんですか。

○中嶋教育政策課長 教育政策課になります。

○中野委員 スクール・サポート・スタッフ配置事業、私はこういうのを前からずっと提案している。というのは、熊本の学級を見ると、こういう人がついているわけです。

それで、宮崎県では新規事業になっているじゃないですか。国の事業として、これはいつからあったんですか。

○黒木教職員課長 国の事業としては、平成30年度、今年度からです。

○中野委員 今年度から。それじゃあ、知らないな。

例えばこれなんか、一般財源が1,700万円、これは県ですよ。私がよくわからんのは、義務教育は県が主体的になるべきか、市町村が主体になるのか、その境目がよくわからんのです。

それはそれでいいとして、私はこういう事業をする場合は、やっぱり市町村負担を求めれば、5人のところが10人採用できるじゃないですか。今回はいいですよ。国のこの事業では、市町村負担まで求めるとか、そこまではできんですか。

○黒木教職員課長 委員がおっしゃるように、今回の場合は国の補助事業を活用しておりますが、国の補助事業の内容が、国が3分の1、県が3分の2の負担という事業内容になっておりまして、市町村の負担までは、その事業には入っておりません。

ただ、この効果を検証して、その市町村が市

町村独自でやりたいということが出てくれば、また、市町村もしていただけるんじゃないかなと思っております。

○中野委員 そういう規定の場合、市町村に負担を求めることはできないのですか。

○黒木教職員課長 そのあたりの法令的な部分は、ちょっとわかりませんが、今回やろうとしているものでは、もう県費と国費だけというたてつけになっております。

○中野委員 それで、私は今、孫と一緒に住んでおるもんだから、低学年の状況を見ると、やっぱり若い先生は甘く見られるといたら悪いけれど、ワーワー騒いでおって、先生も怖いから注意できないんです。あんまり強く言うと、今度は言葉の暴力とか。先生も、げんこつもやることがない。ワーワー騒いでいながら授業をしている。すると、ある先生が来ると、シーンとなるわけです。すると、熊本なんかだと、ここにそういうスタッフがおったりして、ちゃんと授業ができるんです。

だから、私はこのスクール・サポート・スタッフ配置事業は、何で教職員課なのかなと、義務教育課の目玉であっていいんじゃないかなと。恐らくやりとりがあって、義務教育課が負けたんじゃないですか、これは。何で教職員課が。これは学校の中身の問題だからですか。

○黒木教職員課長 このスクール・サポート・スタッフにつきましては、教員が授業とか事務をしますけれども、その教員の事務負担を軽減して授業に集中できるようにするのが、この目的であります。

委員がおっしゃられたクラスの中に入ったりする支援員とは、ちょっと違う形のものとして、教職員課が働き方改革の事業の一つとしてやっているものであります。

○中野委員 理屈は働き方改革とかなんとかいうけれど、現実には小学校・中学校の問題じゃないですか。そのために、この研修とかあったとしても、それは研修は教職員課でやればいいわけで、義務教育課としては、授業にならないんだから、ぜひ来年は、こんな縄張りのやりとりをしてないで、しっかり義務教育にこれを回しなさいよ。これは、次長なんかの中で、きっちりそこら辺は、やっぱり調整しないといかんわけ。

○黒木教職員課長 また義務教育課とも連携していきたいと思います。

○中野委員 連携じゃない。これじゃあ、義務教育課はもぬけの殻になっておるよ。本当、来年はちゃんと、事業はことしから連携してやってくださいよ。

○河野委員 481ページの特別支援教育の振興に要する経費の14番。高等学校段階における長期入院生徒支援体制構築事業は、何名の生徒に対しての予算を計上しているのでしょうか。

○酒井特別支援教育課長 この人数につきましては、この後、国のほうの事業として開始をする段階で募集をすることになっておりまして、想定としては数名程度を行っていきたくておりまして、がん等の病気ですので、年度によってそういった生徒が出てくるかどうかということもありまして、想定としては幾つか想定していますけれども、大体そのぐらいを、まずは取りかかっていたいと思っております。

○河野委員 国が10分の10ですけど、国から、大体この程度でということも示されているということですか。

○酒井特別支援教育課長 大体、このあたりぐらいまでの範囲でということになっております。

○河野委員 家庭教育振興費、説明の中でモデ

ル市を1つ決めて事業を進めますというお話がありました。もう、その市は決まっているのでしょうか。

○後藤生涯学習課長 今、詳細を詰めているところで、決定しているところでございます。

○河野委員 決定している。発表はできない。

○後藤生涯学習課長 今のところ、都農町を予定しているところでございます。

○河野委員 最後ですけれども、美術館関係で旅する美術館・わくわくアート事業については、私が現職の北川小学校の教員をしているころから、移動美術館というのがありまして、子供にとっては、本当に素晴らしい刺激というか、我々が見る鑑賞力と子供が見る鑑賞力とでは、子供のほうが高いなというのを受けるぐらい、いい作品というか、子供にとって刺激のある作品が来たなという記憶があります。

それプラス、現代アートとかそういう作家の方が、そういう技術を目の前で公表してくれるというこの事業は、ずっと同程度の規模で行っているんですか。それとも大きくなっているか、数がふえているか。

○加塩美術館副館長 この事業につきましては、平成8年度から少しずつ形を変えながら、また各年度に変わったりしながらやってきていますけれども、ほぼ同程度でやっています。

○河野委員 同程度か拡大かということで、ぜひ、この事業は推進していただきたいと思えます。

○徳重委員 特別支援学校のことでお尋ねしますが、481ページです。この4番目の特別支援学校医療的ケアの実施事業が5,742万8,000円とあるんですが、これは今までもやっている事業だと思うんですけども、ここで看護師等をふやすという意味なのか、この予算の内容は何なん

ですか。

○酒井特別支援教育課長 これについては、従来からやっております、医療的ケアの看護師等の配置ということで行っているところでございます。

○徳重委員 今までも看護師が配置されておったと思うんですが、その看護師をふやすということですか、いわゆるケアの設備を充実するとか、どういう形でこのお金は使われるのかということですか。

○酒井特別支援教育課長 481ページでいいますと、医療的ケアの事業が2つありますけれども、下のほうの事業のことでしょうか。

○渡辺委員長 体制充実事業と、ケア実施事業の2つの事業がありますけれども、どちらの事業のことでしょうかということですか。

○徳重委員 充実事業じゃなくて、5,742万8,000円の医療的ケア事業です。

○酒井特別支援教育課長 この事業については、医療的ケアの看護師の配置ということで、13校に必要な看護師を配置するもので、その人件費になります。

○徳重委員 何人配置されるんですか。

○酒井特別支援教育課長 来年度の見込みは27名ということで、合計の想定をしております。

○徳重委員 31年度が27名ということでしょうか、今まで、現在いらっしゃる方はいないんですか。

○酒井特別支援教育課長 変わる場合もありますけれども、引き続きということで、単年度で雇用をしているという関係でございます。

○徳重委員 追加ということじゃなくて、現状のまま、そのまま継続していくという理解でいいんですか。

○酒井特別支援教育課長 はい。そうござい

ます。

○徳重委員 ああ、そうですか。

それから、もう一つお聞きしたい。いつも出されるんですけども、生涯学習課の491ページの読書の関係ですが、日本一の読書県という定義ですね。何を以て日本一という、よく使われるものですか、日本一を目指すということの、日本一というのはわかるんだけど、読書県の中で何を、例えば蔵書の、書籍の日本一なのか、あるいは中身なのか、あるいは貸し出しなのか何なのか、具体的にどういうものを基準にしてこの日本一を目指すということになるんですか。

○後藤生涯学習課長 日本一というものは、数値目標を定めているものではないということは、これまでもずっと申し上げてきてはいるんですけども、そこあたりが、非常にわかりづらいという御指摘もあるんですけども、我々としては、大人から子供まで、至るところで読書をする姿が見られると、そういうことをイメージして取り組んでいるということでございます。

○徳重委員 特別にこれをという限定したものはないんだと。例えば、今、都城はMallmall（まるまる）に図書館ができたことによって何十万人、入館者がいますということが、よく言われるわけです。

だから、図書館の利用者がそうなのか、あるいは、今、おっしゃるように、本は家庭でも公園でも、どこでも読んだりするわけですけども、どういう基準を持って日本一を目指すのかははっきりしなかったものですかからお聞きしたところですけども。

何か、やっぱりこういったもので日本一というのは、あつていいんじゃないかなと、思っ

いるんですが、皆さんの考え方なので、ここでいう日本一というか、ここで予算もある程度組まれるわけですから、何かがあっという間じゃなくはないかなと思うんですけど。ばらっとしているより、どうですか。

**○後藤生涯学習課長** この後、次期教育振興基本計画の説明も予定されておりますけれども、その中で読書県づくりというものも出てくるんですが、その推進指標として現在考えているのが、県内の公立図書館の貸し出し冊数あたりを一つの推進指標としては考えているところでございます。

詳しくは、また振興基本計画の素案についての説明のときに、お話はできるかと思うんですけども。

**○徳重委員** いいです。

**○横田委員** 生涯学習課の491ページ、家庭教育サポート推進事業ですけど、今、親が子供を虐待して死に至らしめるとか、そういった耳を塞ぎたくないような事件の報道が相次いでいるわけですけど、ここでいう家庭教育というのは、どれぐらいの範囲の家庭教育と理解をすればいいかを、ちょっと教えていただきたいんですが。

**○後藤生涯学習課長** 家庭教育につきましては、家庭において、保護者等が子供に対して行う教育というふうな捉えをしているところですけども。

**○横田委員** ああいう事件を聞いていても、何かしつげとか、そんな言い方で親は弁明しているというか、そんなのがあると思うんですけど、教育としつげと虐待と、なかなか区別が難しいなど、いつも思うんですけど、教育委員会がそこまで、ちょっと範囲を超えているというか、そうだろうとは思いますが、例

えば福祉とか、そっちの関係のほうが大きいのかもしれませんけれど、本当にどこまでを家庭教育というのかなって、いつも思うもんですから。じゃあ、そういうところまでは、教育委員会としての考えている家庭教育ではないということですね。

**○後藤生涯学習課長** 線引きは、なかなか難しいかなというふうに思っております。子育てといった場合と家庭教育といった場合で、捉え方が若干違うところは出てくるとは思うんですけども、そういう子供の基本的な生活習慣とか、あるいは生活能力、情操、善悪の判断等の基本的な倫理観、そういうものを身につける上で、家庭教育も重要な役割を担うとは考えております。

**○渡辺委員長** ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、3課に関する質疑は以上とします。

時間が12時に近づいてきておりますので、午前中の審議はここまでとさせていただきます。残りの審議は、午後1時10分再開としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後1時6分再開

**○渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

スポーツ振興課、高校総体推進課、文化財課、人権同和教育課の議案に関する説明を求めます。

**○萩尾スポーツ振興課長** スポーツ振興課の31年度当初予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックス、495ページをお開きください。

一般会計予算として、10億3,514万円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして、御説明いたします。

497ページをお開きください。

上から5段目、(事項)学校体育指導費であります。3,559万6,000円を計上しております。

説明欄3の新規事業「部活動改革推進事業」は、後ほど、常任委員会資料にて御説明いたします。

4の改善事業「みやざきの子ども体力アップ支援事業」は、運動好きの児童生徒を育成し、さらなる体力向上を図るため、学校における体力テストデータの分析や教職員のスキルアップ研修等を実施するものであります。

次に、一番下の段、(事項)スポーツ施設管理費であります。3億567万2,000円を計上しております。

ページをおめくりいただきまして、498ページの上から2つ目の段をごらんください。

説明欄1の施設管理運営費(指定管理者)は、県総合運動公園有料公園施設、県体育館及び県ライフル射撃競技場の管理運営を、指定管理者へ委託するために必要な経費及び指定管理者を選定するための委員会に係る経費でございます。

次に、下から2つ目の段、(事項)学校安全推進費であります。1億9,760万1,000円を計上しております。

説明欄1の日本スポーツ振興センター共済事業は、学校管理下で児童生徒が病気やけがを負ったときなど、医療費給付等を行うために要する経費であります。

続きまして、499ページ、上から2つ目の段、(事項)体育大会費であります。1億5,362万9,000円を計上しております。

説明欄1の国民体育大会経費は、国民体育大会や九州ブロック大会へ派遣する県選手団の旅費等に要する経費であります。

続きまして、下から2つ目の段、(事項)競技力向上推進事業であります。1億8,635万9,000円を計上しております。

説明欄1の選手強化の(6)改善事業「世界へはばたけ!宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」は、体力・運動能力に優れた小学生を選考し、全国や世界で活躍できるアスリートの育成を図るものであります。

2、指導者養成の(2)新規事業「チームみやざき強化アドバイザー招へい事業」は、後ほど、常任委員会資料にて御説明いたします。

ページをおめくりいただき、500ページの上から2つ目の段でございます。4の新規事業「競技力向上対策本部運営事業」は、官民一体となって競技力向上対策を検討するとともに、競技団体の強化スキームを構築するものであります。

その次の欄(事項)宮崎県スポーツ推進基金であります。3,430万6,000円を計上しております。

説明欄2のスポーツ推進事業は、この基金の目的に沿って、(1)の生涯スポーツの推進と(2)の競技力向上に向けた事業の実施に活用するものであります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

続きまして、常任委員会資料により、新規事業の主なものを説明いたします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。新規事業、部活動改革推進事業であります。

1の事業の目的・背景であります。公立中学校における教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置するとともに、効率的・効果的

な部活動運営を推進するため、研修会を実施するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は831万7,000円、財源は国庫支出金と一般財源としており、事業期間は平成31年度から平成33年度まででございます。事業内容であります。①の部活動指導員配置事業につきましては、市町村が実施主体となり、公立中学校へ35名程度の部活動指導員の配置を行います。

次に、②の指導者等への研修会につきましては、部活動指導員や運動部活動顧問、外部指導者に対する研修を行います。

3の事業効果であります。教員の部活動指導に係る負担軽減が図られるとともに、指導者の指導力の向上が期待できるものと考えております。

続きまして、12ページをお開きください。

新規事業、チームみやざき強化アドバイザー招へい事業であります。

1の事業の目的・背景であります。2026年に開催される国民体育大会に向けた競技団体へのアドバイザーとして、全国トップレベルの指導者を招へいすることで、指導体制の構築と競技力向上を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は、1,035万6,000円、財源は全額一般財源としており、事業期間は平成31年度から平成33年度まででございます。

事業内容であります。1つ目として、アドバイザーが、その豊富な指導経験に基づく指導・助言を行うことにより、競技団体の意識改革を図ります。

2つ目として、競技団体と連携して、2026年国体までの戦略や戦術を含めた強化計画の策定を行います。

3つ目としまして、選手への技術指導や指導者養成研修等を実施します。

3の事業効果であります。①各競技団体の、より高度な強化計画の策定が期待できる。

②国体チームの監督・コーチ等が、より高い指導力を身に着けることができる。③選手強化が図られ、競技得点の獲得が期待できるものと考えております。

スポーツ振興課の説明は以上であります。

**○米丸高校総体推進課長** 高校総体推進課の当初予算につきまして、御説明いたします。

資料は、歳出予算説明資料、高校総体推進課のインデックスのところ、501ページをお願いいたします。

高校総体推進課の当初予算額は、一般会計3億1,927万7,000円を計上しております。

以下、事項について御説明いたします。

503ページをお願いいたします。

中ほどにあります、(事項) 体育大会費3億1,927万7,000円であります。

これは、平成31年度に本県で開催される全国高校総体9競技の開催準備を円滑に進めるため、会場地実行委員会の競技運営に対する補助や広報・啓発活動、役員及び補助員の養成などに要する経費であります。

高校総体推進課は以上でございます。

**○谷口文化財課長** 文化財課関係の当初予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、505ページをお開きください。

平成31年度の当初予算額といたしまして、5億890万9,000円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

507ページをお願いします。

上から5段目の、(事項)文化財保護顕彰費に7,051万7,000円を計上しております。

主なものとしまして、説明欄の9、神楽のユネスコ無形文化遺産！県民応援事業であります。

この事業は、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指して、調査研究や映像記録などを行うとともに、県外の神楽団体との連携を引き続き図ってまいります。

さらに、神楽公演や県民講座を開催し、県民が神楽を応援するための気運の醸成を図るほか、県内の民俗芸能の保存・継承のため、保存団体等が行う後継者育成などへの支援を行います。

次に、13の改善事業「西都原古墳群史跡整備推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

続きまして、508ページをお願いいたします。

上から2段目の(事項)埋蔵文化財保護対策費に5,589万8,000円を計上しております。

主なものでありますが、説明欄の3、埋蔵文化財発掘調査であります。

この事業は、国土交通省から委託を受け、都城道路の発掘調査や報告書の作成を行うものであります。

続きまして、その下の(事項)埋蔵文化財センター費に3,252万9,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の1、管理運営費であります。これは埋蔵文化財センターの光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費であります。

次に、同じページの一番下の(事項)博物館費に1億7,327万7,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の2、管理運営費であります。これは総合博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費でございます。

次に、説明欄の4、総合博物館老朽化対策事業であります。これは、博物館の老朽化した空調設備の更新を行うものであります。

次の509ページをお願いいたします。

一番上の説明欄の5、新規事業「インバウンド対応のための博物館魅力アップ事業」であります。これは、外国人向けの多言語対応音声ガイドやWi-Fi環境を整備して、博物館の魅力向上を図るものであります。

続きまして、その下の(事項)博物館教育普及費に1,005万2,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明欄の1、特別展費であります。これは、県民の皆様に、自然や歴史への理解や関心を深めていただくことを目的といたしまして、2回の特別展を開催するものであります。

次に、中ほどの(事項)考古博物館費に1億1,286万6,000円を計上しております。主なものとしましては、1の管理運営費であります。考古博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費などの維持管理に要する経費でございます。

続きまして、510ページをお願いします。

説明欄の3、改善事業「交流・理解・発信東アジアの連携拡充事業」であります。

これは、これまでの学術文化交流を継続するとともに、より広い視点から、本県の歴史と文化を見つめるため、中国との交流の可能性を調査するものであります。

歳出予算説明資料につきましては、以上であります。

次に、資料変わりました。文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

13ページをお開きください。

改善事業、西都原古墳群史跡整備推進事業であります。



初めに、事業の目的・背景であります。本事業は、西都原古墳群をさらに魅力ある観光資源や学習の場とするため、古墳群の調査・整備を継続するとともに、男挾穂塚・女挾穂塚周辺の整備・活用を図るため、史跡指定地拡大に向けた取り組みを行うものであります。

次に、事業の概要ですが、予算額は1,749万円、財源は、国庫支出金及び一般財源であります。

事業期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間であります。

事業内容ですが、①の古墳群の発掘調査・整備では、115号墳などの発掘調査を実施するとともに、調査が終了しました古墳の整備などを行います。

また、②の陵墓参考地周辺地域の史跡指定地拡大のため、指定を予定しています土地の調査や国への指定地拡大申請に必要な作業を行ってまいります。

③見学施設の維持・管理では、古墳の内部を見学する施設などの定期的なメンテナンスを行うものであります。

最後に、事業効果としましては、発掘調査や研究によって、古墳群のより正確な価値づけが進み、その成果を古墳整備に反映させることで、郷土の歴史をより深く学ぶ機会を提供できると考えております。

また、このような古墳群の基礎情報を、世界文化資産登録に向けた取り組みに生かすとともに、男挾穂塚・女挾穂塚周辺地域の指定地を拡大することで、より魅力的な観光地としての活用が図られるものと考えております。

文化財課関係の説明は以上であります。

**○鎌田人権同和教育課長** 人権同和教育課の当初予算について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育課のイン

デックスのところ、511ページをお開きください。

予算額は、一般会計1億411万1,000円を計上しております。

主な内容について、御説明いたします。

513ページをお開きください。

上から5段目にあります、(事項)人権教育総合企画費に857万8,000円を計上しております。

主なものとして、説明欄1の(1)の人権啓発資料作成事業であります。これは、児童・生徒が学校や家庭等において、人権尊重の大切さについて学ぶための資料を作成するものであります。

次に、(2)のかけがいのない「いのち」を大切に教育推進事業であります。これは、これまで各学校や関係機関が行ってきた、命を大切に教育について、相互の連携をさらに深め、自分や他者のかけがいのない命を大切に育てる子供の育成を図るものであります。

次に、一番下の(事項)生徒健全育成費に8,698万3,000円を計上しております。

主なものですが、ページをおめくりいただいて、514ページ、説明欄5の改善事業「チーム学校の実現に向けた教育相談体制支援事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

その下の6の新規事業「いじめの未然防止推進事業」であります。いじめの未然防止に関する取組推進校を指定し、いじめの未然防止について生徒主体で考える取り組みを行います。

宮崎県いじめ問題子供サミットにて、推進校の代表生徒が取り組みを発表し、意見交換を行ったり、全国いじめ問題子供サミットへ参加したりした成果を県内の各中学校に紹介することで、生徒自らがいじめと向き合う態度を育成します。

次に、その下の(事項)学校安全推進費667

万3,000円を計上しております。

主なものとして、4の改善事業「「自分を守る・地域を守る」学校安全総合支援事業」であります。学校安全教育推進のためのモデル地域を指定し、防災教育などに関する実践的な研究及び普及を、地域、関係機関、専門家等と連携を図りながら実践します。

また、防災士資格を有する教職員がいない県立学校に対する防災士の養成や県立学校の安全教育推進リーダーを対象とした研修会の実施など、安全教育の充実に努めます。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

それでは、常任委員会資料により御説明いたします。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

改善事業、チーム学校の実現に向けた教育相談体制支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を公立学校に配置・派遣する体制を充実させ、いじめや不登校など、学校だけでは解決が困難な事案への支援を強化するとともに、教員の負担軽減を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は8,167万8,000円、一般財源と国庫支出金を財源としており、事業期間は平成31年度から平成33年度まででございます。

事業内容であります。①のスクールカウンセラーの配置・派遣につきまして、スクールカウンセラーを配置している中学校での活動時間数を、128時間から140時間に拡充し、増加した12時間分を中学校区内の小学校での活動時間として確保しております。

次に、②のスクールソーシャルワーカーの配

置・派遣につきましては、現在の教育事務所のスクールソーシャルワーカーに加え、独自雇用を希望する市町村にスクールソーシャルワーカーを配置することで、学校のニーズや実情にあった教育相談体制の充実を図ります。

その際、市町村の事業費の一部、5分の3を県が補助いたします。

また、教育事務所に配置しているスーパーバイザーを1名増員し2名とし、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めます。

次に、③のいじめ問題の解決に向けた支援チームの設置・派遣であります。学校だけでは解決困難ないじめ問題が発生した際に、弁護士や臨床心理士、社会福祉士等の専門家を緊急支援チームとして学校に派遣し、問題等の調査や検証、支援を行うものであります。

最後に、④の24時間子供SOSダイヤルであります。さまざまな問題に悩む子供や保護者等が24時間いつでも相談できるように、電話相談体制を整備しております。

3の事業効果であります。小学校へのスクールカウンセラーの配置時間を確保することで、小学校での相談体制を改善することができます。

また、スクールソーシャルワーカーの配置数増加により、さまざまな生徒指導上の問題に早期に対応し、解決に導くことが期待できます。

さらに、チーム学校の取り組みの一貫であることを明確にし、専門家の活用促進を図ることで、教職員の負担感軽減につながることを期待できます。

説明は、以上でございます。

○渡辺委員長 4課の説明が終了しました。議案に関する質疑がありましたら、お願いいたします。

○横田委員 西都原古墳群について、ちょっと

お尋ねしたいんですが、特別史跡は西都原公園全体が特別史跡になっていると思うんですけど、この事業は男挾穂・女挾穂の周辺地域の指定地の拡大ということですが、今、畑になっているところあたりを指定地に拡大していくということなんですか。

○谷口文化財課長 西都原古墳群台地の古墳があるところが、特別史跡の指定地にされてるということで、それ以外の畑で耕作されている部分は指定地外となります。今回、指定地を目指すところは、男挾穂・女挾穂の西側の部分で、その部分の区画を昨年度まで調査をしております、その部分の大体、面積として1万9,000平米ぐらいあるんですが、その部分の指定を目指すというような形で考えているところです。

○横田委員 わかりました。そこを指定することで、その陵墓参考地がどのように魅力アップしていくのか教えてください。

○谷口文化財課長 今回、指定を予定しているところが、男挾穂塚とか女挾穂塚が一番、高さとか大きさが、はっきりわかるような場所なので、そこを最終的に指定地、公有化しまして、案内板とか、男挾穂・女挾穂の説明板とかをつくっていったらなというふうに考えているところです。

○徳重委員 スポーツ振興課の部活動指導員配置事業についてお尋ねしますが、35名の配置を計画されているようですが、今までも、この35名体制がとられておったわけですか。

○萩尾スポーツ振興課長 この部活動指導員は、技術指導プラス、引率等も全てできる指導員ということですので、今回が初めての計上でございます。

○徳重委員 新規ですね。

指導員の資格というのは何かあるんですか。

○萩尾スポーツ振興課長 これは、特別な資格等はございません。そういうスキル等を見ていただきつつ、学校等のことも理解していただけるような方を市町村のほうで任命していただけるというふうに考えております。

○徳重委員 うちの学校ではこの指導員を予定したいという要請があつて、何校か同じような部活で要請があつたときの選考はどうされる予定ですか。

○萩尾スポーツ振興課長 これは、市町村のほう为主体となりますので、市町村教育委員会がそこを協議して、この方をこの学校のこの部ということでやっていくこととなりますので、そこは学校と市町村教育委員会で話をして、決めていくことになろうかと考えております。

○徳重委員 そこで、さっき申し上げましたとおり、複数の学校から要請があつて、これ以上の要請があつたときの選考の仕方は、どう考えていらっしゃるんですか。

○萩尾スポーツ振興課長 そこあたりは、各市町村のほうにも配置の数を将来的に決めていく形を、私どもと市町村のほうで連携して行っていくしますので、そういう決めた中で、それぞれ市町村のほうで決めていただくということになろうかと考えております。

○徳重委員 いや、私が言っているのは、35名となっているけれど、それ以上に必要な学校、部活が出てきたときのことを言っているんですけど。

○萩尾スポーツ振興課長 これは、そこにありますとおり、その方への報償費を国が392万、県が392万円、市が392万円ということで、もう数が35で決まっておりますので、その数の中でそれぞれ割り当てて配置をしていくと。上限が35人ということで考えております。

○横田委員 神楽のユネスコ無形文化遺産！県民応援事業ですけれど、これはもう何年も前からやられていると思うんですが、現在どのような状況になっているのかを教えてくださいなんですが。

○谷口文化財課長 この事業は、いろいろ改善事業を加えながら、平成25年度からやっています、その中で魅力発信委員会というのを立ち上げ、神楽の専門家の先生方をメンバーにせずとやっております、神楽をやっている保存団体の調査並びにその演目調査ということで進め、今、数字的には現地調査といたしまして、現地に行って、保存会の団体の方にいろいろ話を聞いたりとか、面の調査とか、そういったものを大体103団体ほど調査を進めております。演目調査については、46団体のほうを調査しています。

そういうふうにして、県内の神楽の調査は国指定、県指定、市町村指定、未指定という形で、少しずつ調査を進めていくということで、継続してやっているところでありますし、ユネスコ無形文化遺産登録につきましても、九州の国指定の神楽10の団体を集めまして、ネット協議会を平成28年に立ち上げまして、ことしも先日、3月3日にネット協議会をやって、60名ほどの方に参加していただいたところです。その中で、文化庁のほうも来ていただいて、いろいろ話を伺っていますが、非常にそういう九州が一つにまとまって、そういうことをやっていただくのは、非常に文化庁としてもありがたいことだというような話を聞いておりますので、継続してそれを続けていって、登録を目指したいなと思っているところであります。

○横田委員 登録に対しての手ごたえはどんなふうに感じておられますか。

○谷口文化財課長 登録につきましては、文化庁が2020年の登録を目指して、木造建築の伝統技術というのをユネスコのほうに推薦しております、それが2020年を目指す。その次として、風流という民族芸能の分類があるんですが、それがことしの2月に全国組織が立ち上がりまして、その木造建築の次の2022年の登録を目指すということでやっています。神楽につきましてはその次の、2024年度以降ということになるんですけども、そのあたりをできるだけ早くなるような形で、九州だけではなくて、全国的な組織の立ち上げに頑張っていきたいなというふうには思っているところです。

○横田委員 はい、わかりました。ぜひ、頑張っていたきたいと思います。

それともう一つ、文化財保護対策費のカモシカ調査というのがありますけれど、もうちょっと説明をしていただけませんか。

○谷口文化財課長 カモシカが国の特別天然記念物で指定されておまして、そのカモシカの全国的な動向を知るということで、宮崎と熊本、大分が3県で一緒になって、カモシカが生息する地域の山間部とか、特別調査といたしまして専門家の方々にお願いをして、カモシカの頭数を推定、推測するような調査を、今年度と来年度にかけて2カ年にわたって調査するというような形になっています。

○横田委員 わかりました。またカモシカが何か文化財に悪さするのかと思っていました。全然違う、ありがとうございます。

○徳重委員 文化財課にお尋ねしますが、男挾穂塚・女挾穂塚ですか。これは非常にすばらしいもの、それこそ世界遺産になれるようなものだと思うんですが、外からどういう状況なのか、全くわからないような状況です。周辺、

中にも入れないわけですから、外からどういう状況か、ある程度わかるような、図面にあるような形のものが程度見えるように整理するか、伐採するか、そういったことはできないものでしょうか。

**○谷口文化財課長** 御存じのように、陵墓参考地は宮内庁が管理されておりまして、今もまだ使われている現役のお墓ということで、なかなか樹木の伐採とか、そういったことはなかなか難しいという話を聞いているんですが、これまでに何回か、宮内庁のほうにもいろいろお願いしに行って、10年ぐらい前よりは今のほうが、かなり予算を使っていただいて、男挾穂・女挾穂の形が見えるようにはなってきたというような状況であります。そういった要望があることは、継続して宮内庁のほうには伝えて、見えるような形での整備をお願いしていきたいと思えますし、今回の事業をまたきっかけに宮内庁も周辺部を整備するので、中のほうの整備もお願いしたいということで、あわせてお願いをしていきたいなと考えているところです。

**○徳重委員** 何回もこの話は出ているような気がします、なかなか一向に県民の目にも、おいでになった観光客の目にも見えないような状況です。可能性としてはあるんですか、ないんですか。

**○谷口文化財課長** 先ほど申し上げましたように、宮内庁の管轄ということで、非常に厳格な管理が行われておりますので、その辺をなかなか取り崩すというのは難しいので、先ほど申し上げましたように、その周辺部を整理しながら、宮内庁にお願いするという方法をとっているところです。

**○日高副委員長** 高校総体について、ちょっと一つだけお伺いしたい。

ことしも7月24日に迫ってきた高校総体ですが、現状、どういう状況なのかお聞かせいただけますでしょうか。

**○米丸高校総体推進課長** 高校総体の準備に関しましては、3月に新燃岳等の噴火がございましたので、登山につきましては4月当初は会場地が決定していないような状況がございました。それで、本年度かけまして、会場地を高千穂町のほうに移動するというので、高千穂町が会場地としてお受けいただきました。

ことし1月に高千穂町のほうの実行委員会が立ち上がりまして、現在、6市町で実行委員会を立ち上げ、準備を進めているところでございます。来年度に向けまして、6市町と本県のほうで予算を確保して、運営に当たる予算とする予定でございます。

**○日高副委員長** もうこれから、ゴールデンスポーツイヤーズとかいろいろ始まる中で、今回分散開催ということで、鹿児島、熊本、沖縄でもある中で、鹿児島なんかはホームページ見てみると、やっぱりもう活気づいているなという印象もありますので、ぜひ、高校総体準備ということで1つになって、ぜひ、宮崎を盛り上げていただきたいなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

**○渡辺委員長** ほかいかがでしょうか。なかったら私から。

スポーツ振興課の部活動改革推進事業についてお伺いしますが、前の審議でも聞いたことあるような気がするんですが、今でも実態として外部指導者の方々の活用というか、応援いただいていると思うんですけど、実態として今回の事業の対象となるような公立中学校では、どのくらいの方々が、今いらっしゃるのでしょうか。

○萩尾スポーツ振興課長 現在、445名の外部指導者の方が、校長先生から委嘱されて活動している状況であります。

○渡辺委員長 先ほどの御説明だと、今回の指導員の方々は、大会への引率等が可能だというようなお話が今あったかと思いますが、今までその445名の方は、その方だけの引率はだめで、顧問の先生と一緒にじゃないといけないというような違いがあるのか否かということと、今回は35名ということですが、教育委員会のイメージとしては、例えば既にその実態として外部指導者で入っている445名の方々の一部が、この制度を使った有償での支援に切りかわっていくイメージなのか、それとも全く新規で、その方々とは別で新しい指導者の方々の登用があるというようなイメージなのか、そこはどうでしょうか。

○萩尾スポーツ振興課長 今までは、外部指導者の方は引率等はできないということでありました。これが、今度は非常勤職員という位置づけになりますので、いわゆる外部指導者は技術指導のみだったんですが、今度はいろんな引率でありますとか、部活動の管理運営でありますとか、生徒指導にかかわる対応でありますとか、そういうところも一緒にやっていただくということになろうかと思っております。

また、どういう方がということではありますが、この445名の中から、この指導員のほうに行かれる方もおりますし、また別に専門的なスキルがある方で、そういう方がおられれば、指導員のほうに委嘱するということになろうかと考えております。

○渡辺委員長 以前に、テレビで小林市の職員の方が小林中学校のバスケットボール部で指導しているといえますか。例えば、そういう場合に、公務員の方で兼職ができないというような

環境の外部指導者の方は、こういうものには当てはまりづらいのかどうかということが、まず1点と、もう一つ、年度としては3年間の実施事業になっていきますけれども、35の部活動が指定されるんでしょうが、1年ごとに変わっていくのか、1つ指定されたものは要するに3年間は続けて、その指導に当たっていただくというものなのかというのは、いかがですか。

○萩尾スポーツ振興課長 これは、公務員の方でも兼職願いといるのがありまので、そういうところをクリアしてやっていただくというのかなと考えております。

それから、任用につきましては、国のほうがこれは3年間で最長ということで期限があります。ただ、1年単位であろうと、2年3年であろうと、そこは市町村のほうで決めていただくことになろうかと考えております。

○渡辺委員長 今のルールではそうなんだろうけれども、教育委員会が市町村ともやりとりしているイメージでは、一定の期間見ていただかないと、成果はなかなか上がらないというような基本的な考え方のもなのか、基本を単年度と考えていくのかという意味でいうと、その辺はどんな具合ですか。

○萩尾スポーツ振興課長 これは、その両方ということと考えております。というのは、その35人を配置して、やはりしっかりこの成果といえますか、アンケート等をとって、私たちも検証していこうと考えておりますので、そういう中で、その方は続けていくのがいいのか、あるいは子供たちがどんどん代わっていきますので、保護者の方とか、そういう方もおられるというところもありつつ、そこあたりをアンケート等で見ていきながら、単年度がいいのか、長期がいいのかということで、一番効果のある形を考

えているところであります。

○渡辺委員長 原則のところに戻りますが、この事業は先生方の負担軽減のための事業と理解しているので、要は例えば強い学校に、キャリアの高い指導者の方を外から連れてくるとかという形の使い方ではなくて、部活動を見るのに先生方の負担が重たい学校を主眼として配置するという基本的な考え方のもと、理解していますか。

○萩尾スポーツ振興課長 目的が負担軽減になりますので、そういう形になるかとは考えております。

○渡辺委員長 人権同和教育課の中で、新規事業でいじめの未然防止推進事業というのがありましたけれども、先ほどの説明を理解する限りでは、いじめが起きたことに、後からどうしようという話じゃなくて、先ほど子供たちの会議みたいな話もあったかと思いますが、先にいじめを起こさないようにしようねと、そういうポジティブな取り組みのように感じられたんですが、もうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

○鎌田人権同和教育課長 県内の中学校7校をいじめの未然防止に関する取組推進校に指定しまして、生徒会などが中心となって、例えばいじめ根絶集会などの取り組みを実践してもらって、その取り組み内容を8月に開催予定の宮崎県いじめ問題子供サミットで発表しあい、学校間の交流、実践内容の共有を行います。

さらに、発表内容が特によかった1校には、毎年1月に文部科学省が開催しております全国いじめ問題子供サミットに参加してもらって、全国の学校との交流、いじめの未然防止に向けた実践内容の共有を図ります。

この県及び国のいじめ問題子供サミットで得

られた優れた取り組みや参考になる活動内容を、県内の学校に広げることによって、児童生徒が自らいじめをしない、許さないといった実践力を育成することを目的としました事業であります。

○渡辺委員長 宮崎での子供サミットは、初めてなんですか。

○鎌田人権同和教育課長 はい、委員長がおっしゃられるとおりに、平成31年度に初めて実施するものであります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、4課に関する議案の質疑は以上といたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたしまして、その他報告事項と総括質疑を行います。

暫時休憩します。

午後1時52分休憩

---

午後1時53分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○中嶋教育政策課長 次期宮崎県教育振興基本計画の策定についてであります。

常任委員会資料の18ページをごらんください。

9月議会の常任委員会で御報告のとおり、今年度県総合計画の改定等にあわせ、次期県教育振興基本計画の策定作業を進めてきたところでございます。

資料の1、計画策定の考え方にありますとおり、現行計画に基づき、施策推進に取り組んだ結果、一部の分野では成果が見られる一方、課題のある分野もございます。また、人口減少の

進行等、さまざまな社会の変化への対応も求められております。

今回の策定に当たりましては、計画のスローガン等は受け継ぎながら、社会情勢等を踏まえて、施策や推進指標を中心に見直しを行いたいと考えております。

次に、2、次期計画の素案の概要であります。右側の、19ページの次期計画素案の全体像をごらんください。

上から2つ目の四角囲いにあります宮崎県教育基本方針につきましては、現行計画の目指す県民像の内容を取り込んだ上で、本計画における位置づけを明確にすることとし、これまでの経緯も踏まえ、計画の冒頭に示しております。

その下の、現状の課題につきましては、大きい矢印の左側にあります国や県の状況に関する社会情勢の変化と、一方の右側にあります本県教育の現状と課題にわけ、各分野の現状と課題をまとめておまして、最近の動きを反映させ、新しく人生100年時代や教育の情報化などの項目を加え、継続の項目も適宜内容を変えております。

その下の、基本理念につきましては、スローガンの「未来を切り拓く心豊かでたくましい宮崎の人づくり」、その下にあります計画推進の基本姿勢の、横の連携と縦の連携は、現行計画を受け継ぐこととし、現行計画からの経緯や基本的な考え方を書き込んでおります。

また、その下の基本目標につきましては、内容を5つから4つに変更したいと考えております。

次に、施策と重点取り組みであります。ここが一番大きく変更した部分でありまして、施策内容の関連性を考え、大きくまとめる方向で整理し直し、現行計画の23施策を15施策に再編

したいと考えております。

15の施策について、各施策の主な変更点を説明いたしますので、めくっていただき、20ページと21ページを見開きでごらんください。

こちらが施策の体系図になりますが、2つ目の四角囲いの、施策の部分をごらんください。

いずれの施策も内容の修正を行っておりますが、太文字にしている部分が、新しい視点で構築した施策や取り組み内容の充実など、変更した点を多く含む施策であります。

まず、施策2、地域と学校の連携・協働の推進につきましては、①学校を核とした地域づくりや、コミュニティ・スクール等を内容とする②地域とともにある学校づくり等に取り組むこととしており、近年の法改正等を受け、充実が求められている分野であります。

次に、3、読書県づくりは、読書関係を一つにまとめた施策です。

県立図書館の機能充実等を図る②家庭・地域における読書活動の推進や、③読書県づくりの推進体制の充実等に取り組んでまいります。

5、確かな学力を育む教育の推進は、引き続きしっかり取り組むべき施策でありまして、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善等を図る②高等学校の学力向上や、小中学校への学校支援訪問等を行う③教員の授業改善等に取り組んでまいります。

7、特別支援教育の推進では、多様なニーズに対応した支援体制の充実に努めるとともに、生徒の職業スキルの向上等を図る③自立支援・就労支援の充実等に取り組んでまいります。

右側の21ページをごらんください。

9、キャリア教育・職業教育の推進では、産学官、地域等との協働による②地域と連携したキャリア教育の推進や、④高校生の就職支援の



充実等に取り組んでまいります。

11、教職員の資質向上と学校業務の改善では、教員研修の見直し等を行う②専門性や社会性の向上のための研修の充実や、現在、焦点の、教職員の働き方改革の見直し等を行う③学校の機能を高めるための学校業務の改善等に取り組んでまいります。

最後に、15、スポーツの推進では、若者から高齢期までスポーツ機会の拡大を図る①スポーツ参画人口の拡大や、2巡目国体を見据えた競技力の向上等を図る②アスリートの育成、スポーツランドみやぎと連携した⑤スポーツによる地域活性化などに取り組んでまいります。

ここまで、施策の主な変更点を説明いたしましたが、次期計画では新たに重点取り組みを設けたいと考えております。

このページの下の方にあります1、いのちを大切に教育の推進、2、地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実、3、学校における働き方改革の推進の3つにつきましては、さまざまな施策と関連する横断的な取り組みで、重点的な推進が必要なものを重点として位置づけるもので、各施策からの関連する内容を取り出し、再構成して、一つのパッケージにして示すものであります。

お手元に分厚い別冊をお配りしておりますが、基本計画の別冊のほうを見ていただきたいと思っておりますけれども、そこの93ページをごらんいただけますでしょうか。

ここに、いのちを大切に教育の推進のポンチ絵がございます。このような形で、内容をわかりやすく示すものであります。

次に、A3版横長の、別紙の資料をごらんください。推進指標についてです。

各施策の推進を図るため、現状値や目標値等

を設定するものですが、指標の数につきましては、効率的で効果的な評価を行う観点から、一番左の欄にありますように、23指標に絞り込みたいと考えております。

表の中央が、現行計画の策定時、一番右側が、現行計画の策定時の指標を示しております。現行計画を平成23年度に策定したときは21指標でありましたので、おおむねそのときの数に戻すこととなります。

なお、施策7と、2枚目になりますが、施策11の指標につきましては、新たに設けた指標となっております。

再度、常任委員会資料の18ページにお戻りください。

2の(6)計画の期間であります。今回計画の期間を、現行の10年から4年に変更したいと考えております。これは、変化の激しい時代にあって、10年の長期計画は、見通しを立てることが難しく、必ずしも効果的ではないこと、国の計画が5年、県総合計画が4年ごとに改定となっていること等によるものであります。

最後に、その下の3、今後のスケジュールであります。本日、常任委員会で計画素案の報告の後、今月下旬から4月にかけて、パブリックコメントを実施し、6月議会に議案として本計画を提出する予定としております。

申しわけありませんが、下から2行目、5月の右側に、6月定例教育委員会とありますが、これは、5月定例教育委員会の誤りですので、訂正のほうをお願いしたいと思います。

最後に、常任委員会資料の22ページをごらんください。

こちらが、現計画の全体像になりますので、御参考いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 その他報告事項についての説明が終わりました。

質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 このスケジュールを見ますと、8月、9月、10月、私はちょっと病気で欠席しました。

これからの話ですけれど、私は、この教育振興基本計画にずっと自分の意見を言ってきました。それによると、私の意見は全く無視されている。

そういうことで、まず聞きますけれど、教育基本法、義務教育の定義を教えてください。何のために——法律じゃなくて教育基本法の義務教育の定義。

○中嶋教育政策課長 済みません、ちょっと手元にご覧いただけますけれども、申しわけありません。

○中野委員 義務教育は、子供たちが社会に出て、国民の一構成員として、社会人として全うするための学問を学ぶとか、たしかそうになっているんですよ。

私はこの間から言っているけれど、学力向上は、どこにも出てきていないじゃないですか。あれだけ議論してきたけれど、何のために議論したか。何年たっても全国平均点数を上回らん。こんな状況で、こんなわけのわからない抽象的なことを書いていてですよ、これは前のやつとどこが違うんですか。そこを区別してください。前回のやつと何が違うか。

○中嶋教育政策課長 お手元の資料の20ページでございますけれども、先ほどちょっと幾つか御紹介しましたけれども、学力の関係で申し上げますと、その下の施策の5に、「確かな学力を育む教育の推進」ということで、一つは高等学校の学力の向上の関係、それと教員の授業改善と。そういったところを、新たにちょっと中

身を改善して、書き足しているところがございます。

○中野委員 きょうは、もう議論はいいですよ。ぜひ、秋田県とかあそこら辺のやつと見比べてみてください。私は、1人でもいいから、これに絶対に最後まで、定例県議会で反対しますよ。委員会の多数決ですけれどね。選挙に負ければ、このまま出してください。勝ったら、必ず私はここに帰ってきて、絶対、こんなわけのわからない抽象的なやつは、否決に回ります。

○渡辺委員長 ほかに御質疑ありませんでしょうか。

ないようでしたら、次に進みますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 その他報告事項についての質疑は、ここまでといたします。

それでは、各課の説明及び質疑が全て終了しましたので、総括質疑を行います。

教育委員会全般についての御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございますでしょうか。

○徳重委員 けさほど、テレビ放映があったようではありますが、県立の商業高校の体育館に生徒が皆さん集められて、礼儀の作法を指導したというようなことで。

どうもいろんな話が出ておりましたが、あの全国放送なるものが、現場の声もしっかり聞かずに、ああいう形で放映されるということはいのかなという、私は印象を持ったんですよ。そんなに悪いことではない、当たり前のことを指導されているのに、あたかも威圧的に先生方が指導をしているというか、いじめじゃないに

しても、何かそういう印象を与えてしまって。私は、関係機関に異議申し立てをすべきじゃないかと、ああいう報道はいかがかないという感じを持ったんですが、誰か見られた方はいらっしゃるかもしれませんが、ちょうど8時半から9時ぐらいまでの20分ぐらいやっておったと思いますが。誰か見られた方で、印象を持たれた方——商業高校でしたら、高校の先生方で見られた人がいらっしゃるかと思いますが、いかがでしょうか。

**○渡辺委員長** まず事実認識として、きちんと徳重委員がおっしゃっている報道自体を押さえて、教育委員会で把握があるのかというところから、まず御答弁をお願いしたいと思います。

**○川越高校教育課長** 御指摘のありましたことは、大変御心配をおかけをしまして申しわけなく思っております。

報道された学校は、延岡商業高校で、礼法指導の実践でありました。今回報道されましたのは、けさのフジテレビ系列の「とくダネ！」という番組の、9時ごろの時間帯であったと思います。今回の件、流出しました写真というのは、ちょうど、延岡商業高校の生徒が前に立っている先生に向かってひれ伏しているように見える写真が、ツイッターに掲載されていたということで、ツイッター上で、さまざまな批判的なコメントが集まっているということでありました。

3月4日の月曜日に、この件に関して、学校より本課のほうへ相談を受けたわけですが、それは、このツイッター等の画像の削除をどうしたらいいかということに関しての相談依頼でありました。

その後、学校のほうに取材の依頼があり、ただ、ちょうど高校入試の期間でありましたので、学校のほうとしても、現在ちょっと対応が難し

いということでお断りしたんですが、電話だけでもというような形で取材の依頼があり、また、昨日に教育委員会のほうにも取材が来られ、急遽、きょうの朝に放送という流れになったところでもあります。

問題の画像は、確かに生徒が先生に頭をひれ伏しているように見える写真ではあるんですが、これは、ちょうど延岡商業高校が、12月に、販売実習という地域と大変一体化しました伝統的な実習をやっているんですが、まさにそのスタートの段階の礼法指導の場面というところで。これも生徒が無断で撮ったような写真ではなく、学校が、自分たちの学校の礼法指導を一つやっている実践として、恐らく教員が写真を記録として撮りまして、自分たちはこのような実践をやっているということで、2017年の9月ごろに学校のホームページに掲載したものであります。

それが、今、突然このような形でツイッターに出てきたわけなんですけど、もともとの学校のホームページは、その流れで見ますと、礼法指導を丁寧に始めていって、その延長の中で、地域に密着した販売実習が行われているという一つの流れがわかるものではあるんですが、今回、そのスタートのところの、たまたまその前に立って話をする先生が先に礼をしまして、ちょうど卒業式と同じような感じで、その後に生徒が頭を下げているという場面でしたので、先生が頭を上げていて、生徒だけが一方的に頭を下げているように見えるという写真が掲載されるということになったわけです。そのことで本日は報道されたわけなんですけど、このことにつきましては、きょうもさまざまな方面から電話等での問い合わせ等を受けたところでもあります。

概略は、以上であります。

**○徳重委員** 先生が礼を失することはいかんと

ということで、同じ目線かどうか、先生も座ってお互いに頭を下げているんだったらいいけれど、ずっと下げさせているんじゃないか、30分なり1時間なりそういうことをしているんじゃないかというような印象を与えてしまったというようなこともあったようでありますし。これは、今回だけではなくて、あのような指導は何年か続いているんだそうですね。私は、何ら特別悪いことをしているとはどうしても思えなかったんです。それで、あのような形で全国放送で報道されたことは、非常に残念だなと思ったところですよ。

県教委としては、このことについて抗議するというか、何もしないんですか。何か、私はどうも腹が立ってしょうがなかったんですが。

**○川越高校教育課長** その画像に関しましては、削除の依頼をしているところではあるんですが、なかなか、このツイッターとかの削除は難しいところがあるということで。それと、個人名の攻撃とかそういうようなものに関しては、今、元画像に関しては削除依頼をしているところでもあります。また、元のホームページの画像につきましては、既に掲載をしております。

**○徳重委員** 今されている指導は、やはり今後ずっと続けていかれる予定ですか。

**○川越高校教育課長** 現在やっている商業高校の礼法指導も、確かにその写真の場面は正座をしているんですが、礼をしているのはまさにその時間帯だけで、その後はすぐ足を崩すという形で、長時間、体育館の床に正座をするようなものではございません。

したがって、この指導自体については、私たちは問題がないと考えているところではあります。このような違和感を覚えた声があったということは真摯に受けとめて、また、こういっ

た礼法指導とか、挨拶指導とかの意味を、やはり生徒たちにきちんと伝えていく努力をしながら、なぜこういうことをやるのかということもしっかり教え、理解していただくことは続けていきたいと思っております。

また、このSNSの問題につきましては、現在、弁護士等に相談しているところであります。

**○徳重委員** もう最後にしたいと思いますが、とにかく礼法指導というのは、もう絶対的なもの。今まで、家庭でそういうしつけとか礼の仕方というのは、我々のときには教わってきたつもりなんです。今は学校任せになっているような感じさえするし。また、実業コースであるがゆえに、高校からすぐ一般社会人になるという方が多いこともあって、そういう指導をされたんだろと思ってますし。ぜひ、いいことは続けなきゃいけないと思っていますので、これにめげることなく、前向きに進めていただきますように私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○中野委員** 皆さんも御存じだと思いますけれど、女の子が虐待で死にましたよね。あのとき先生に、「お父さんにいじめられております。先生、何とかありませんでしょうか」というのが公表されましたよね。あれを見て、本当に何とかならんかったのかなと思うんですよ。

それはそれとして。今、私も身近に孫がいるので、いろいろ興味があつて話を聞いているんですけど。やっぱり、いじめと意地悪。要は、先生によっては、例えば、意地悪をした子供とされたほうをしっかりと呼んで、説得して解決する先生。それと、そういうのがあつたけれど、何にもせんで、見つかったからそれで終わりという2つパターンがありますわ。これは市町村の教育委員会もかかわることだけれど、しっか

りそういう研修で。先生のそういう無責任さが、やっぱり意地悪からいじめになったりするんじゃないかなと思うんですよ。本当に、そのところは先生の差がありますけれどね。絶対そういうようなことがないように、そういう意地悪とかがあったら、しっかり犯人——犯人とは言いませんけれど、原因を見つけて、説得をして納得をさせるような。そういう先生の差があるな、やっぱり。ワーワー騒いでいるクラスがあると思うけれど、そこにある先生が行ったら、びたっととまるんですよ。

本当に、今の先生方は大変だと思えますよ、何かしたらすぐ親からクレームが来て。なので、やっぱりそこら辺は我々も応援するし、PTAも応援するし、やっぱりしつけの部分は、しっかり先生方も強くなって発言するような雰囲気づくりを——PTAは何のためにやっているかなと、いつも思うんですよ。やっぱりPTAなんかを入れ込んで、そういう子供の指導についてしっかり、親のクレームを恐れずにやるぐらいじゃないと。本当に私は、学校教育とは何かかなと。しつけもできん、何か言えば親の、クレマーを怖がってできないというのは、私は本当に——今は卒業式に行って、「仰げば尊し」を歌うのかな。時々、聞いたか聞かんような…。学校の先生がしっかり自信をもってやるためには、もうちょっと周りがしっかり応援するような体制をつくるべきじゃないかなと私はつくづく思っていますよ。卒業式に行っても「我が師の恩」なんて、今ごろは全然ないかなと思うぐらい。これはやっぱり、みんなですっかり対応すべきじゃないかなと思っています。

最後に、教育長、「贈る言葉」を。何か、今のことについて。

○四本教育長 いじめ問題に限らず、学力向上

についても、先生によって技量と申しますか、実力が違うのは、これはもういたし方がない、ベテランもおれば新採もいるわけでございます。

特に最近、小中学校で退職者がどんどんふえているということは、それだけ新しい先生がふえてくることでもありますから、その水準をいろんな意味で保つということは、大変重要であると思っております。

したがって、事業の中にもありますけれども、いろんな研修制度なりを一層充実させて、当たり外れの余りないような、そういう学校現場にしていけないといけないと思っている次第でございます。

○中野委員 小学校、中学校あたりの子供たちの、先生に対する尊敬というのかな、親にクレマーなんかいたりするとそんな雰囲気になるのかなと思ったりすると、本当に教育現場は大変だと思えます。

やっぱり、それはしっかり教育長を中心に。げんこつぐらいやっているといいんじゃないかと。「うちの孫には、げんこつでも何でもやっているとよ」って言うけど、全然げんこつは、ようくれん。そんな雰囲気ですから、やっぱり教育現場ももうちょっと変わらんと、これからいかんのかなと思えます。

○渡辺委員長 よろしいですか。ちょっと1点だけ、先ほどの延岡商業の関係の件で確認ですが。

保護者とか生徒の方から、何らかのことについての申し出があっているというような事実の有無と、あともう1点だけ、礼法指導と言いましたが、それは、商業高校なのでビジネス作法としてやっている範疇なのか。それとも、ほかの学校も含めての、礼儀というレベルのこと

で取り組んでいるのか。先ほど徳重委員からもあったように、商業高校なので、すぐにビジネスに接するような環境にあるので、ビジネスのマナーの一環としてやっていることなのか、位置づけだけを確認させてください。

○川越高校教育課長 保護者や生徒から直接訴えがあるというものではありません。また、ツイッターにつきましても、誰が投稿したものかというのはわかっておりません。なかなか発信元というのはわからないような状態であります。

また、礼法指導というのは、どの学校でも大なり小なりやっているものではありませんが、特に産業系の学校は、やはり就職につながるというものが多だけに、特に重視しておりまして、その礼法指導の型というのは各学校の独自のものです、やはりそれぞれの伝統、それぞれの学校の重んじるもので微妙に違いますので、県として統一して、このような形でやるとかいうものを決めているものではありません。

ただ、その中で、特に商業高校は直接接客にかかわるものだけに、やはり先生方がどの学校以上にも礼儀や挨拶というのを重んじるということを、これは授業だけではなく学校全体で、例えば、部活等においても非常に挨拶がいいというようなところを徹底しているところはやられていると思います。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

その他ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩します。

午後 2 時26分休憩

---

午後 2 時29分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、3月12日に行いたいと思いますが、3月12日は教育委員と意見交換を先に実施しますので、再開時間を午後 1 時とし、教育委員との意見交換を実施後、採決の時間は意見交換終了後の午後 2 時10分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 暫時休憩します。

午後 2 時30分休憩

---

午後 2 時31分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

委員の皆様、大変お疲れさまでした。

午後 2 時31分散会

平成31年 3月12日(火曜日)

---

午後 1 時 2 分再開

---

出席委員 (7人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	河 野 哲 也
委 員	凶 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

---

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
-------	-------

教育委員

教 育 委 員	松 山 郁 子
教 育 委 員	松 田 聖
教 育 委 員	高 木 かおる
教 育 委 員	木 村 志 保

---

事務局職員出席者

政策調査課主査	甲 斐 健 一
議事課主任主事	石 山 敬 祐

---

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

一言、御挨拶を申し上げます。

きょうは、大変お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。県議会の文教警察企業常任委員会の委員長を務めております、宮崎市選出の渡辺でございます。あとは、座つ

て少しお話させていただきます。

皆様には、日ごろより本県の教育の発展のために多大な御尽力をいただいておりますことに、心からお礼を申し上げます。

我々、県議会文教警察企業常任委員会といたしましては、教育委員の皆様の本県教育に対する思いを、きょうはお伺いをして、課題等に関する共通認識を深めたいというふうに考えまして、教育委員会執行部の御協力もいただいて、今回このような場を設けさせていただきました。

皆様におかれましては、それぞれのお立場での業務等がある中、このような貴重な機会をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

本日は、主に2つのテーマに沿って進めさせていただきますが、その後にその他ということで、少し自由なお話もさせていただければと思っております。

ただ、くれぐれもこれは、常任委員会の議事録に残る形で行っておりますし、我々のほうも何らかの結論を導き出そうという性格できょうの会合を行っているわけではございませんので、短い時間ではございますが、普段皆様を感じられていらっしゃることを率直にお話をいただきまして、本県の将来を担う子供たちの健やかな成長のために、本日の意見交換会が実り多いものとなりますように、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、早速ですが、お手元に配付の式次第によりまして進めさせていただきます。

まず、文教警察企業常任委員会の委員を御紹介をさせていただきます。

大変申しわけございません。きょう、日高副委員長が、途中からの参加になります。こちらに欠席があるような状況で申しわけありません

が、御了承いただければと思います。

それでは、まず、向かって皆様から左側になります。都城市選出の徳重委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

向かって右側になります。延岡市選出の河野委員でございます。

児湯郡選出の函師委員でございます。

それでは、きょう島原委員が御欠席とお伺いしておりますが、御出席をいただきました教育委員会の委員の皆様、自己紹介をお願いしたいと思います。松山委員からということでよろしいでしょうか。お願いいたします。

**○松山教育委員** 皆様、こんにちは。教育委員の松山郁子と申します。仕事は弁護士をしております。平成14年の10月に宮崎に登録しております。教育委員は、平成28年の10月から務めさせていただいております。

きょうは、どうぞよろしくお願ひいたします。

**○松田教育委員** こんにちは。教育委員の松田聖と申します。委員になりまして2年目になります。もとは、5年ほど前までは事務局のほうに携わっておりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○高木教育委員** こんにちは。高木かおると申します。昨年の4月から教育委員を拝命しまして、ちょうど1年を迎えようとしております。仕事は、ゼロ歳の子供たちから小学校6年生まで、また、不登校、登校拒否の問題などもお仕事として行っているところです。きょうは、忌憚のないところで学ばせていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○木村教育委員** こんにちは、木村と申します。私は去年の12月から教育委員に携わらせていただいております。普段は、仕事は午前中は小学

校の算数の少人数制のほうに入らせていただいて、昼からは、放課後子ども教室で活動推進員として従事しております。きょうはよろしくお願ひします。

**○渡辺委員長** どうもありがとうございました。

四本教育長も一緒に入らせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、意見交換に移りたいと思います。先ほど申しましたように、本日はまず、教職員の働き方改革についてというテーマで意見交換を行わせていただき、その後、開かれた学校づくりについてということで意見交換を行います。その後に、その他ということで、それ以外のテーマについても、少し時間を持てればと思っております。

後の採決の関係もありますので、長くなりましても2時には終了するつもりでおりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、まず教職員の働き方改革についてですが、まずは文教警察企業常任委員のほうから、このテーマについて御意見等、お話がありましたらお願ひをしたいと思います。いかがでしょうか。

**○函師委員** 今、教員の方々の働く環境が、我々が小中学校のころとすると大きく様変わりをしておると思います。例えばですが、教職員の方々の負担を軽減するために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールサポーターや今後はいろんな事務的なサポートをする専門職や、あと法律関係の専門職も学校に配置されていく方向性だと思いますが、さまざまな方々が学校を支えるという、また分業をしていくという形を今、形づくっていかうとしているわけなんです。果たしてそれが本当に機能しているものなのか。特に、私は以前、医



療ソーシャルワーカーをしておいたものですから、スクールソーシャルワーカーの方々の役割は、非常に大切だと思っておりますし、県の教育委員会のほうとしても、ソーシャルワーカーなりカウンセラーもそうですが、増員また勤務時間の長時間化、もしくは処遇の改善等々含めて、事業展開されているのはわかるんですが、じゃあ、先ほど言ったいろんな専門家が学校の中に入ることによって、果たしていじめが減っているのか。不登校が減っているのか。そういうものの効果が、果たしてどの程度、今見えてきているのか、そういう部分に関して何か御意見があらればまずお聞きしたいと思うのですがいかがでしょうか。

**○渡辺委員長** とりあえず今、御指摘ありましたので、今の件につきまして何か御意見がございましたらという形で進めさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

**○松田教育委員** スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、そういった方々を学校に配置して行って、確かにそういった専門家の方がその子供を見て、今後どうあるべきかというアドバイス等はたくさんいただいております。

ただ、残念ながら複数校を兼務している形が多いですので、今、図師委員が申されたように、できればその人たちもその学校だけで、もっと深く見つめていただくような形で子供に接することができればということで、このスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー等につきましては、多くて問題はないと思いますので、ぜひふやしていただければと強く思っているところでございます。

**○高木教育委員** いじめ、不登校は減ってきているのかという御質問ですが、実態としては、

県教育委員会は他県にも先んじて詳しく調査をしていることもあって、数字的な減りというよりも実態をよく捉えているのではないかというふうに思っています。

問題は、今後この子供たちの実態を踏まえて、どう対応していくのか。いろいろと報告を受けられる中では、即時的に対応されて、問題を解消されたというケースが多々出てきており、対応としては非常に厳しく不登校——我に厳しくですね——厳しくいじめや不登校の問題を捉えていることにより、数字としては極端な減りはなくとも対応はきちんとされてきているというのを、報告等やまた、現実には地元の小学校・中学校でも感じてはいるところです。

このソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーが、非常に機能的に学校と連携をとっている、双方関係にあると思うんですが、今、松田委員がおっしゃったように、やはり1人の方が抱えるケースが多過ぎるというのが、これからの課題なのかと。いかに、ふやしていくというか、そういう課題が少し残っている。

ただ、一方では、都城のほうとかでふやしていただいたりして、少しずつスクールソーシャルワーカーとかの働きが大きいということが、現場から上がっていることにより、ふえてきているという実態もあるのかなというふうに思っています。

**○図師委員** 本当に、率直な御意見ありがとうございます。

ただ、やっぱり我々も現場のスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーの方と意見交換させていただいたり、実は私が勤めていたところの精神保健福祉士を持った方々がスクールソーシャルワーカーになられている方もいらっしゃるし、その方々から直接お話を聞く

と、今高木委員が言われたとおり、学校では問題を顕在化させるために、非常に細かな事例からも拾い上げて、早期の対応をしている。なおかつ、先生方が保護者の方との対応には、やっぱりかなりのエネルギー、ストレスを感じるということで、カウンセラーなりソーシャルワーカーが入ることで、非常に動きやすくなっているという面もある。

しかし、逆に言うと、学校側の情報がカウンセラーなりソーシャルワーカーまで100%届いていないんじゃないかというのもあります。今、出たとおり、ソーシャルワーカーは数がまだまだ少ない。ですので、教育事務所に基本配置されており、松田委員が言われたように複数の学校を担当されています。

そうすると、学校も悪い情報を上げることに抵抗があるところもまだまだ残っておるのか、問題が重症化してからでないかと介入できないというケースも多々あるみたいです。

そうになってしまうと、なかなか早期の改善に結びつけるのも難しく、御存じのとおり、不登校なりが引きこもりの原因にもなりますし、学校のときの不登校、引きこもりを改善することが、成人の引きこもりを解消していくことにもつながりますので、いかにこの小中学校のいじめ、不登校というところの早期解決を図っていくかが、非常に今求められておるところですし、それが学校の先生方の働き方の改革の一つの手段にも大きく貢献していくとは思いますが、ぜひ教育委員の方々も現場のカウンセラーとかソーシャルワーカーの方と意見交換をされる機会があると思うんですが、よりそういう専門職の方々働きやすい環境をどうしたらいいのかというのも聞いていただいて、またそれを教育委員会の中で揉んでいただくというようなこと

をしていただければ、ありがたいなと思います。

○渡辺委員長 よろしいですか。もし、今の件で何かございましたら。

○松田教育委員 最近、家庭での暴力とかで児童相談所の対応が遅いとは言われますね。現実、学校でもそういった問題に対して児相と相談はするんですけども、児相のほうも実はもう、2カ月、3カ月先まで詰まっている状況があって、そういった意味では本当に、凶師委員が言われる、子供たちのことを考えたときには、児相のほうともやはり連携していかなければいけない。しかし、児相のほうも、もう今手一杯の状況があるということを見ると、問題が大きくなってとか、もう何ていうか、タイミングがずれてしまって二、三カ月後にしか面接ができないような状況があって、そういった意味では、その連携なり、または充実というのを図っていかないと、まだまだ改善は難しいんじゃないかとおります。

○徳重委員 いろんな不登校が若干ふえているんじゃないかなと感じているわけですが、そういった子供がクラスに、例えば1人いた場合でも、その先生は非常にそのことがなかなか解決まで——自分のクラスの子供をちゃんと指導していかないといけない。それはもう絶対的なものなんですけど、この1人の子供のために相当御苦労されておると思うんです。

それで今、おっしゃられるようにソーシャルワーカーなりがおいでになって、援助していただくわけですが、そこでもその担任の先生の負担が非常に大きいと思うんですが、そういったときに校長なり教頭なりの先生方が支援されるものか。それとも、教育委員会とも相談されるのでしょうか、そこ辺の連携というのはいまうまく行っているのかなと。もう、1人で悩んでいらっしや

るんじゃないかなという気がしてならなかったものですから、そこ辺の解決策はどうされているものか。例えば、それぞれのクラスに1人、そういった不登校児なり、問題児がおったときの処理の仕方とか、どう考えていらっしゃるんですか。

**○木村教育委員** 済みません、実際に私の娘のクラスでも、中学3年生なんですけれども、やっぱり不登校にあった子がいます、原因が家庭内における問題だったので、担任の先生がなかなかそこまで入り込めないというのを聞いて、たまたま娘が友達だったもので、周りが、私たち親の、母親同士の友達とかそういったのが、できるだけ学校が入り込めないようなところまで入って助けてあげたというのはあるんですけれども、中学校は3年間しかないの、結局行かないまま卒業を待つてしまう。

ただ、その先に高校受験とかを控えているから、その子がもっと悩んでという時期があって、学校の担任の先生もなかなか、その子だけではないので、1人ではないので、しんどいやろうなというのがあったので。もちろん学校側にもソーシャルワーカーにも相談されていたんですけれども、友達だったり何なりが、もっと手助けできる環境とかがあったので、まだそういったのもふやしていければいいかなと思いました。

**○徳重委員** それこそ、大変なことだと思いますが、もう時間的に余裕がないというのが実態だろうと思うんです。

学校の先生というのは、話をすると、本当、家庭のことまで聞かざるを得ない。そうすると、どんどん深みに入って行って、もうどうしようもなくなってしまうようなことになっていくのではなかろうかなと心配するわけで、そこで児相なり、それぞれの関係機関との連携も必要か

と思うんですけど。今、どうしたら少しでも早く解決できる方法が見出せないかなというのが、我々外から見ておってわからないんですけど、そこ辺、何とかアドバイスできるような体制づくりとか、どこかでそういうアドバイスができるような場所があっいいんじゃないかなという気がするものですから、今質問してみました。

**○横田委員** 先日の委員会、来年度から検証という形ですけど、スクールサポートスタッフ配置事業を始めていただくということで説明がありました。授業の準備とか、採点業務の補助、また学習プリント等の印刷など、いわゆる先生が授業に専念できるように、それ以外のところをサポートしていただくということで、非常にいい効果が出るんじゃないかなというふうに思っているところなんですけど。うちのことでちょっと恥ずかしいんですが、うちの息子も中学生のころに学校にときどき行けない時期があって、先生がうちまで迎えに来てくださったんです。それで、先生が来れば行くんですけど、もう本当ありがたかったんですけど、先生も本当大変だなと思ったんです。もう、家まで迎えに来ていただいて、迎えに来させる子供のほうが悪いんですけど、でも先生の業務ってどこまでするのが適当なのかなってよくわからないんです。

このサポートスタッフがどこ辺までの授業の内容とか、それになればいいのかなと思うんですけど、そこらあたりの考えをお聞かせいただけないでしょうか。

**○四本教育長** スクールサポートスタッフというのは、あくまで教えるということではありませんので、授業の中に入って行くとかはありませんから、授業の準備、これが結構、実際は時

間がかかるんです。前の夜遅くまでというのは、大体次の日の授業の準備を先生がしている。それから、いろんな雑用というところとあれですが、プリントコピーであるとか、テストの採点であるとか、そういうことに限られると言ったらいいでしょうか。それがスクールサポートスタッフであります。

本来は、これはもし予算がいっぱいあれば、もうたくさん雇ってどっとやればいいんですけど、予算の面がある。

それから、議会等で御説明しておりますとおり、どういう人にやってもらうかという、先生のOBであるとか、あるいはその学校をよく知っている保護者や元保護者であるとか、そういう方をお願いということで、やってみないとその人たちがどのぐらい集まるというか、お願いができるのかわからない面もあるんで、そういうこともあって、ちょっと限定的といいますか、モデル的にやってみようということです。

そういうことで、やっぱり少しでも先生が、よく言いますように子供と向き合う時間というのをやっぱり確保してもらおうということでございます。

**○渡辺委員長** 今度のスクールサポート事業とかについて、委員の先生方からも、どういうことを期待したいということも含めて、御意見ありましたら。

**○高木教育委員** 働き方改革で、部活動がメインになりがちですが、もちろん部活動は、中学校で先生方の大変な負担が来ているとは思いますが、ときどき学校にお邪魔したりしても、周辺業務も、プリントとか、いろんな授業の準備に当たるまでのさまざまな採点業務とかも含めて、この書かれているものが非常に負担になっているのは事実だと思います。

この周辺業務をいかにこう軽減できるかと。ただ、これは頼めばいいというものでもないので、非常にその辺が難しい面はあるんですけども、試験的に始めてみて、この効果が恐らく大きなものがあると思うので、できれば裾野が広がると学校の先生方の負担もどんどん軽減されるんじゃないかと期待しています。

**○渡辺委員長** それでは、働き方とも関連があるかと思います。次のテーマの開かれた学校づくりというテーマで、委員の皆さんから御意見ありましたらお願いしたいと思います。

**○図師委員** 私、地域のライオンズクラブにも入っております、その活動の一環でコミュニティースクール事業にも参画しております。先日も、中学校に行きまして、高校入試の際の面接官——面接があるんですが——その面接官のボランティアをしてきたところです。学校の先生たちも面接指導はされているんですが、部外者を入れて、面接を模擬的にやるということで、子供たちも違った緊張感を持って面接の練習ができるということで、われわれも非常に新鮮な気持ちでボランティア活動できますし、生徒なり学校のほうにもいい効果が出てくれればなと思ったところですが、その他もろもろ、今、本当に学校外からいろんなボランティアの方を学校に招き入れてという環境が整いつつありますが、私、やっぱりちょっと恐れもあって、以前もそうでした。

池田小学校の事件があるまでは、やはり学校にボランティアの方を地域から招き入れてどんどん交流していきましよう。ところが、あの事件があつてから、一気に学校はその扉を閉ざして、ここに来てまたようやくそれが開かれつつあるなどというのはいい傾向だとは思いますが、やはり危機管理というところもしっかり視

野に入れながら、開かれた学校づくりをしないと、これがまたちょっとしたことで、ああいういたたましい殺人事件まで行かないにしても、生徒が何か危害を加えられたり、もっと言うところセクハラ、パワハラみたいなことがボランティアからあったとかなると、また一気に地域との扉が閉ざされてしまいますので、受け入れる側の体制を、また、適当かどうかわかりませんが、どういう人材の方が入ってきていただいているのかというところを、学校とまた教育委員会のほうでしっかり把握していかれる必要があるんだろうなとは思っておりますが、それに関して何か御意見があれば。

○渡辺委員長 今の点について、委員の先生方から、もし御意見ございましたら。

○松山教育委員 危機管理に関しては、やはり図師委員の言われるとおり、最も大事な観点だと思います。

お言葉に出てきたコミュニティースクールに関しては、県立の学校に関しては、これからというところではあるんですけども、特に学校の中に、まず制度として学校運営協議会をつくった上で、地域の方にもちゃんと推薦を受けた上で入っていただいて、ちゃんとメンバーを確定させた上で地域と連携していくという制度ですので、そういった意味でも、単純な人と人、地域の方のボランティア的な精神で来ていただくだけではなくて、ちゃんとメンバーとして自覚、責任を持っていただいて、一緒に協働で働いていただくという形になりますので、組織として確立していくことがやっぱり安全にも資するのかなというふうには感じております。これからまた、検討していきたいと思っております。

○中野委員 済みません、私、開かれた学校づくりという意味がわからないんです。委員の皆

さんは、どういうふうにとっておられるのか。非常に難しいですよ、開かれた。監視をしっかりとするという話じゃないし、逆にね。

○渡辺委員長 その辺のところ、もし、ございましたら、よろしいですか。

○松田教育委員 やはり、もう今学校だけでは、何とか存在し得ない。今、家庭教育とか社会教育とかそういったものとの連携なくしては、もう学校というのは成立し得ないという意味で、また、学校の取り組みは学校だけで存在し得ないことの裏返しとしては、周りの協力なくしては今の学校は存在し得ない部分があると思うんです。

また、家庭教育についても、今まで言われていました家庭教育が弱まってきている。それから、それに対して学校がどうかかわっていくか。やっぱりもう、入っていかざるを得ない状況になってきているわけですから、そういった意味では地域の方の応援も必要ですし、家庭に対して入っていくことも必要です。家庭に対して教育していくことも、やっぱり学校もせざるを得ない状況になっていますから、そういった意味では、学校の抱えている問題、学校が今からやろうとしていることを周りの方に伝えていくという意味がやっぱり含まれているんじゃないかなと思っておりますけども。

○横田委員 今、県外に出ていく若者が非常に多くて、何とか県内に残ってもらおうという取り組みがいろんな形でされておりますね。

若者に県内に残ってもらうためには、やっぱり地元——歴史も含めてです——地元のことを知る、地元へ愛着を持つ、また地元のために働きたい、そういう思いを持ってもらうってすごく大事なことだと思うんです。

今、そういった意味でも地域が子供たちにい

ろんなイベント、催しとかに出てきてもらって、いろんな段取りをするんですけど、でも例えば土曜、日曜とか、スポーツ少年団に皆忙しくてなかなか出てきてくれないんです。

スポーツ少年団の活動なんかもすごく大事だとは思いますが、そこらあたりの、何といいますか、地域が子供たちを教育していこうという、それにどうやって子供たちを導いていくか。すごく難しいなと思うんですけど、そこらあたりをどのようにお考えでしょうか。

**○木村教育委員** 学校とかでも地域交流授業とかいうのがあって、地域のお年寄りの方とゲートボールをしたりとかいろいろつくったりとかがあるんですけど、そのときに学校の先生たちはなかなか地域のことを御存じないので、その間に入って、アドバイザー的ではないですけどつなぐ役割の人が必ずいたほうがいいなというのはいつも思っていて、先ほどおっしゃられたように、土日はなかなかスポーツ少年団があって、みんな参加できないんですけども、地区で歩こう会があったりとかマラソンがあったりしたら、私は自分が放課後子ども教室をしているので、その子たちと一緒に出すようにはお願いしています。

そうしたら、地域のおじいちゃん、おばあちゃんと仲良くなったりして、登下校とかでも顔を合わせるようになるので、その方々が学校に来たら、池田小のようなこともなくて、安心だなと思えるのがあって、それが世代を超えて40代、30代とかにも下がっていったらもっともつながつていくんじゃないかなと思って、地域を活性化するために学校の果たす役割は多いと思うので、そういったことを大事にして取り組んでいきたいなと思っています。

**○高木教育委員** 確かに、土日は少年団だと

何だとかで忙しくて、地域の子供会とか保育連とかありますが、なかなか子供たちが集まらない実態はずっと続いているのが現実です。

今、教育委員会で、高校のほうで、県立学校を核とした、まち・ひと・しごと創生推進事業というのを始められようとしていますけど、これから本当に学校が地域の核になるっていうんでしょうか。学校任せでもいけないし、地域任せでもいけない。双方がお互いに、こう力を出し合うというんですか。

ある事例で、学校の授業の中の一環で、地域の方々に来てもらう。PTAに計画してもらって、いろんな職種の方が地域におられて、保護者にも。その方々が来て、自分たちでブースをつくって、こんな仕事——保育士だとか、看護師だとか、いろんな職種の方がこういう仕事をしているということ子供たちにスタンプラリー式でやってみてみたいなんですけど、そうすることで、学校の中に地域の方々が、居場所をつくり、自分の仕事を伝え、そして地域でもこんな仕事があるんだよという意味で、双方関係がとてよかったという話を聞きました。

今度、この高校を核とした創生推進事業が、地方創生という意味でも学校をうまく地域にも利用してもらうというんでしょうか。学校は、逆にその地域におられる人材といいましようか、来られたついでに働いてもらうというんでしょうか。待っているだけではなく出かけていくことも大事だし、ただ、出かけていくことで学校の負担がふえないように、双方関係というのがこれからは大事なのかなと。

今、できることというのは具体的には浮かびませんが、この事業がうまく回りだしたら、非常に、地域の眠っているというか、起きていらっしやるんだろうけど、学校に目が向いていなかった

た方々がもっと学校に、学校を核として自分たちも地域の一人として、何かできることがもっとふえてくるのではないかなというふうに期待しているところです。

○横田委員 ありがとうございます。スポーツ少年団の指導者の皆さんたちも、すごくやっばり子供たちのことを考えてやっていただいていると思うんです。

でも、例えばそのほかのこと、地域の行事に参加するとかそれも子供の成長にすごく大きな影響があると思いますので、みんながそのほかのところの行事まで思いをはせて、自分のとこだけじゃなくて、みんなが協力し合うようなそういう関係ができるといいなというふうに思います。

○松山教育委員 連携という意味でなんですが、他県に視察に行かせていただいた際に、もうコーディネーターという方がおられて、地域と学校を連携させ、まとめて——そこはもうコミュニティースクールが定着化していたところなんですけども、学校行事やその地域の行事、あといろんなスポーツの行事に関しても、全部を把握した上で、年間計画を立てられるといったような制度をとられているところがありまして、そういった形になるのが私も理想かな。なかなかその組織がうまくいくには、そういう人材がおられないと難しいところはあると思うんですけども、そういった形で連携ができて、それぞれが活躍していければいいかなと思います。

○松田教育委員 松山委員が言われたものの追加という形になると思うんですけども、このコミュニティースクールにつきましても言えるかと思うんですが、学校の行事と地域の行事、これをすり合わせて、例えば10月の第3日曜日は何があるとか、地域でこんなことがある。また

は市町村においては一斉清掃があるという形で、そういったのを事前に連絡をとって、その日にスポーツ、要するに部活動だけではなく、地域によっては、私がいる地域では一斉清掃のときに小学校の子供会とかスポーツ少年団、または部活動の子供たちが一緒に清掃してくれたり。それから地域で文化祭とかがございませよ。そうすると、学校の放送委員が地域のほうに出て司会をしたり、または吹奏楽部の子供たちがその文化祭に参加してより盛り上げてくれるようなこともありますので、まだまだ不十分だと思いますけども、そういったところが今後コミュニティースクールなり、または今まであった学校支援地域本部事業等でだんだんと進んでいくんじゃないかなと思っております。

○中野委員 今、私は孫と一緒に住んでいるんです。それで、娘は熊本。熊本と比較しながら見ている。すると今、皆さんが一生懸命考えられて、学校でのコミュニティーがどうのこうのとか言うじゃないですか。それで、私はそういう理想の姿と現実の姿が余りにも離れているのかなと思うんです。

おととい日曜日、初午祭があつて、今本庄高校の校長先生がかわって、初めて地域のそういう行事に出るとか。だから、私は何でもそうです。そこの学校の校長先生がどういう考え方を持つかでかなり差が出てくると思うんです。

だから、教育委員の皆さんとしては、教育委員会と話してやっぱり、同じレベルの考え方を持ったトップリーダーを育てるというのかな、現実も含めて、ぜひやってもらいたいんです。教育委員会ですら議論しているんじゃないで、本当に校長に伝わるようなそういう考え方。本当に学校の先生は、わんぱくな子を抱えて大変だなと思って。いろいろ見えていますけど、何か

理想の世界が多い。それを現実に直すようにやっぱり、しっかり委員会、委員も含めて議論していただきたいと希望しておきます。

**○渡辺委員長** 関連して、私のちょっと個人的な発言ですが、私は小学校と中学校の子供がいる保護者でもありますけど、今開かれた学校づくりとか地域の人材の活用という観点で考えていくときに、保護者なので先生たちのことがある程度わかりますが、学齢期の子供がいない地域の方々から見ると、校長先生と教頭先生ぐらいしか、場合によっては生活指導の先生方がちょっとというぐらいはあったとしても、学校の中にたくさんいらっしゃる先生の顔が全く見えない形で地域とのつながりがあるかなという気がすごくして。今、教育委員会でも進めようとしているようなことをやっていくためには、現場の先生方の意識改革というか、例えば、お祭りとか地域の行事に中学生を引率してきているけど、来ている先生は、もちろん引率ですから当たり前かもしれませんが、生徒さんたちとだけ話していて、その周りにたくさんいる地域の人とは一切交流がなく、参加しているけど帰っていくみたいなのも、何となく見えるような気もしたりしているので、こういうことが進むには、学校の現場の管理職ではない先生方も含めて、自ら本当に地域と接しようという、多少なりの意識改革がないと、なかなか開かれた学校というふうにはならないのかなという印象を持つんですが、その辺何か、教育委員会の中で議論があったりとか、先生方のお考えがあったりすれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○高木教育委員** 今のお話も含めてですが、一方で働き方改革があり、非常に先生方の負担を減らすという意味では、ちょっと地元でも出てくる話が、地域の行事にいろいろ出ると働き方

改革と逆行するんじゃないかとかいう声も聞こえてきたりする。片方で、やはり今、渡辺委員がおっしゃったように、やはり先生がちょっとこう、こっちを向いてくださると、地域がこう、何ていうんですか、心が緩むというか、温かくなるというか、そういうことも事実であると思います。

今、非常に、働き方改革を進めなければならない。コミュニティスクールも進めなきゃいけない。あれもこれもとある中で、今大事なことは、できないこと探しよりもできること探しを、先生方もそれから地域も今は求められているのかなと。何ができるのか。これは、保護者もだと思えます。PTAも何ができる。できないからと言ってこう排除するとかいうんじゃないで、できることは何か一つないですかという、そこで助け合うというんでしょうか。

今、この非常にゆとりのない社会の中で、できないこと探しでこう、できないできないと否定的になるよりも、できる、したほうがいいこともあるし、できること探しが今ちょっと大事なのかなと。ちょっと抽象的になるのですが、具体的にどうということが今の段階では言えないんですが、この学校の先生たちに何ができるかとか、地域には、この学校の地域では何ができるかということ、今このコミュニティスクールのこの事業を通して出し合う。たくさん出し合いながら、一つずつ確実にしていくことが大事なのかなというふうに思っています。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。残り時間も限られてきましたけれども、2つのテーマ以外でも結構ですので、御意見ございましたらどうぞ。

**○中野委員** さっき言ったように、私、孫と住んでいます。私もいい歳になって、つらづら思



うにやっぱり義務教育は大事だなと思うんです。歴史だって中学校で学んだことぐらいで大体通用する。そうすると、高校に行ったらサイン、コサイン、タンジェントまで習うけど、高校を卒業したら今まで一回も使ったことないですね。そういうことを考えますと、やっぱり教育基本法かな、もう一つやると義務教育は子供たちが社会に出たときに、やっぱり社会の一員として形成できる知識とか学問とかを身につけるために、無料になっておるわけです。

私、一回聞きたいんです。何でもそうです。学力テストの順番が出ています。私は順番が出ている以上は、やっぱりみんな子供生まれて、もう幼稚園から競争時代じゃないですか。やっぱりそこを目指して頑張るべきだと思っているんです。

ただ、それが一挙に上がるとは思いません。そういう、やっぱり姿勢とか、学力向上の雰囲気とか、そういうことが私は大事じゃないかなと思っているんです。

ですから、例えば、同じ小学校4年生か5年生で、漢字100問テストというのを熊本もやっています。100点とるまでと言ったら無理だけど、2回、3回、同じ問題をやっているわけ。ある学校ってもうわかりますけど、50問テスト1回で終わりです。そこ辺が何か、漢字というのはやっぱり、俺なんか全然漢字書けませんけど大事ですよ。そんなことを考えると、やっぱり教育委員の皆さんは、学力向上について、どういう考え方を持っておられるのか。簡単で、余り必要ないというのか。大事なことなのか。

しつけも大事ですよ。もう、勉強ができれば全て社会に出ていいという、そんな話じゃないですからね。その中で、人間として、学力についての意見を簡単でいいです。本当、大事かど

うか。いや、普通にしとけばいいという話なのか。ぜひお聞かせください。

○高木教育委員 学力というか、知識というのは、生きていく上で自分を助けますし、人ともつながっていくものでもありますし、今おっしゃられたように、学力は大事なんだと思います。

特に、義務教育が大きなウエートを占めているなどというのは感じますが、一方で宮崎県、学力テストの結果に捉われずというと語弊があるかもしれませんが、学力テストの結果にこう、何ていうんでしょうか、そればかり気にかけて、そのための対策をしているというような話も耳にすることもあります。その学力テストの点数を上げるための勉強をするという。

本当、宮崎県が確かな学力ということをよく口にされますけど、教育長を初め、確かな学力がすぐに結果が伴わないものがあつたとしても、身につけていく過程は非常に努力されているというふうには感じています。まだ、結果が数字として表れないのが、中野委員のおっしゃるようなところもあるのかなと思いますが、個人的にも教育委員会としても、学力向上というのは大切な分野の一つだというふうにとられて、皆さんでいつも協議をしているところです。

○松山教育委員 私ども、当然学力はとても重要だと思っていますし、そのためにも、やはり今回のテーマでもある教職員の方が子供さんの学力含めた教育に時間を割けるように、そういう環境をつくっていくことが一番大事なんだと思っています。

また、同時にコミュニティースクールも関係するんですけども、知識だけではなくて、最近は自分で考えて答えを出すですとか、答えのない問題について議論をしたり、考えていくと

いう能力も必要になってきていますので、それも含めた学力っていうことを重視して教育を進めていくべきだと思います。

**○松田教育委員** 私、小学校2年生のときの先生の名前とか、私にしてくださった指導を今でも覚えています。小学校2年というのは、掛け算九九ですね。そうすると、放課後、掛け算九九ができなかったので、しょっちゅう残されていました。それは、やはり先生の思いというのがあったと思うんです。

義務教育の目標の一つに、各個人の有する能力をのばす、これが多分、中野委員の言われている学力の部分とつながると思うんです。そういった意味では、現状に甘んじない、高みを目指すということが、教師として大切なことであると思います。それを県としては、全教職員にそういったことを周知徹底していく必要があるのだろうし、我々が鍛えられたことが今、後輩というような子供たちに反映されることが必要じゃないかなと思っております。掛け算九九は、本当、今でも覚えておりますけれども、それぐらいの熱意が必要じゃないかなと思っております。

**○木村教育委員** 学力向上というか、今の子供たちを見てていつも思うんですけど、記述式とか自分の考えを述べたり、何でこうやって考えたの、判断したのっていう問題を聞くと、今の子供たちって単語だけで会話をします。「先生、教室にプリントを忘れました。」「だから何」って聞くんですけど、周りの大人が手をかけすぎて、その子供たちのをくみ取ってしまって、その子供たちの結論を言わせないような感じになっているんです。だから、もちろん掛け算九九とか、そういう基礎的なものを学校でも教えてあげられると思うんですけど、B問題を伸ばすために

も、周りの大人とかも、その子を「だから何」とか、そういうことを声かけてあげて、そうしたらその子供たちがもっと考える力ができるんじゃないかなと思います。

本を読んだりも大事だよというのもよく言うんですけど、読書をしてても学力がない子供もたくさんいるんです。結局、その子供たちは結論ありきの本ばかり読んで、うやむやというか曖昧な本を読んで、その子供なりの考えとかが持てないというか、そういった子供が多いのかなと思うので、もちろん子供たちもですけど、保護者にもそういうこともありますよっていう情報なりを発信していくのが大事かなと思います。

**○中野委員** 済みません。やっぱり働き方改革でもそうですよね。私は、いかに先生の無駄、雑用を省くかだと思うんです。だから、私がまだすっきりしないのは、最初は、働き方改革は残業時間から出たじゃないですか。それには突出した部活動の先生たちの時間が入っているわけですよ。じゃあ、その突出した部活動の先生たちの時間外を除いた場合に、一般の先生たちの残業がどれぐらいになっているかっていうことを、しっかり把握すべきなんです。だから、学力向上もやっぱり先生たちが子供を教える時間に重点的に。雑用とかをふやした時間が、私はどうなのかって知りたいけど、私は前から言っているけど、今、教育委員会に出てないですよ。だから、残業っていっても、先生の自分個人のための勉強なのか、学校にいて丸つけするための時間なのか。私は、そこら辺もやっぱりしっかりある程度把握しないと、働き方改革なんて、私はちらっと見たこんな厚い冊子の中で、そんな議論で、ただタイトルがなっているだけで実態と合うのかなっていう疑問があるんです。やっぱり知識といっても、知識もやっぱり学問

もないといかんし、私も学問だけのテストだけじゃないけれども、やっぱりトップと平均が8ポイント、9ポイントちがうわけです。だから、それに近づくような努力、そういうのをしっかり私はやるべきだと。

極端な言い方をすると、宮崎県の子供は頭が悪いのか、環境が悪いのか、教え方が悪いのか、そんな単純な議論もできるわけです。ぜひ教育委員の皆さんもそれぞれのエキスパートですけど、そこ辺を生かしながら。学校改革なんて、私はそこにおった人じゃないとわからんと思うんです、逆に。やっぱり校長先生がしっかりそういう意識をもってやれば、私は改革はできると思っていますので、しっかり議論をして、宮崎県の教育委員としてぜひ頑張ってください。お願いします。

**○渡辺委員長** そろそろ時間が迫ってきていますけど、最後に。

**○凶師委員** 私は、ここ2年ほど議会で高等学校の適正規模のことについて、ずっと取り上げてきました。

まだ委員の皆さんは、委員になられてから日が浅いので、どういう内容を取り上げてきたか説明するとかなり長いんですが、要は、今、県立高等学校の適正規模という一つの物差しがあります。1学年4クラス、1学級40人以上、これが適正規模とされています。ただ、この適正規模にはまらない高校が複数あります。その中で統廃合が粛々と進められていて、昨年だけでも西都商と妻高校、高鍋高校と都農高校がもう統廃合が決まって。特に都農高校に関しては、生徒数が一時、一学年60人台まで落ち込んだときがあったんですが、ここにきて100人を超えたりとか、100人近くまで生徒数が回復してきたにもかかわらず、統廃合を進められてしまいまし

た。

長くなるといけませんので、要は、今後、県内の高校でも、先ほど言った適正規模を下回っている高校は複数あります。ここを統廃合を進めるのか、進めないのか。その決定は皆さんたちがされることになります。やはり、地域の方なり、そこの教育関係者、保護者の方々と本当に意見交換をされて——地域から学校がなくなるとは、もうご存じのとおり地域の火が消えるのと同じことです。私、今まで小中学校がなくなってくるのを、大学がなくなってくるのを見てきました。なくなった途端から、地域は一気に勢いがなくなっていくます。

ですから、学校、もちろん子供たちの教育環境を整備するというのも大切なんですけど、地域と学校の相関関係というのをぜひ皆さんたち、たくさん理解をしていただいて、学校を守るとは地域を守ることになるんだという意識をぜひ持っていただきたい。

先ほどから中野委員も言われる学力向上も、秋田県の例なんかでは、秋田は適正規模を下回っても残すんです。それだけ地域が一生懸命学校を守りたい。それで、学力を小規模だから低下させないという教育委員会のプライドがあるとおっしゃっていました。そういうことではなく、小規模だから学力は伸ばせる。よりマンツーマンの教育ができる。もっと言うと、ITを利用して遠隔でも教育が受けられる。そういう環境を整備すれば、学力は絶対に落ちませんということも、我々、直接行って話を聞いてきました。

今後、また統廃合は必ず皆さんたちの教育委員会の場で議論がされていきますので、そこでの判断というのをぜひ慎重にしていきたいと思いますが、何かお考えがあれば。

**○高木教育委員** まだ私の地元では適正化に当

たって統廃合っていう話はないんですが、やはり、統廃合になるかもという話を聞くと、今、図師委員がおっしゃったように、地域から火が消えるという話をよく聞きます。小学校でも休校になったところは、苦渋の選択をされたという中で、休校やむなしと。

子供、生徒さんが減っていくという実態と今後ふえるっていう実態も踏まえたり、また地域と話し合いのもとに進めていくことなのだろうと思いますし、また片方で、学校の後の活用も地域と考えていかないといけないのかなど。個人的には統廃合がどんどん進めばいいとは思ってはいませんし、教育委員会もそのような考えのもとに動いておられるわけではなく、本当に苦しい中での協議の末だというふうに理解はしています。

これからのあり方、いろんな学校の統廃合後の学校の活用方法もいろいろと見てまいりました。県内でも支援学校に使われているとか。いろんな使われ方も逆にあって、それでまた地域が元気になっているというのも見えますし、なくなるというのは単純に寂しいことであるけれども、その後の活用っていうことも視野に入れていくことも、人口減のこの状況の中で片方では必要なのかなと個人的に考えているところです。

**○渡辺委員長** ありがとうございます。

そろそろ2時が近づいてきておりますので、今回の意見交換はここまでとさせていただきたいと思います。

我々、常任委員会も、このようなことを考えながら、日ごろ、教育委員会事務局と議論をいろいろしておりますので、お互い思うところは宮崎県の教育の発展だと思っておりますので、また今後ともお力添え、御尽力を心から申し上げます。

て、御挨拶とさせていただきたいというふうに思います。本当にきょうはありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

---

午後2時0分再開

**○渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め、御意見がございましたらお願いいたします。必要があれば休憩もしますが、特によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** それでは、一括して採決をすることといたします。

議案第1号、第15号から第19号、第29号、第30号、第32号、第34号、第41号、第49号、第63号から第65号、第77号及び第78号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡辺委員長** 御異議なしと認めます。よって、各議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として御要望等はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

---

午後2時3分再開

ございました。ありがとうございました。

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

午後2時4分閉会

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進、並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

最後に、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。

それでは、実質的な審議は、きょうが委員会最後になるかと思えます。1年間、大変お世話になりました。皆さんと一緒に県の教育行政等の向上のために議論ができたのは、大変有意義な時間だったと思っております。本当にありがとうございました。

副委員長、どうぞ一言。

○日高副委員長 本当、1年間ありがとうございました。いろんなこと、1期2回目の文教警察企業、本当に勉強になりました。また、来期、皆さんでできるといいなと思っています。どうぞよろしくお願いします。本当にお疲れさまでした。

○渡辺委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。皆さん、1年間大変お疲れさまで

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創